

「第3期岐阜県森林づくり基本計画」 (案)

平成28年10月

岐阜県

目次

第1章 計画策定にあたって	
1 計画見直しの趣旨	・・・ 1
2 計画の位置づけ	・・・ 1
3 計画期間	・・・ 2
4 策定方法	・・・ 2
5 計画の推進と管理	・・・ 2
第2章 第2期基本計画の評価	
1 総括評価・課題	・・・ 3
2 施策ごとの評価・課題	・・・ 3
3 総合的・重点的に取り組んだプロジェクトの評価	・・・ 5
4 県民の意見	・・・ 7
第3章 岐阜県の森林・林業の現状	
1 森林資源編	・・・ 11
2 林業・木材産業編	・・・ 14
3 社会情勢の変化	・・・ 17
第4章 全国育樹祭の開催	
1 第39回全国育樹祭の開催結果	・・・ 18
2 第39回全国育樹祭の成果	・・・ 19
3 第39回全国育樹祭を踏まえた新たな課題	・・・ 20
第5章 100年先を見据えた森林づくり	
1 第3期基本計画の全体像	・・・ 22
2 100年先の森林づくり	・・・ 23
3 100年先を見据えた森林資源	・・・ 25
4 森林区分ごとの移行面積	・・・ 26
5 森林区分ごとの整備方針	・・・ 28
第6章 総合的・重点的に取り組むプロジェクト	
1 「100年先の森林づくり」関連プロジェクト	・・・ 35
2 「生きた森林づくり」関連プロジェクト	・・・ 41
3 「恵みの森林づくり」関連プロジェクト	・・・ 43
第7章 施策展開の全体像	
1 健全で豊かな森林づくりの推進	・・・ 45
2 林業及び木材産業の振興	・・・ 55
3 人づくり及び仕組みづくりの推進	・・・ 66
4 目標値一覧	・・・ 77
資料編	・・・ 79

第1章 計画策定にあたって

1 計画見直しの趣旨

本県では、平成18年に「岐阜県森林づくり基本条例」（以下「基本条例」という。）を制定し、天皇・皇后両陛下をお迎えして下呂市で開催した「第57回全国植樹祭」の開催日である、平成18年5月21日に施行しました。

基本条例では、その基本理念を「揺るぎない長期的展望と県民協働による持続可能な森林づくり」とし、「健全で豊かな森林づくり」、「林業及び木材産業の振興」、「人づくり・仕組みづくり」という、森林づくりの3つの方針を示しました。

この基本条例に基づき、平成19年に「岐阜県森林づくり基本計画（H19～H23）」（以下「基本計画」という。）を策定し、林業経営を重視した「生きた森林づくり」に取り組みました。

その後、平成24年に「第2期岐阜県森林づくり基本計画（H24～H28）」（以下「第2期基本計画」という。）を策定し、それまでの「生きた森林づくり」に加え、環境保全を重視した「恵みの森林づくり」とともに森林づくりに取り組んでいます。また、平成24年度から財源に「清流の国ぎふ森林・環境税」を導入し、県民全体で森林や河川の保全・再生を支えていく仕組みが始まりました。

そして、平成27年10月11日、皇太子殿下をお迎えし、「手から手へ 豊かな緑で ぼくらの未来」をテーマに「第39回全国育樹祭」が揖斐郡揖斐川町谷汲名礼の谷汲緑地公園等で開催されました。

また、国の方針として、戦後植栽された人工林は本格的な利用期を迎え、この資源を活用しつつ、森林の多面的機能を最大限に発揮することによる、林業の成長産業化を進めることが打ち出されているところです。

こうした中、第2期基本計画が平成28年度に終期を迎えます。そのため、近年の社会情勢の変化や時代の潮流を勘案し、第2期基本計画の施策の効果に関する評価を踏まえ、平成29年度から5年間の森林づくりの具体的な施策と、それに基づいた取組みを総合的かつ計画的に推進するため、第2期基本計画を見直しました（基本条例第12条第6項関連）。

2 計画の位置づけ

この計画は、「基本条例」に基づき、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林づくりについての基本的な計画を改定するものです（基本条例第12条第1項関連）。また、県の森林づくりに関する計画の最上位に位置づけられるもので、今後策定・変更する森林づくりに関する諸計画は、基本計画との整合性を保つことが必要です（基本条例第12条第2項関連）。

さらに、「岐阜県長期構想」を踏まえ、県が重点的に取り組む森林・林業の施策について示す分野別計画でもあります。

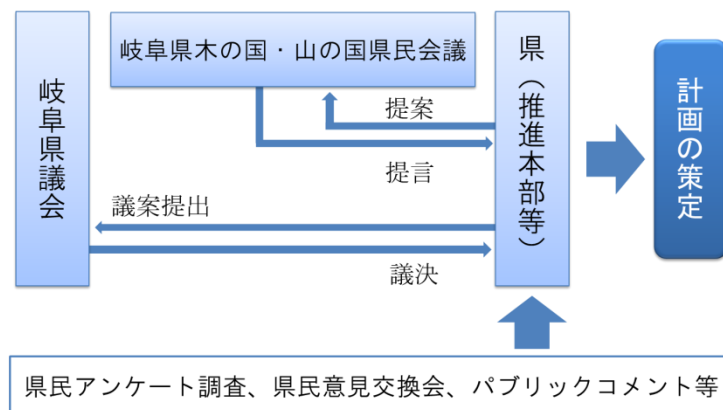
3 計画期間

この計画の期間は、平成29年度（2017年度）を初年度として、平成33年度（2021年度）を目標年度とする5ヵ年計画とし、社会情勢の変化や県民の意向等に的確に対応するため、必要に応じて随時見直すことができるものとします。

年度	H18	H19～H23	H24～H28	H29～H33
基本計画	策定	計画期間		
第2期基本計画		見直し（H23）	計画期間	
第3期基本計画（今回）			見直し（H28）	計画期間

4 策定方法

この計画は、「岐阜県木の国・山の国県民会議」等の意見を聴くとともに、県民へのアンケート調査、県民との意見交換会やパブリックコメントの実施等により、広く県民の意見を聴取し、県議会の議決を経て策定しました。

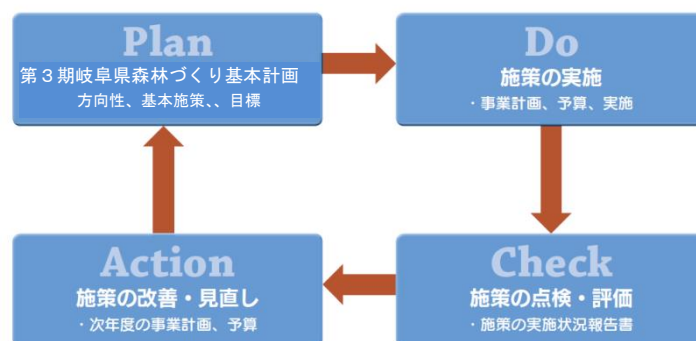


5 計画の推進と管理

基本計画に基づく施策の実施状況については、毎年度、県議会に報告し、その結果を公表します。

公表に当たっては、「岐阜県森林づくり基本計画に基づく施策の実施状況報告書」として、ホームページ等を通じて発表しています。

また、点検・評価の結果は、次年度の事業計画や予算に反映していきます。



第2章 第2期基本計画の評価

1 総括評価・課題

第2期基本計画では、「第57回全国植樹祭」(H18)を契機とした林業経営重視の「生きた森林づくり」と、「第30回全国豊かな海づくり大会」(H22)を契機とした環境保全重視の「恵みの森林づくり」の両輪で取り組んできました。また、「恵みの森林づくり」には、その財源に「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用してきました。

【生きた森林づくり】

- ・木材需要に応じた原木の生産、流通の取組みが始まりましたが、安定供給には不十分です。
- ・県産材の利用を進めるため、更なる販路の拡大が必要です。

【恵みの森林づくり】

- ・水源林や里山林の保全・整備が進んでいますが、まだまだニーズが高い状態です。
- ・「ぎふ木育」等環境教育が浸透し、活動も活発化していますが、全県的な広がりがみられないのが現状です。

2 施策ごとの評価・課題

(1) 生きた森林づくり

○間伐の推進

- 実績：間伐実施面積：38,291ha (H24~27) [H24~28 目標 62,000ha]
- 評価：この5年間で、間伐の方法が、伐り捨て間伐から搬出間伐へと変わったことや、労働力不足もあり、計画通りの進捗となっていません。
- 課題：森林の境界明確化を進めるとともに、計画的な労働力の確保、機械化を推進することが必要です。



間伐を実施した森林

○木材生産の拡大

- 実績：木材生産量：32.5万m³(H22) → 43.8万m³(H27) [H28 目標 50万m³]
- 評価：搬出間伐の推進、森林経営計画に基づく計画的な伐採により、木材生産が増加してきましたが、所有者同意や境界確認が難航し、計画通りの進捗となっていません。
- 課題：製材、合板、木質バイオマス燃料用チップの素材需要に対応するため、安定供給体制を確保する必要があります。



高性能林業機械による集材作業

○県産材の利用の促進

- 実績：人工乾燥材の割合：31.0% (H22) → 43.9% (H27) [H28 目標 60%]
県産材住宅の割合：16.1% (H22) → 15.3% (H27) [H28 目標 21%]
- 評価：人工乾燥材の割合は、計画通りの進捗となっていないが、年々増加しており、全国平均を上回っています。また、新設住宅着工のうち戸建木造軸組住宅に占める県産材住宅の割合は平成22年度と比較して減少しています。
- 課題：県産材の利用を進めるため、更なる販路の拡大が必要です。



県産材を利用したモデルハウス

○森林技術者の育成支援、新規就業者の確保

- 実績：森林技術者数：1,166人 (H22) → 947人 (H27) [H28 目標 1,220人]
- 評価：一定数の新規就業者もいますが、定年退職や転職等による離職者が多いので、漸減している状況です。一方で、若年層の就業により、若返りが進んでいます。
- 課題：林業に関心のある人に対する就業支援や、就業後の技術研修等による定着支援を引き続き行う必要があります。



施業プランナーの育成研修

(2) 恵みの森林づくり

○水源林の整備や里山林の整備・利用の促進

- 実績：水源林整備面積：目標 11,800ha (H24~27) → 実績 9,839ha
[H24~28 目標 15,000ha]
里山林整備面積：目標 2,020ha (H24~27) → 実績 2,163ha
[H24~28 目標 2,600ha]
環境保全モデル林：目標 4箇所 (H24~27) → 5箇所
[H24~28 目標 5箇所]
- 評価：環境保全を目的とした森林の整備・保全が進んでいます。とりわけ、里山林整備のニーズが高く実施面積も増加しています。また、環境保全を重視した新たな森林づくりを進めるための環境保全モデル林の選定、計画づくり、整備が進められました。
- 課題：引き続き、水源林や里山林の整備・保全が必要です。また、環境保全モデル林の一層の活用と全県的な広がりが必要です。



環境保全モデル林の活用

※水源林と里山林の整備面積の目標は、清流の国ぎふ森林・環境基金事業計画における数値

○木育・森林環境教育の推進

■実績：木育教室・緑と水の子ども会議実施校数：149校（H22）→300校（H27）
[H28 目標値 250校]

■評価：木育や森林環境教育は広がりを見せているものの、活発な地域が限定的な傾向があります。

■課題：活動が一層活発となり、全県的な展開になるような取り組みが必要です。



木育キャラバンの実施

○県民との協働による森林づくりの推進

■実績：森林づくりに関する企業等との協定締結数：13件（H22）→19件（H27）
[H28 目標値 19件]

■評価：森林づくりに関する企業等との協定は増加しており、森林づくりへの関心が高まっています。

■課題：各企業等の継続的な活動や地域での活動から全県的な活動の広がりが必要です。



企業による森林づくり

3 総合的・重点的に取り組んだプロジェクトの評価

(1) 「生きた森林づくり」関連プロジェクト

① 森林経営合理化プロジェクト

○自立した林業の実現のため、「市町村森林整備計画」、「森林経営計画」の策定を支援しました。特に、市町村を対象とした研修会等における指導を実施するとともに、事業者等を対象とした個別指導や研修会等のきめ細かい指導を行いました。

○低コスト造林への研究・普及を進めるため、低コスト造林についてモデル的な取り組みを9提案採択するとともに、民間企業とコンテナ苗の安定供給体制整備のための協定を結びました。

○「森林経営計画」を実際に作成できる人材の育成を進めるため、施業プランナー研修（平成24～27年度：124名）を実施しました。



森林経営計画の策定支援

② 優良県産材供給倍増プロジェクト

○A材約5～10万tを使用する製材工場が郡上市に整備されたことから、県産材の需要量の増加が見込まれています。



大型製材工場での加工

- 木材流通の合理化を進めた結果、山から製材工場へ直送される木材量は 25.7 万m³ となり、原木の総取扱量に占める直送の割合は6割を超えました。
- ぎふの木で家づくり支援事業（20 万円/棟を助成）等による個人住宅への助成（平成 24～27 年度：828 棟）や木造住宅アドバイザー養成事業（木造住宅への相談に対応できる建築士等の養成 平成 24～27 年度：61 人）、木造住宅相談員養成事業（木造住宅の良さ等について説明できる工務店等の営業担当等の養成 平成 24～27 年度：104 人）により、県産材利用の機運が高まっています。

（2）「恵みの森林づくり」関連プロジェクト

①恵みの森づくりプロジェクト

- 「環境」を重視した新たな森林づくりを進めるための「環境保全モデル林」として、美濃市古城山、可児市我田の森、土岐高山城跡の森、加子母福崎の森、揖斐川町城台山の森の県内5箇所を選定しました。



環境保全モデル林での活動

- それぞれの「環境保全モデル林」では、活用を希望する団体（プレーヤー）、恵みの森づくりコンソーシアム会員、学識経験者、市、県で構成する「環境保全モデル林整備・活用計画策定会議」を設置し、「整備・活用計画」を策定しました。計画に基づき、活動のための基盤整備が行われ、その後、イベント等が活発に開催されています。

②水源林保全プロジェクト

- 平成 25 年 3 月に、水源地域において土地の取引を行う際に事前の届出を義務付けた「岐阜県水源地域保全条例」を制定し、森林の大面积伐採や乱開発による水資源の枯渇、水質悪化を防止する枠組みを作りました。



森の通信簿事業の実施

- 平成 24 年度から平成 27 年度の 4 年間で、中津川市、八百津町、白川町から申請があった 73.8ha の水源林の公有林化を支援し、水源地域の保全を図ることができました。

- 水源林への理解を深めるため、シンポジウムや地域説明会等を開催することで、保全意識の機運が高まりました。

③木質バイオマスエネルギーへの転換プロジェクト

- 公共施設等における木質資源利用ボイラーや薪ストーブ等、平成 24 年度から平成 27 年度で計 197 台の支援を実施しました。木質バイオマスのエネルギー利用への理解が広がりつつあります。



福祉施設に導入した薪ストーブ

- 地域住民と市町が連携し地域ぐるみで行う間伐材等の未利

援を行い、平成24年度から平成27年度の4年間で計6,728tの未利用材が搬出されるなど、地域ぐるみで行う未利用材搬出活動の機運が高まっています。

○瑞穂市内の木質バイオマス発電施設の整備を支援したことで、未利用材を中心に年間9万tの木材の需要先が生まれました。

4 県民の意見

(1) 県政モニター調査結果

基本計画の策定にあたり、県政モニター^(※)アンケート調査で森林づくりに関する意識調査を下記のとおり実施しました。

■調査地域：県内全域

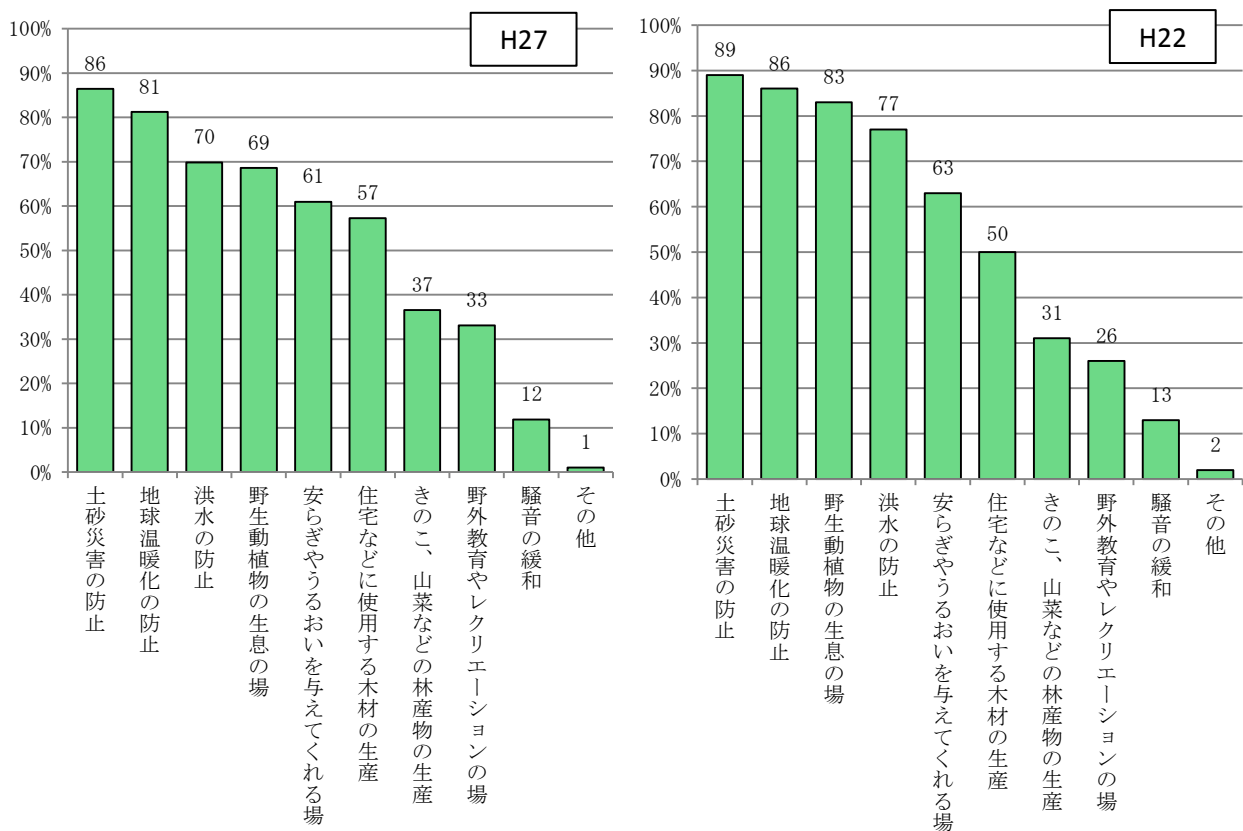
■調査対象：県政モニター485人（郵送223人、インターネット262人）

■回答数：408人（回収率84.1%）

■調査期間：平成27年7月下旬～8月中旬

(※) 県政モニター：県内在住の一般公募や無作為抽出の承諾者で、県政に関するアンケート等にご協力いただける方。

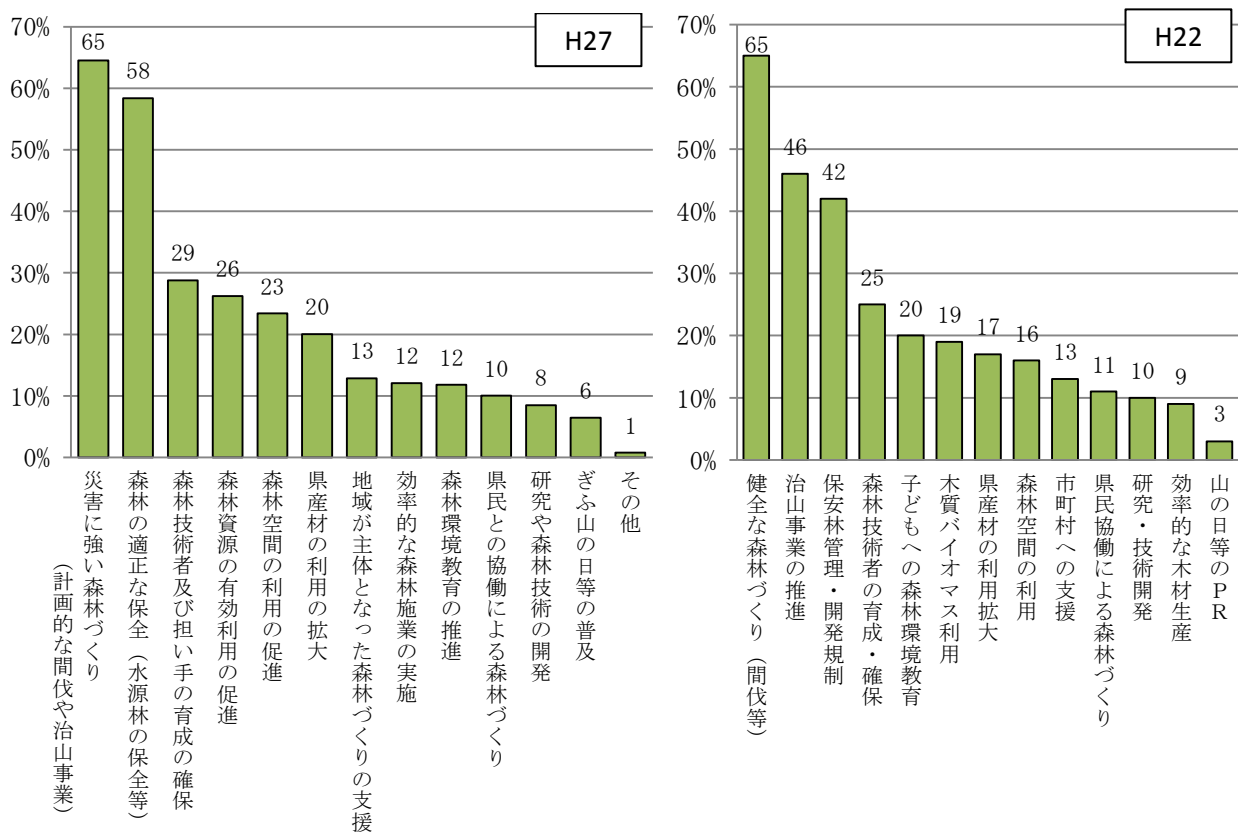
【Q1】重要だと思う森林の役割は？（複数回答）



<分析>

県民の森林に対するニーズは、土砂災害の防止や地球温暖化の防止、洪水の防止等、森林の持つ公益的機能の発揮に関するものが多いという結果になりました。5年前の調査の結果と同様、森林の公益性に関する期待が高い様子がうかがえます。また、「住宅等に使用する木材の生産」との回答や、「野外教育やレクリエーションの場」との回答がともに7ポイント上昇しており、木材の利用や森林環境教育に関する関心が高まっていることもうかがえます。

【Q2】県の森林施策として重要なものは？（複数回答）



<分析>

県の森林施策に関しても「災害に強い森林づくり（計画的な間伐や治山事業）」や「森林の適正な保全（水源林の保全等）」等、森林の持つ公益的機能の発揮につながる施策が上位を占めました。

(2) 県民の皆さんからの主な意見

森林づくりに関する意見交換会を実施し、一般県民、森林・林業関係者等から多くの意見をいただきました。

以下に施策の柱ごとに代表的な意見を記します。

■健全で豊かな森林づくりの推進

○山は社会の公共資本だから、これからの木材生産は本当に良い山だけで集中投資して行う必要がある。

- 植林した山林が手入れできずに放置されて保水ができなくなり、土砂崩れの要因になっている。二酸化炭素の低減にもあまり役立たない。手入れができないならば、植林前の広葉樹林等、自然の状態に戻すべきではないか。
- 市町村や所有者の意向を踏まえて、木材生産や環境保全といったゾーニングを策定して欲しい。
- 森林は所有者のみの管理では充分ではない。公的な支援が必要だと思う。間伐の費用への補助金を上げて次の世代に引き継ぎできるように改善して欲しい。
- 国の方針から見ても皆伐・再造林が進むと考えられるが、再造林費用に関して、森林所有者の理解が得られないと感じている。経費の補助を行って欲しい。
- 再造林で植栽しても獣害にあうのもっと獣害対策を行って欲しい。
- 森林面積を増やして、自然生物の保護も行って欲しい。
- 地球温暖化により確実に豪雨災害の危険性が高まっている。山の中での強靱化対策も大切であり、今後も積極的に対策を行って欲しい。
- 森林が住宅へと変化し、山を崩されることへの不安が年々つのっている。大雨の時が心配である。
- 大雪による倒木被害解消のため、常に道路際の手入れが必要である。停電や道路閉鎖が多発して不便であった。
- 今後、大規模な皆伐が行われると災害の恐れもあり心配である。
- 災害に強い森林づくりのために、治山事業を引き続き計画に盛り込んで欲しい。
- 里山林整備事業を継続して欲しい。また、設計・発注にあたっては今後も県からのアドバイスを欲しい。
- 里山で竹が侵入しているところが多く、荒れている。
- 子ども達が山へ入るなど森林空間を人が利用することは大変好ましい。

■林業及び木材産業の振興

- 林業は森林を適正に管理する社会貢献であるという認識が必要である。
- 国の補助金に頼らない林業経営の強化を行って欲しい。
- 間伐材の利用方法等の研究開発や、岐阜の木材のブランド化等、山林所有者の負担軽減のための方策に力を入れて欲しい。
- 放置され手つかずとなっている人工林は、持ち主がわからず、境界もわからないという非常に複雑な状況となっている。
- 境界明確化は、次世代への継承を考える際にも重要だと思う。
- 木材生産のための高性能林業機械が十分機能するための路網配置や路網規格となっていない森林が多い。
- 木材の需要拡大のためには、安定供給を進めることが必要である。
- ヒノキの需要拡大、価格を上げるための施策を打ち出して欲しい。
- これからは木材の合法性が問われるため、F S C 認証制度を進めて欲しい。
- 県産材の利用のためには、インテリアコーディネーターへの働きかけが必要である。
- 木材は出せば出すほど価格が安くなるので、海外への展開も必要である。

- 県の補助金を利用させてもらうことによって、県産材をふんだんに使った住宅を建てる事が出来て良かった。
- 資源に合わせて技術革新を起こせばよく、用途の事は後世に任せて、資源が枯渇することがないように材だけは用意したので頑張っ、という様に考えればよいと思う。
- 木質バイオマスの利用について、実際にC・D材の利用が進んできている。県の事業の成果が出ていることを感じている。
- A材、B材がしっかり流通した上でC・D材が活用できるようにして欲しい。

■人づくり及び仕組みづくりの推進

- 都会や平野部の人たちは森林に親しみが無い。都市の生活は森林を抱える地方によって成り立っているという思いを持ってもらい、地方の再生に、金銭的、人的支援をすることが必要である。
- 都市部の子も達も岐阜県の山を愛し、自分達で豊かな森を作っていくという意識、風土を醸成していくような取組みを工夫すべきである。
- 社会も森林も少子高齢化と言われているが、少子高齢化は一人当たりの天然資源の享受が増えるので良いことであり、豊かな未来が待っている。まずは、若者が楽しそうに山に入って欲しい。
- 森林管理は大変な仕事なので、所有者だけでなく、興味のある若者の中からスペシャリストを養成し、給与体系も良くして育成していくべきである。
- ボランティアに参加したいと思っ、いてもどのように参加するのか全く分からない。メディアを使って募集を公に知らせたい。
- 遊歩道、トレッキングコースを整備するなど、作業道だけでなく多用途の道を検討すると良い。
- 森林に親しむ人づくりを進めるには、学校単位で学校林を持つなどして体験学習ができる体制づくりが必要である。
- 県が森林づくりの活動をしていることを全く知らなかった。「ぎふは木の国・・・」とは若い人は思っ、ていないと思う。森林について考えたり、見聞きすることが皆無なので、幼稚園や義務教育の小さい頃から繰り返し学ぶ機会があると良い。
- 全国育樹祭の行事を通して森林づくりの重要性をPRされたことを、一過性に終わらせないため、若い世代が関われるような仕組みを作っ、て欲しい。
- 木育、森林環境教育を進めるにあたっては、中学生や林業専門校でない普通高校に対しても、林業とはどういうものか伝える施策があると良い。
- 経営計画への助言等、県のフォレストアーに現場へ参画して欲しい。
- 山村地域に林業の担い手が必要である。担い手対策を充実して欲しい。

第3章 岐阜県の森林・林業の現状

1 森林資源編

(1) 森林資源の状況

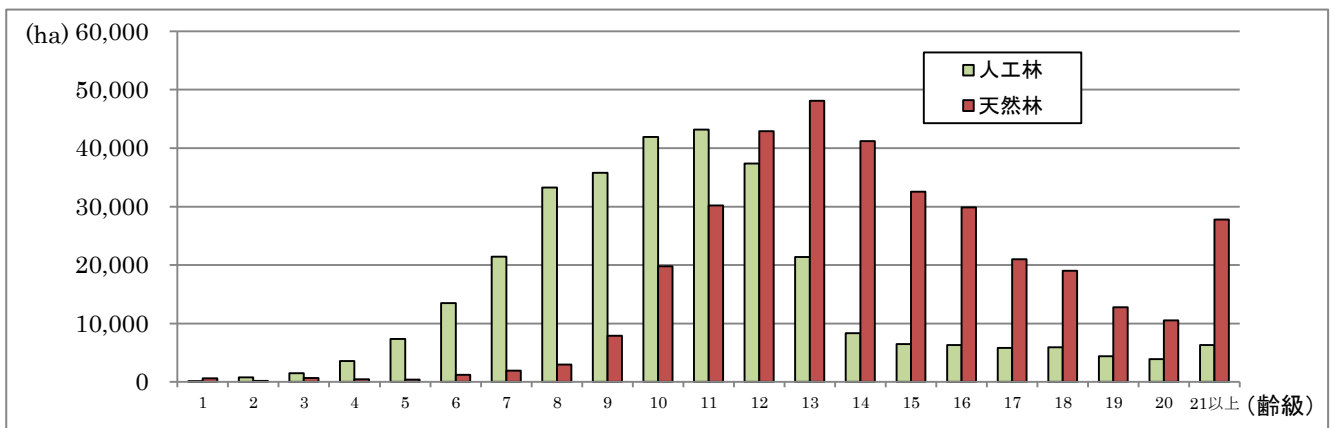
岐阜県の森林面積は、86.3万 ha（全国5位）で、県土面積の81%（全国2位）を占めています。また、森林蓄積は1.67億 m³（全国5位）となっており、全国でも有数の森林県です（H24.3.31 現在）。



※比較のための全国データは林野庁計画課「森林資源の現況」（平成24年3月31日）

■ 民有林の齢級構成

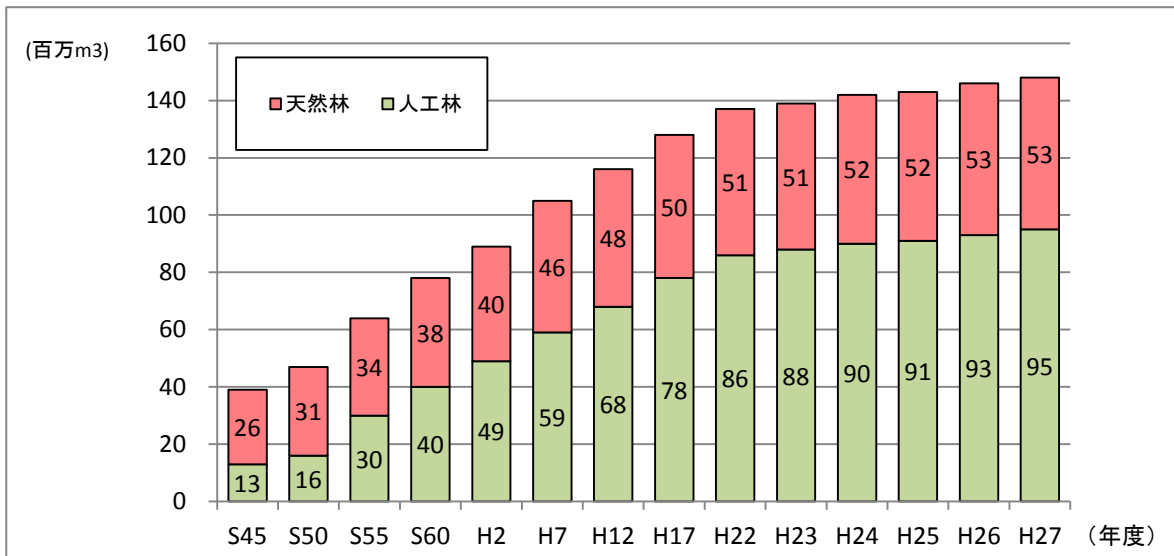
民有林の人工林は11齢級、天然林は13齢級をピークとした面積分布となっています。利用可能な森林が増加していますが、齢級構成の偏りがあることが将来に向けた持続可能な森林づくりが課題となっています。



民有林の人工林・天然林の齢級別面積(平成27年度末)

■ 民有林の蓄積

民有林の最近の蓄積は毎年度約 180 万 m³ 増加しており、その量は岐阜県の年間木材生産量（H27 年：43.8 万 m³）の約 4 年分に相当します。

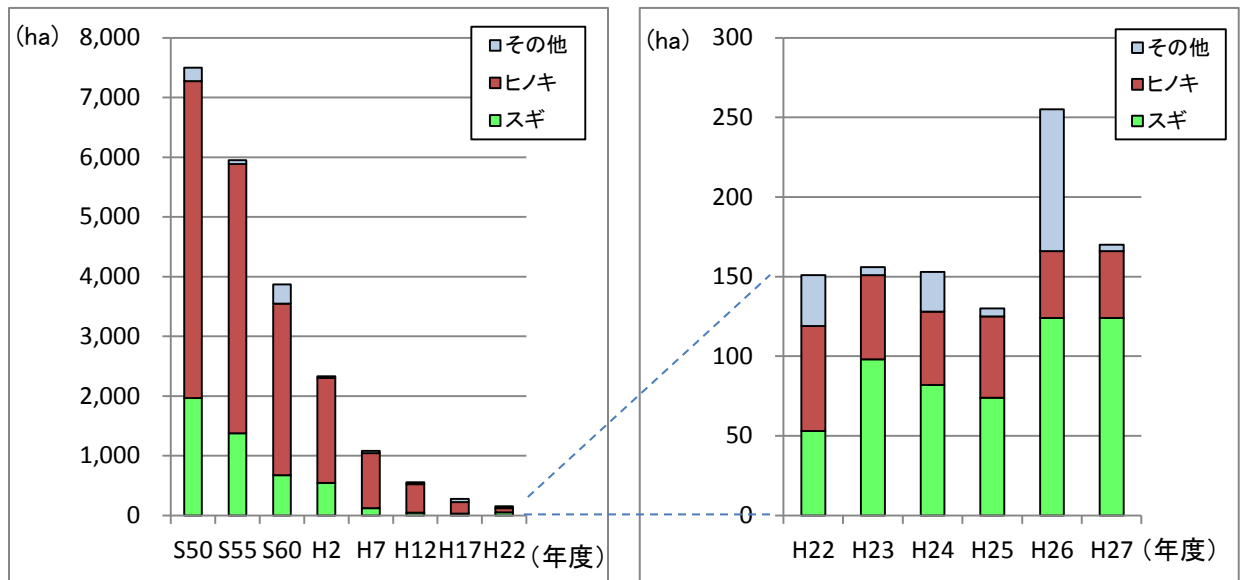


民有林森林資源の推移

(2) 森林整備の状況

■ 造林

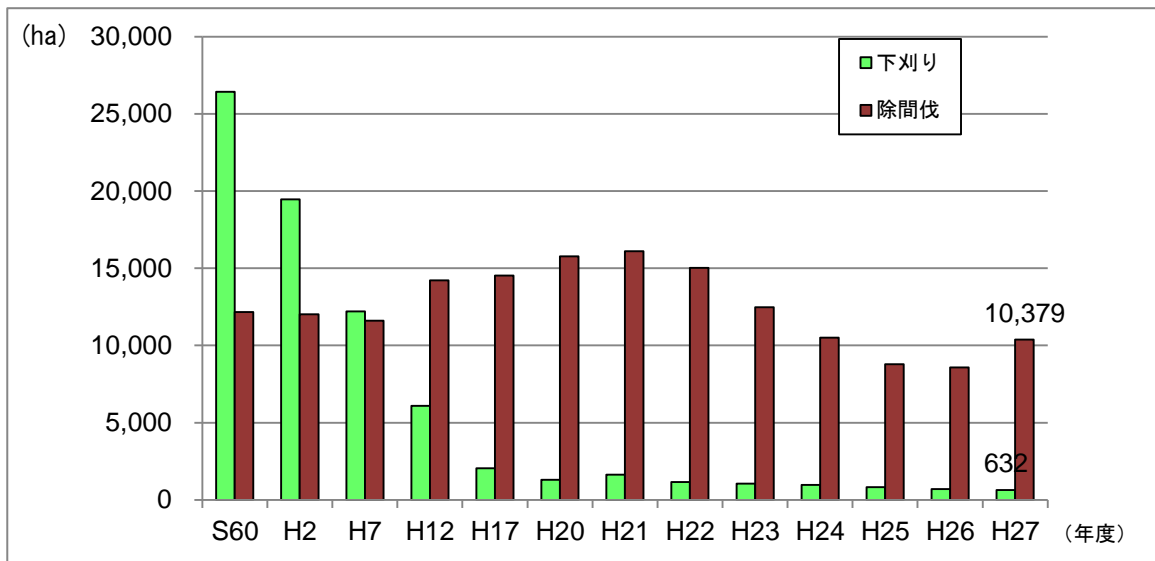
森林施業の長伐期化等の影響により、単層林造林面積は低く推移しています。樹種別では、スギ・ヒノキがほとんどを占めます。



単層林造林面積の推移

■人工林の保育

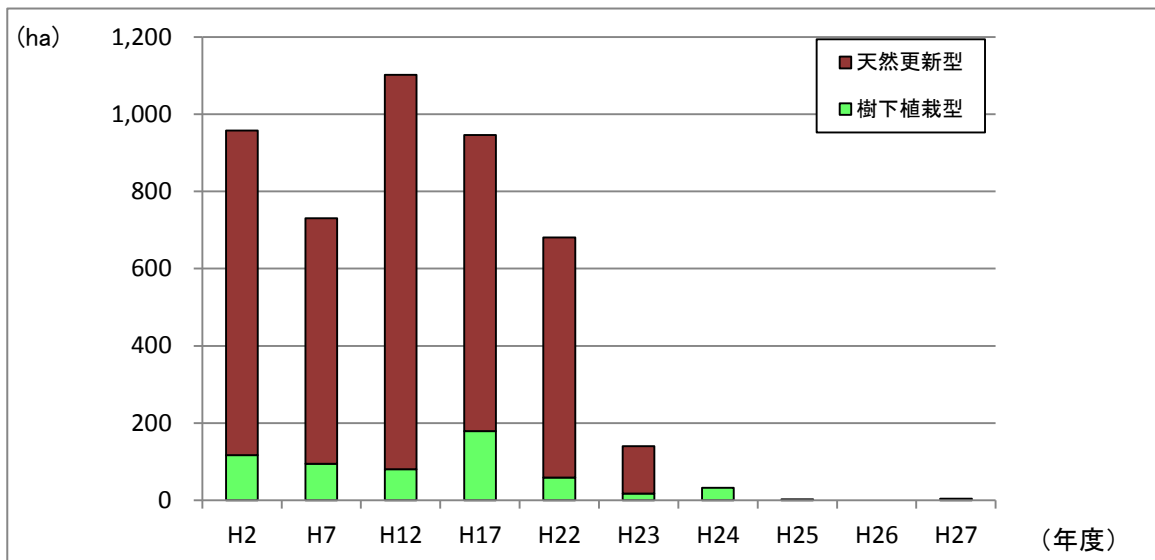
平成21年度から搬出間伐に重点的な支援を実施したことに伴い、除間伐面積が減少しています。下刈りは造林面積の減少に伴って低く推移しています。



保育面積(単層林)の推移

■複層林の整備

樹下植栽や天然更新型の複層林整備面積はここ数年で大きく減少しており、複層林を整備するための樹種更新が進んでいません。



複層林整備面積の推移

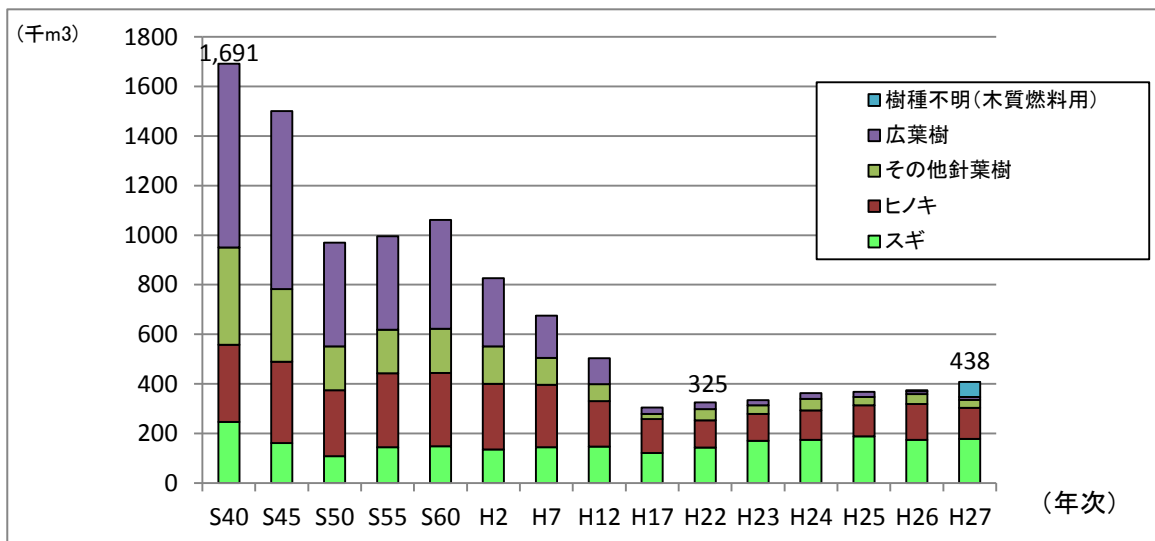
2 林業・木材産業編

(1) 木材生産・生産基盤

■木材の生産量

平成 27 年の県内素材生産量は 43.8 万 m³（製材用等 34.8 万 m³）であり、平成 22 年と比較して 11.3 万 m³、前年に比べて 5.7 万 m³ 増加しました。木質燃料としての需要(9.0 万 m³)が高まっています。

樹種別では、スギが最も多く生産されており、17.8 万 m³（構成比 44%）となっています。ヒノキは 12.6 万 m³（構成比 31%）とスギの需要比率が高まっています。

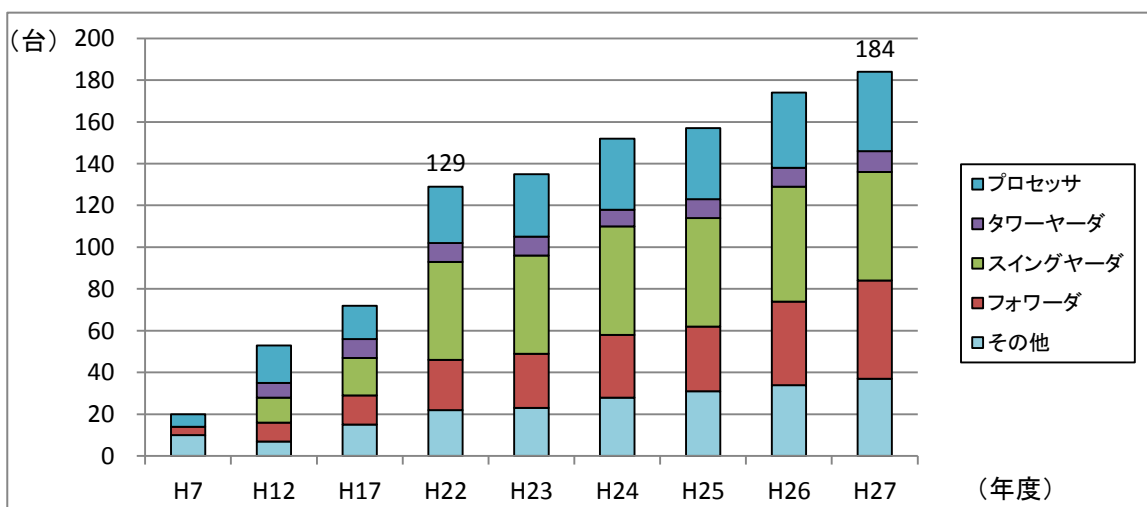


樹種別素材生産量の推移

■高性能林業機械

高性能林業機械の導入台数は年々増加しており、平成 27 年度末の県内事業者の保有台数は 184 台で、平成 22 年度末に比べて 55 台増加しました。

内訳をみるとタワーヤーダやスイングヤーダ等の移動式架線集材機が全体の 34%を占めており、全国 15%と比較し、移動式架線集材機の保有割合が高まっています。

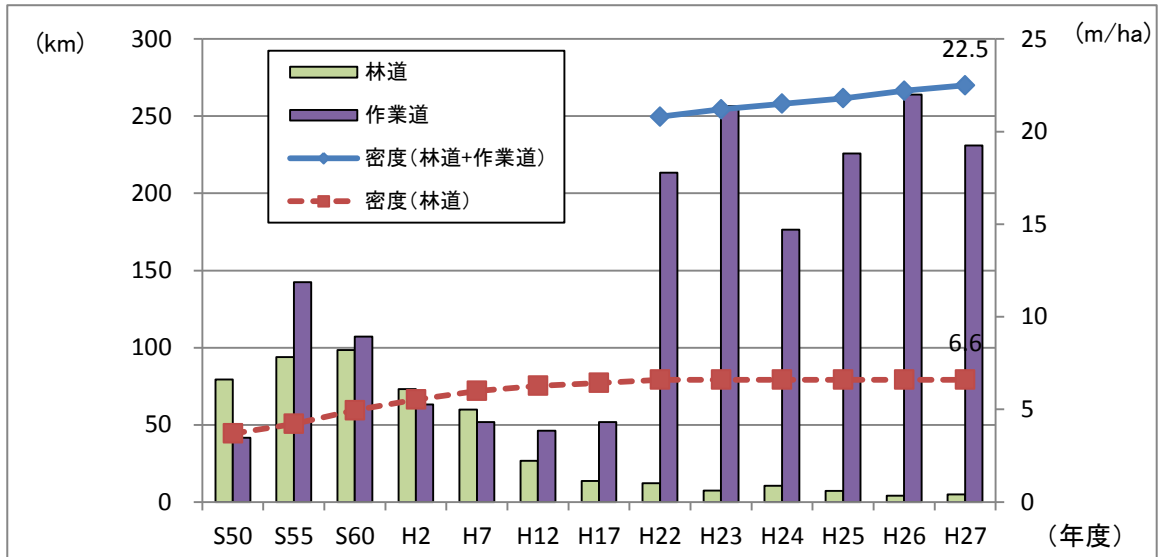


高性能林業機械保有状況の推移

■林道、作業道

林道開設延長は減少傾向にあり、林道密度は 6.6m/ha となっています。

作業道開設延長が近年増加しており、林道と作業道を併せた路網密度は 22.5m/ha まで上昇しました。



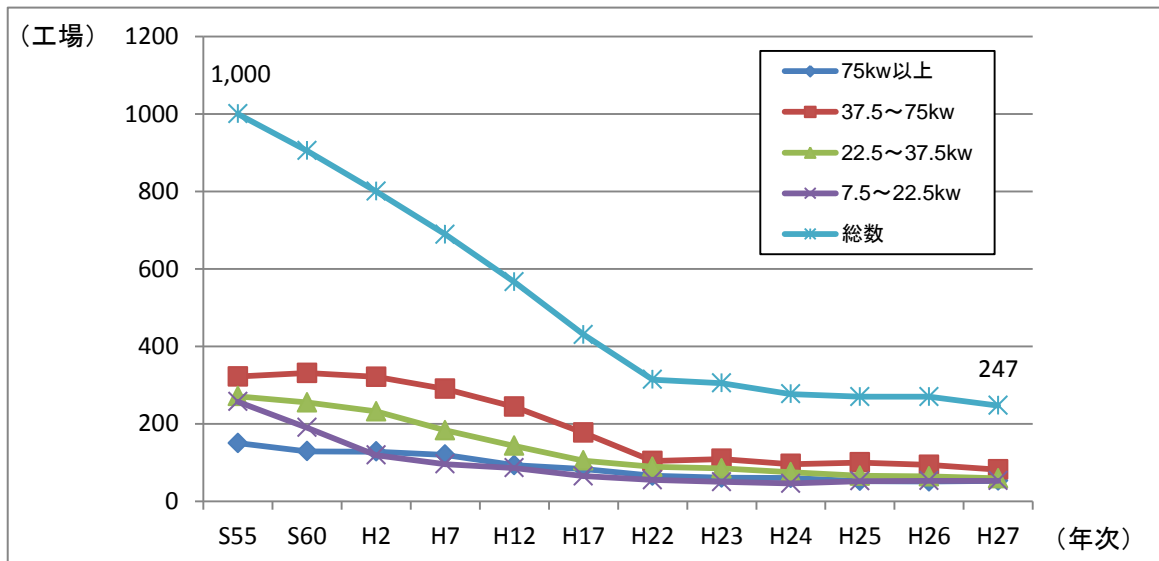
路網開設延長及び路網密度の推移

(2) 木材産業

■製材工場の規模と数

製材工場は減少していますが、平成 27 年で 247 工場あり、工場数では全国 1 位となっています。

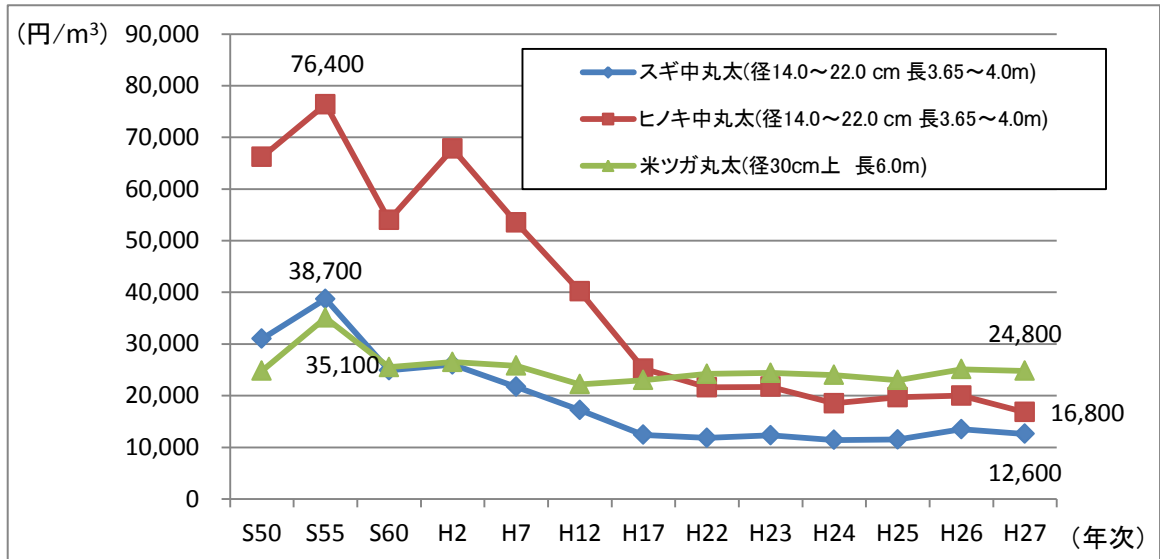
小規模な工場を中心に減少しているものの、1 工場あたりの原木消費量は 838m³ と加工規模は小さく、全国平均の 1/4 程度となっています。



動力階層別製材工場の推移

■木材価格

国産材の丸太価格は昭和55年をピークに、平成初期のバブル期を除き、一貫して低下しており、平成27年のスギ、ヒノキの価格はピーク時の2～3割程度となっています。しかし、米ツガの価格は平成12年で下げ止まり、近年ではスギ、ヒノキの価格を上回っていることから、スギ、ヒノキの国際的な競争力の低下が価格低下の要因であることを示しています。

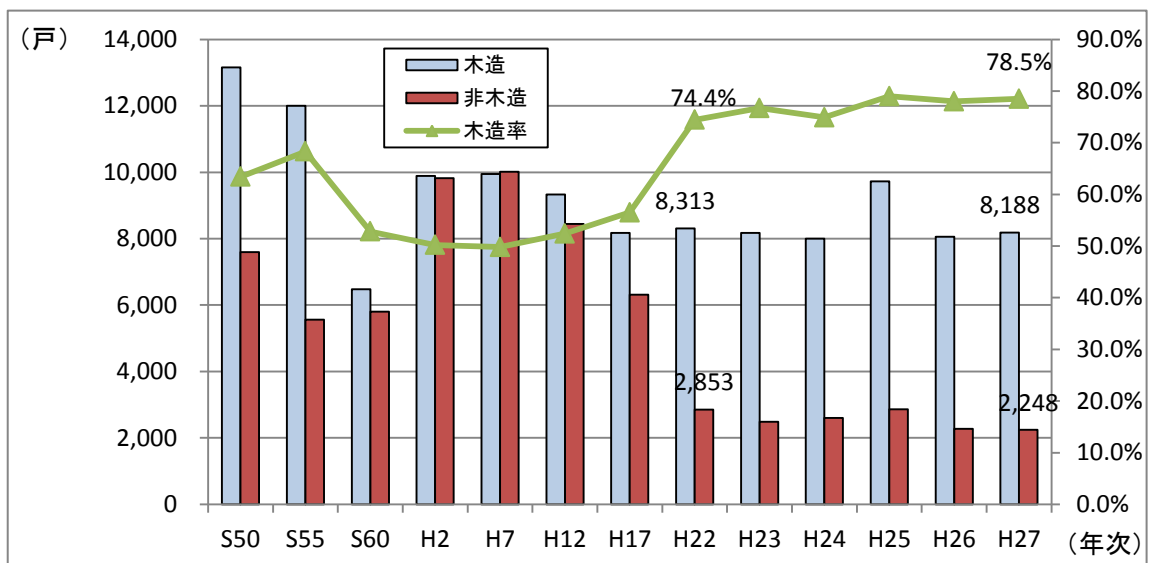


木材価格の推移

■住宅着工数と木造率

消費税の8%への増税に伴う駆け込み需要の影響で新設住宅着工戸数の一時的な増加がみられましたが、人口減少に伴う新設住宅着工戸数の減少傾向が進んでいます。

非木造住宅が減少している一方で木造住宅は着工戸数を維持しており、木造率は78.5%まで上昇しています。



新設住宅着工戸数および木造率の推移

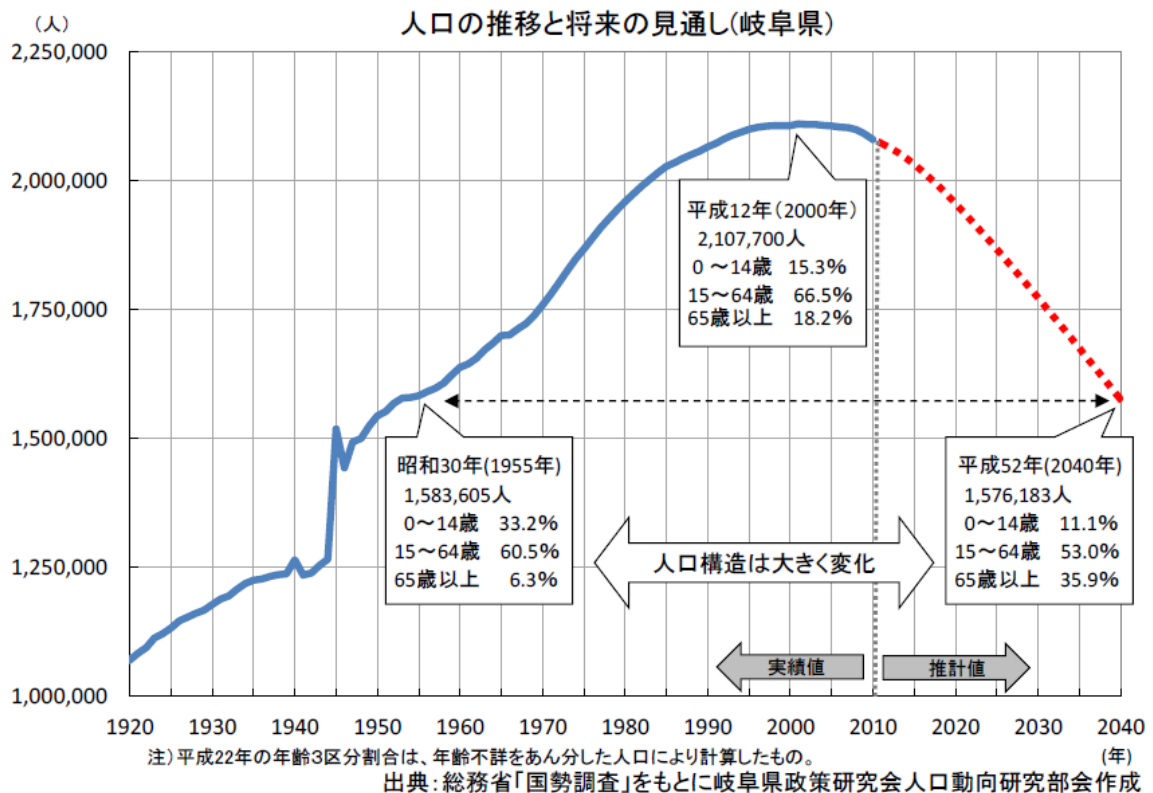
3 社会情勢の変化

■県内の総人口の推移

国勢調査によると、本県の人口は平成12年（2000年）の約210万8千人をピークに減少傾向にあります。平成26年（2014年）の人口は約204万2千人（同年10月1日現在。岐阜県人口動態調査結果）であり、平成12年（2000年）と比べ6万6千人の減少となっています。

岐阜県長期構想中間見直しにあたって行った分析によれば、現在の人口動態の傾向が続くと仮定すると、本県の人口は平成52年（2040年）に約157万6千人（平成12年（2000年）比で▲53万人）へ減少すると推計されています。

この数字は、昭和30年（1955年）の人口とほぼ同じであります。その構成は大きく異なります。当時、総人口の33%を占めていた年少人口（0～14歳）が11%に減る一方、10%に満たなかった老年人口（65歳以上）の割合が36%に上昇しており、総数は同じでも構造は「超少子高齢化」となると予測されています。



第4章 全国育樹祭の開催

1 第39回全国育樹祭の開催結果

本大会、併催・記念行事及び関連行事に、近年の大会では最も多い15万人を超える参加者がありました。

特に、開催機運を盛り上げるために実施した「100年の森づくりリレー」では、県内5箇所で見つけられた樹齢100年を超える大木を伐採して木曳車（きひきしゃ）に載せ、幅広い世代の方々、約2万人の手で全市町村をつなぎました。

また、当日の式典行事では、約1千人の県民が出演し、なかでもメインテーマアトラクションは、「100年先への森づくりの誓い」と題し、約500人の県民が躍動感あふれる演技で表現し、音楽隊の演奏とも相まって会場が一体感で包まれました。

また、会場内には、森林の恵みに感謝するとともに、豊かな森林を守り、活かし、次の世代に伝えていくことを誓うため、岐阜県が誇る伝統、文化や産業を支えてきた恵みの火を集め、「清流の国ぎふ誓いの火」として合火し、森湊灯台に点火しました。

【概要】

■テーマ 「手から手へ 豊かな緑で ぼくらの未来」

■主催 公益社団法人国土緑化推進機構、岐阜県

■開催日 平成27年10月11日（日）

■開催会場

＜お手入れ行事＞

第8回全国育樹祭開催地（揖斐郡揖斐川町谷汲）

＜式典行事＞

谷汲緑地公園（揖斐郡揖斐川町谷汲）

■併催・記念行事

・育林技術交流集会（郡上市/10月10日）

・全国緑の少年団活動発表大会（池田町/10月10日）

・森林・林業・環境機械展示実演会（高山市/10月11日～12日）

■関連行事

・サテライト行事（県内各地）

・100年の森づくりリレー（県内全42市町村）

・間伐材活用おもてなし事業（揖斐川町）

・応援行事等（県内各地）

・第23回緑の少年団全国大会（揖斐川町、美濃市）

・1年前イベント「清流の国ぎふ 森の恵みの感謝祭」（岐阜市）

・国民参加の森づくりシンポジウム（岐阜市）

■参加者実績 本大会 約5,800人

行事全体 約15万人

2 第39回全国育樹祭の成果

先代から受け継いだ森林を守り育て、活用する知恵や技術を深化させ、次の世代へ引き継ぐ取組みを県民総参加で進めることができました。

皇太子殿下には、全国育樹祭のお手入れ行事として初めて、間伐をしていただき、森を守り育てていくために、人の手による間伐が大切であることを、このお手入れ行事を通じて全国へ発信するとともに、豊かな森づくりへの思いを、県民が共有する大変有意義な機会となりました。

本大会が、豊かな環境・文化を育む森林をつくるため、森林の循環利用を進めるとともに、水源林や里山林など多様な森林づくりを進めていく「100年先の森林づくり」に取り組んでいく契機になりました。



【第39回全国育樹祭お手入れ行事(揖斐川町)】



【「100年の森づくりリレー」(大垣市)】



【第39回全国育樹祭式典行事(揖斐川町)】



【育林技術交流集会(郡上市)】



【全国緑の少年団活動発表大会(池田町)】



【森林・林業・環境機械展示実演会(高山市)】

3 第39回全国育樹祭を踏まえた新たな課題

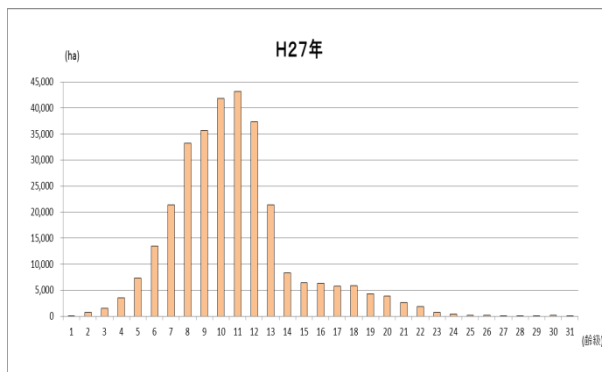
次世代への継承をテーマとした全国育樹祭の取組みを通して、岐阜県の森林における新たな課題が明らかになってきました。

(1) 次の世代へつなぐ資源の確保と森林の持つ公益的機能の維持増進

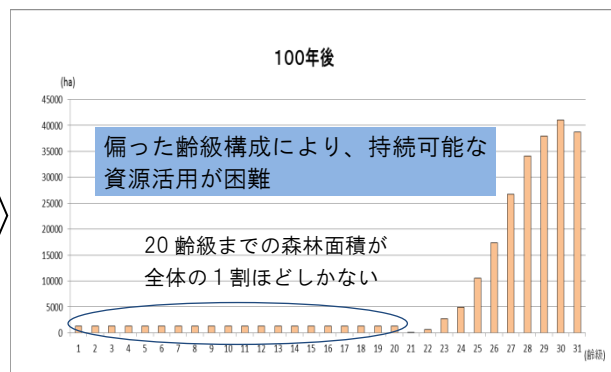
本県における森林面積は 862 千 ha と県土のおよそ 81% を森林が占めています。そのうち民有林人工林は 308 千 ha ですが、これらのおよそ大半は戦後の拡大造林により植栽されたスギ、ヒノキの人工林で、本格的な利用期を迎えています。

一方、人工林面積の齢級構成をみると、25 年生（5 齢級）以下の若・幼齢林が全体の 5% と非常に偏っています。この齢級構成の偏りをそのまま放置しておけば、持続可能な木材生産が困難な状況とともに、森林の持つ公益的機能の維持が困難となることになりかねません。

このため、将来に渡り森林資源を循環利用し、次世代に豊かな森林をつなぐことについて考える必要があります。



人工林の齢級別面積(H27)



このまま 100 年推移した場合の人工林の齢級別面積

注) 齢級とは、樹木の年齢を 5 年刻みで区分する単位で、1～5 年生を 1 齢級、6～10 年生を 2 齢級などとして統計上の整理をしている。

(2) 森林の現況についての総点検と将来の望ましい森林の姿の検討

戦後復興の拡大造林政策では、復興のために急増した木材需要に対応するため、天然林が人工林へと転換されました。その中には、尾根部や急傾斜地等の木材生産に適さない地域も多く含まれていました。

人工林の利用期を迎える今、気象や地形等の自然条件、資源量や地域の生活環境・文化等を考慮し、本来あるべき森林の姿を考える必要があります。

(3) 人口減少社会を見据えた県産材の販路確保

本県の人口は、現在の人口動態の傾向が続くと仮定すると、平成52年(2040年)に約157万6千人(平成12年(2000年)と比べ53万人減)へ減少すると推計されています。

人口減少により新設住宅着工戸数が減少するなど、県内の木材需要が低下することが予測されるとともに、リフォーム需要の増加や非住宅分野など新たな分野での木材の利用が求められます。

このため、県内だけにとどまらない県外等の販路拡大や、広葉樹も含めた新たな分野での木材需要の創出について考える必要があります。

(4) 森林内で放置されている未利用材(伐採木の約6割)の活用促進

東日本大震災の復興を機に木質バイオマスの急速な需要が高まっています。平成27年度の県内民有林の森林伐採量97万8千 m^3 のうち、搬出される木材の生産量は38万6千 m^3 (同)であり、残りの59万2千 m^3 が未利用のまま森林内に放置されています。

このため、資源の循環利用の観点から木質バイオマスエネルギー等への更なる有効活用について考える必要があります。

(5) 世代をつないで、豊かな森林を守り伝える県民総参加の森林づくりへの発展

第39回全国育樹祭では、お手入れ行事で初めて「間伐」を実行し、間伐の重要性を全国へ発信しました。また、第39回全国育樹祭は関連行事を含め15万人が参加し全県的に森林づくりの機運が高まりました。特に、2万人がつないだ「100年の森林づくりリレー」を通じ、幅広い世代の方々に、世代をつなぐ森林づくりの必要性、森づくり活動の大切さの意識の醸成を図ることができました。

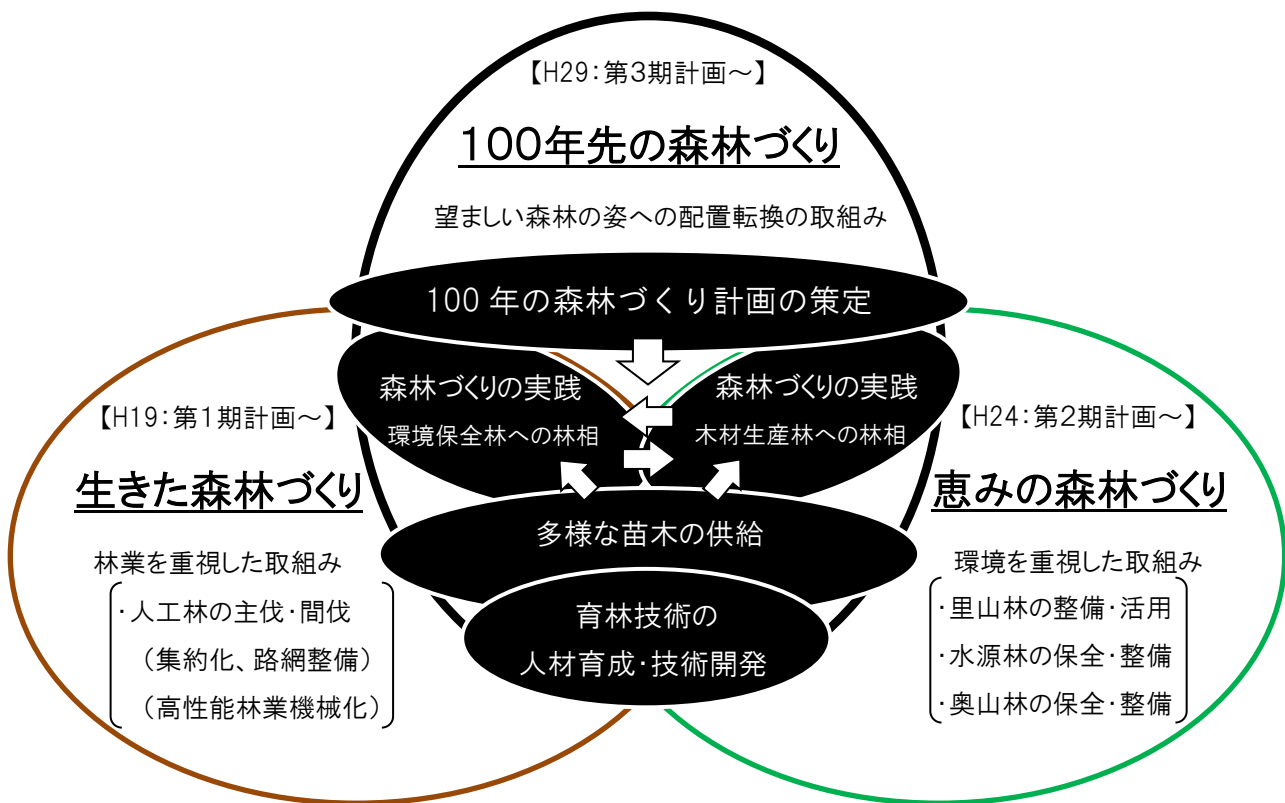
このため、第39回全国育樹祭を一過性のものとせず、これを契機とした県民総参加での、豊かな環境、資源、文化を育む世代をつないだ森林づくりについて考える必要があります。

第5章 100年先を見据えた森林づくり

1 第3期基本計画の全体像

第39回全国育樹祭の成果を踏まえた諸課題に対応していくためには、短期的ではなく、100年先まで見据えた長期的な視野が求められます。特に戦後の拡大造林により造林不適地（積雪深、傾斜、土壌等の条件が悪く、生育しても形質が悪くなるなど木材生産には適さない森林）まで植栽された人工林は、本来あるべき森林の状態へ戻していく必要があります。今後も維持していく人工林については、主伐・再造林による若返りを図らなければ、持続可能な林業経営は難しいと考えられます。

そこで、第3期基本計画では、これまでの林業活動を重視した「生きた森林づくり」と、環境を重視した「恵みの森林づくり」を継続するとともに、望ましい森林の姿への誘導と人工林の齢級構成の平準化を図るため、「100年先の森林づくり」の取組みを新たにスタートさせます。



第3期基本計画の全体像（概念図）

2 100年先の森林づくり

100年先に向けて望ましい森林の姿へ配置を見直すため、気候や地形等の自然条件や法規制等の諸条件を踏まえた上で、経営、環境、観光、生活といった人の活動に寄り添う視点により、4つの望ましい森林区分を設定します。

林業として条件の整ったエリアは、持続的な林業経営を行う「木材生産林」として維持管理します。それ以外の木材生産をしても経済的採算が見込めないエリアや、保安林等の法規制により保全すべきエリアは「環境保全林」とし、人工林では主に天然林化や針広混交林化を進めるとともに、天然林では天然力を活用して公益的機能を維持していくこととします。

本県の民有林66万haは、「木材生産林」か「環境保全林」のいずれかに区分されることとなりますが、それに加えて、観光道路沿いの森林や、集落や生活道路に隣接する森林については、これらの森林区分に併せて「観光景観林」や「生活保全林」に指定し、地域の方針を踏まえながら、景観や地域住民の生活に配慮した森林整備を行います。

なお、100年先の森林づくりに関する整備方針等は、今後策定する「100年の森林づくり計画」において、詳細に定めていくこととします。

(1)「木材生産林」(人工林の経営林としての維持・広葉樹の有効活用)

造林適地(積雪深、傾斜、土壌等の条件が良い森林)のうち、まとまりや、緩傾斜、林道からの距離が近いなど林業経営に適した森林は木材生産林として維持管理していきます。

<条件> 積雪深2m未満(スギ)・1m未満(ヒノキ)、傾斜40度未満、標高1,200m未満、褐色森林土or黒色土、林道から300m未満等の条件の組み合わせにより指定



(2)「環境保全林」(天然林化・針広混交林化)

造林不適地の人工林は、天然林、針広混交林として環境保全林へ誘導していきます。また造林適地であっても、急傾斜や林道からの距離が遠いなど林業経営に適さない森林や、保安林など保全要素がある森林は針広混交林へと誘導していきます。

<条件> ①保安林(土砂崩壊防備、なだれ防止、落石防止、魚つき)

*県内の保安林において、皆伐可能な保安林種は除外

②急傾斜地崩壊危険区域 ③県水源地域 ④県自然環境保全地域

⑤山地災害危険地区(危険度A)



(3) 「観光景観林」

道路沿いなど地域の観光資源として期待できる森林は「観光景観林」として保全・整備していきます。

<条件> 観光地を結ぶ道路

例1) 整然とした人工美林の「裏木曾街道」

例2) 新緑・紅葉が美しい「せせらぎ街道」等



(4) 「生活保全林」

人家・道路等の県民生活に密接な森林は、「生活保全林」として、シカ等の野生動物や、雪害等の気象害による危険木から住民の生活環境を守るための保全・整備をしていきます。

<条件> 集落、生活道路等から 30m以内



3 100年先を見据えた森林資源

条件のよいエリアを厳選した木材生産林は、林業経営を行う森林として存続しますが、人工林の齢級構成の平準化を図るために、主伐と再造林による若返りを推し進めます。5年後（H33年度）には年間450ha、そして将来的には1,000haの主伐・再造林を行うことによって、100年後には齢級構成がほぼ平準状態になると予測します【図1】。

また、人工林における資源量から考えると、①木材生産林から環境保全林への移行のための皆伐、間伐、②人工林の齢級構成平準化のための皆伐、③人工林を適切に維持・管理していくための間伐等によって、100年後の民有林では、現在の木材生産量の約2.5倍にあたる90万m³/年を生産することが可能となります【図2】。

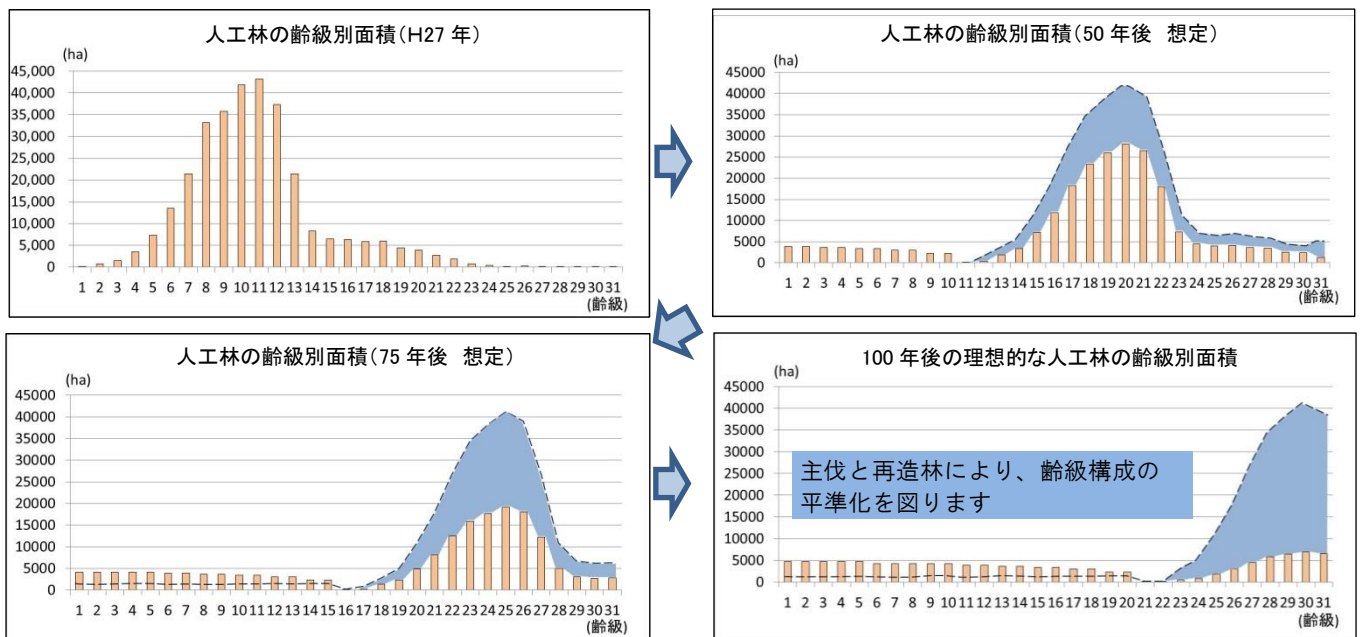


図1：人工林における齢級構成（シミュレーション）

※50年後、75年後、100年後のグラフにある点線のラインが現状を維持した場合を表し、点線と棒グラフの間の塗りつぶしの部分が、天然林化、針広混交林化等によって減少する面積です。

100年後にはピークの山がほとんどなくなると共に、再造林の成果によって若齢林の面積も増え、ほぼ均衡状態の齢級構成となります。

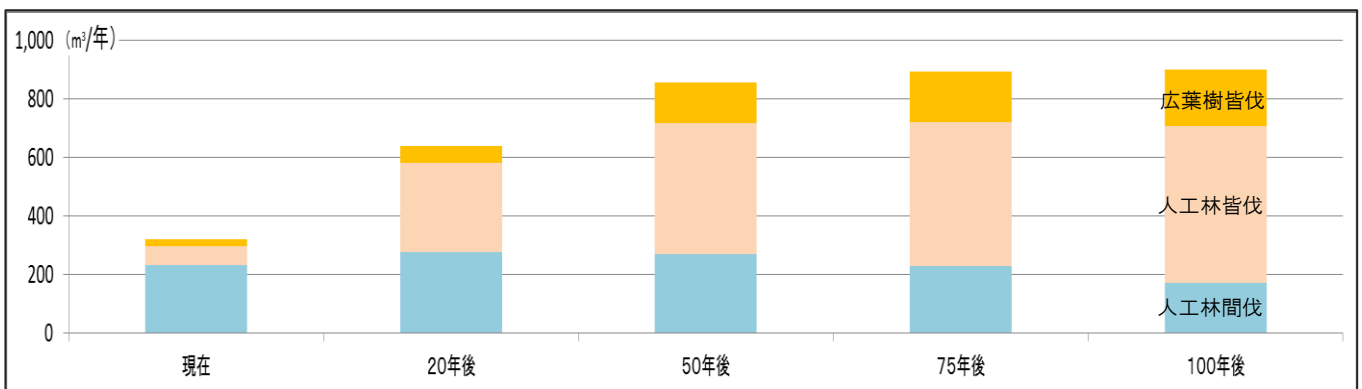


図2：人工林の資源量からみた木材生産可能量（シミュレーション）

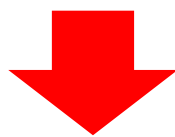
※木材生産に適した人工林を厳選して再造林していくため、人工林面積は減少しますが、効率的な林業経営が可能となり、木材生産量は現在より増加します。

4 森林区分ごとの移行面積



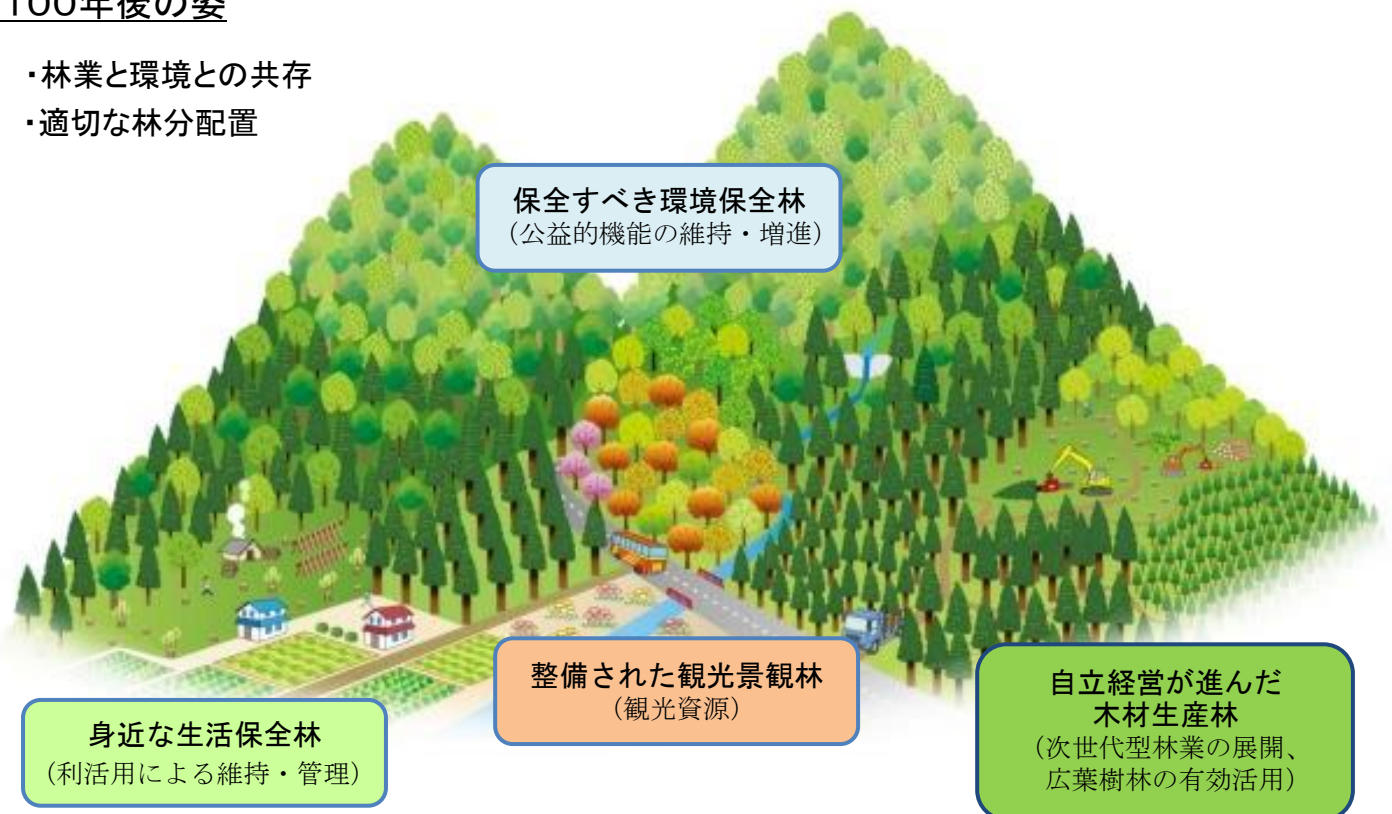
現在の姿

- ・造林不適地まで人工林化
- ・人工林資源量は年々増大



100年後の姿

- ・林業と環境との共存
- ・適切な林分配置



5 森林区分ごとの整備方針

<木材生産林>

(1) 人工林の維持

○エリア

造林適地で、林内路網が整備されている、団地的なまとまりがあるなどの人工林。

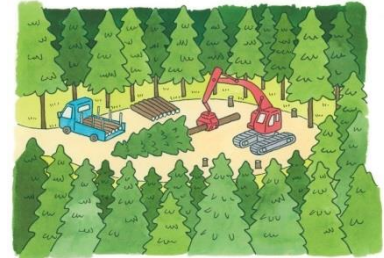
【条件：①、②または③】

①造林適地

②林班の人工林率 45%以上かつ林班の平均傾斜 30 度以下で、保全要素を有さない人工林

③林道からの距離が 300m未満で、保全要素を有さない人工林

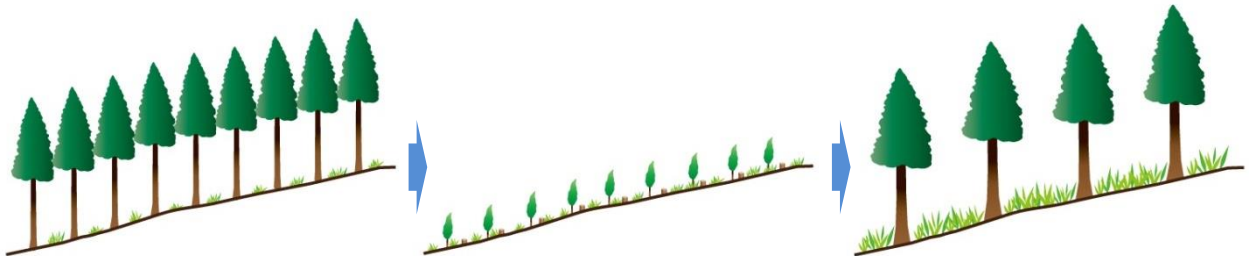
※保全要素：保安林（土砂崩壊防備、なだれ防止、落石防止、魚つき）、急傾斜地崩壊危険区域、県水源地域、県自然環境保全地域、山地災害危険地区(危険度 A)



○整備方針

森林境界の明確化、路網整備等の基盤整備を実施し、低コストの木材生産と再造林により、生産性の高い林業経営を継続していきます。

更新にあたっては、5 ha 以下の主伐を促進し、齢級構成の平準化を図ります。



○目指す姿（指標値）

	現在 (H27)	5年後 (H33)	10年後 (H38)	20年後 (H48)	50年後 (H78)	100年後 (H128)
人工林面積(千 ha)	308	301	294	280	233	126
主伐（再造林）面積(ha)	170	450	570	650	800	1,000
木材生産量(万 m ³) (広葉樹含まず)	37.4	51.5	56.0	58.0	71.7	70.6
森林技術者数 (人)	947	1,255	1,260	1,265	1,280	1,300
木材生産機械 (高性能林業機械) (台)	184	200	205	210	215	220
保育機械 (台)	0	5	15	22	26	27
スギ・ヒノキ苗木生産量 (万本)	30	110	155	170	190	235

(2) 広葉樹林の有効活用

○エリア

上記人工林に介在し一体的に施業が出来る森林、及び林内路網が整備され木材生産で経済的採算が見込める広葉樹林。



【条件：①または②】

- ①林班の人工林率 45%以上かつ林班の平均傾斜 30 度以下で、保全要素を有さない天然林(広葉樹林≒天然林)
- ②林道からの距離が 300m未満で、保全要素を有さない天然林

○整備方針

有用広葉樹（家具等への活用）の収穫が見込める森林では、除間伐により大径材生産を図り、択伐の場合は天然下種更新、5 ha 以下の主伐の場合は、広葉樹植栽等を行い、目的樹種の更新を確保するための施業を推進します。

その他の広葉樹では、10～20 年サイクルの萌芽更新により、パルプ・チップ生産のための省力施業を進めます。



○目指す姿（指標値）

	現在 (H27)	5年後 (H33)	10年後 (H38)	20年後 (H48)	50年後 (H78)	100年後 (H128)
広葉樹有効活用区域(千 ha)	-	1.8	3.7	8.7	36.0	77.0
うち年間利用面積(千 ha)	-	0.4	0.4	0.6	1.2	1.5
広葉樹木材生産量(千m ³)	12	35	40	60	138	194

<環境保全林>

(3) 天然林

○エリア

水源かん養や生物多様性等の公益的機能の高度な発揮が期待され保全すべき森林。奥地等に存在し木材生産には適さない森林。



【条件：①、②または③】

- ①造林不適地の人工林以外の森林
- ②保全要素を有する人工林以外の森林
- ③林道から 300m以上ある人工林以外の森林

○整備方針

基本的に手を加えず、自然の力にまかせて現状を維持します。

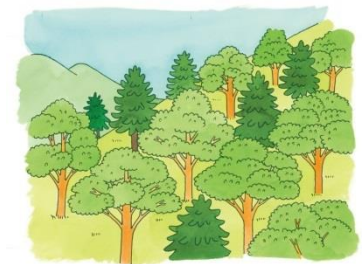
○目指す姿（指標値）

	現在 (H27)	5年後 (H33)	10年後 (H38)	20年後 (H48)	50年後 (H78)	100年後 (H128)
天然林維持(千ha)	352	350	348	343	316	275

(4) 天然林化

○エリア

造林不適地（積雪深、傾斜、土壌等の条件が悪く、成育しても形質が悪くなるなど木材生産には適さない森林）に植栽された人工林。



【条件】

- ・造林不適地の人工林

○整備方針

<植栽木の優占度が低い場合>

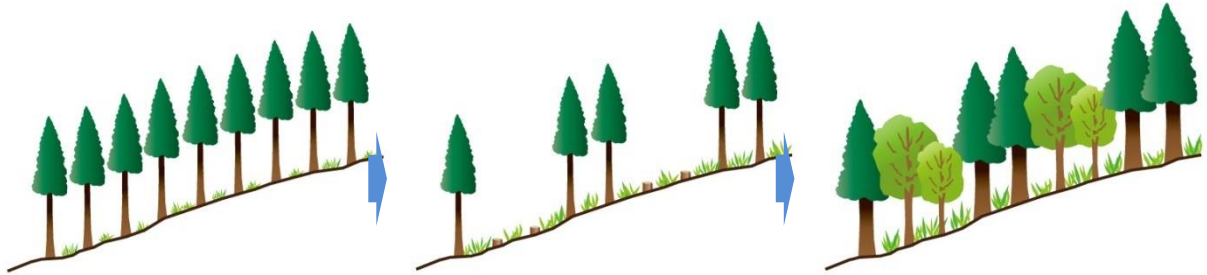
針葉樹の人工林から広葉樹林への樹種転換を図ります。植栽木の優占度が低い森林については、基本的に手を加えないこととします。もしくは必要に応じて広葉樹の生育に支障となる針葉樹を伐採します（間伐）。



＜植栽木の優占度が高い場合＞

針広混交林化を図るため、必要に応じて更新伐（群状伐等）を実施します。積極的に樹種転換を図る必要がある場合には、モザイク状に1ha未満の皆伐を行うことも可とします。天然更新による広葉樹導入を図り、必要に応じて更新補助作業を行います。

なお、搬出の条件が整っている場合には、伐採木を搬出し有効利用します。



○目指す姿（指標値）

	現在 (H27)	5年後 (H33)	10年後 (H38)	20年後 (H48)	50年後 (H78)	100年後 (H128)
天然林化(千ha)	-	1.5	3.0	6.0	20.0	54.0
うち間伐(千ha)	-	1.3	2.2	4.5	11.2	22.3
うち自然移行 (千ha)	-	0.1	0.3	0.3	3.7	23.1
うち人工林減少 面積(千ha)	-	0.1	0.5	1.2	5.1	8.6

※自然移行：人工林率が低く手を加えなくても自然移行するもの

※人工林減少面積：主伐後に植栽せず天然更新を図るもの

（5）針広混交林化

○エリア

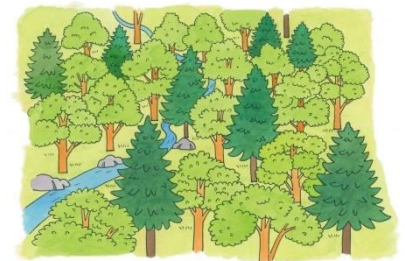
防災や良質な水の提供など安全・安心な県民生活に寄与する森林や、林道から遠いなど林業では採算が見込めない人工林。

【条件：①または②】

①保全要素を有する造林適地の人工林

※ただし、平均傾斜が30度以下で、適切な維持・管理により公益的機能が十分に発揮されている人工林は除く

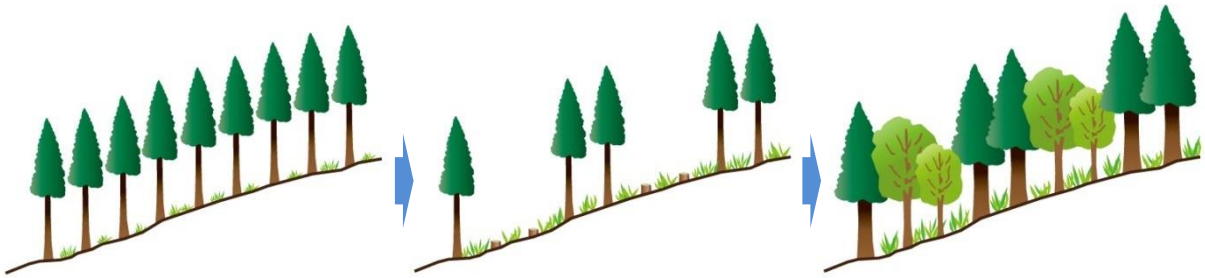
②林班の人工林率45%未満または林班の平均傾斜30度より急で、林道から300m以上ある造林適地の人工林



○整備方針

針広混交林化を図るため、必要に応じて更新伐（群状伐等）を実施します。積極的に樹種転換を図る必要がある場合には、モザイク状に1ha未満の皆伐を行うことも可とします。天然更新による広葉樹導入を図り、必要に応じて更新補助作業を行います。

なお、搬出の条件が整っている場合には、伐採木を搬出し有効利用します。



○目指す姿（指標値）

	現 在 (H27)	5年後 (H33)	10年後 (H38)	20年後 (H48)	50年後 (H78)	100年後 (H128)
針広混交林化(千 ha)	-	5.5	11	22	55	128
うち間伐(千 ha)	-	3	6	12	30	60
うち自然移行(千 ha)	-	2.5	5	10	25	68

<観光景観林>

○エリア

観光道路から眺望でき、景観としての価値が高く、外から人を呼び込み地域の活性化を図ることができる森林。
木材生産林及び環境保全林に重複した形でエリアを指定。

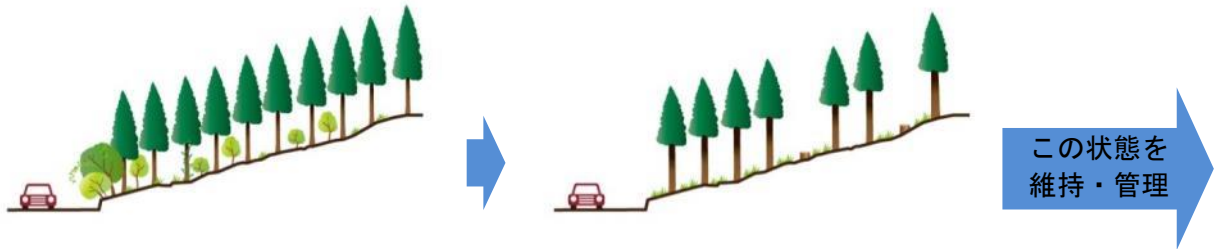


【条件】

観光道路沿いで、道路から尾根までの森林を対象とし、観光価値を高めるエリアを地域ごとに検討を行ったうえで設定した森林

○整備方針

森林区分ごとの整備方針に併せて、景観に配慮した整備を行うため、つる性植物やかん木の除去（除伐）を行うとともに、森林の中で安らぐことを目的としたエリアにおいては下刈りや在来種の植栽等を実施します。また、四季の変化に富んだ落葉広葉樹等、景観に優れた樹種への転換を図るための皆伐は1ha未満とします。景観を維持していくために、継続的な整備が必要となります。



○目指す姿（指標値）

	現在 (H27)	5年後 (H33)	10年後 (H38)	20年後 (H48)	50年後 (H78)	100年後 (H128)
観光景観林の 指定(千ha)	-	27	27	27	27	27
観光景観林の 整備計(千ha)	-	0.35	0.7	1.4	2	3

<生活保全林>

○エリア

集落や生活道路から近く、地域住民の環境保全（防災機能、野生生物との共存）のための整備が必要な森林。

「木材生産林」及び「環境保全林」に重複した形でエリアを指定。

【条件】

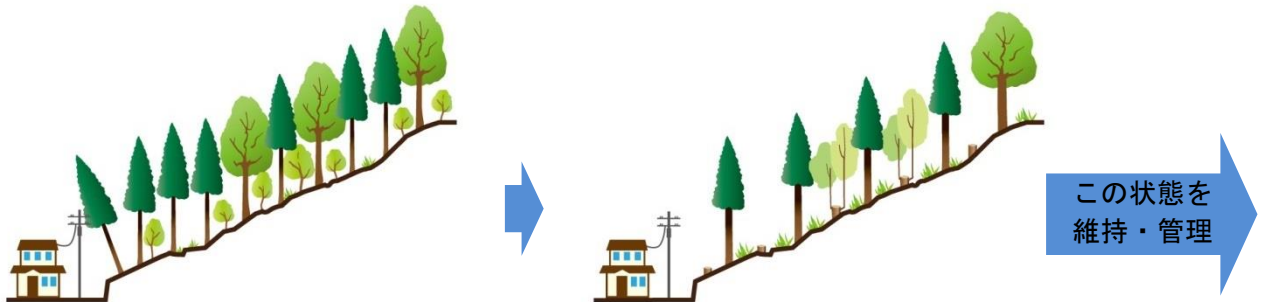
集落、生活道路等に隣接する森林で、林縁から30m以内の森林を対象とし、雪害等の気象害や獣害への対策等が必要なエリアを地域ごとに検討を行ったうえで設定した森林



○整備方針

林縁については、電線や民家に掛かる危険木の除去や、野生動物との共存のための緩衝帯整備等住民の生活環境保全を目的とした整備を行います。

原則として、除伐・間伐によるものとしますが、1ha未満の皆伐をモザイク状に実施していくことも可とします。なお、緩衝帯整備を目的とする場合は、林床植生の刈り払いや不用木の除去も行います。



○目指す姿（指標値）

	現在 (H27)	5年後 (H33)	10年後 (H38)	20年後 (H48)	50年後 (H78)	100年後 (H128)
生活保全林の指定(千ha)	-	43	43	43	43	43
生活保全林整備計(千ha)	0.1	0.75	1.5	2.5	5.5	8.5

第6章 総合的・重点的に取り組むプロジェクト

1 「100年先の森林づくり」関連プロジェクト

(1) 100年の森林づくり計画（森林配置計画）策定プロジェクト

(2) 100年の森林づくり計画実践プロジェクト

(3) 100年の森林づくり計画人材育成・技術開発プロジェクト

●現状と課題

奥山まで人工林化をしたり、現地の生育環境に適さない樹種の植栽等により、森林の持つ多面的機能の発揮に将来支障が生じることが懸念されています。

また、戦後の拡大造林等により人工林が増加し、その多くが本格的な利用期を迎える一方で、若齢林が少なく偏った林齢構成となっています。さらに、近年、水源地域の保全、観光資源としての森林、広葉樹の有効活用等、多様な森林利用に対するニーズが高まりつつあります。

今後、100年先の森林づくりを考えていくために、次のような課題があります。

- 森林が本来の生育環境に適した配置となるような現状の分析、それを基にした望ましい森林の姿の揭示がされていないこと。
- 人工林において、新たな植栽・保育が進まず、林齢構成が偏っていること。
- 戦後の経済成長期の社会環境とは条件が異なるため、主伐後の植栽・保育に係る人材育成や技術普及が進んでいないこと。

(1) 100年の森林づくり計画（森林配置計画）策定プロジェクト

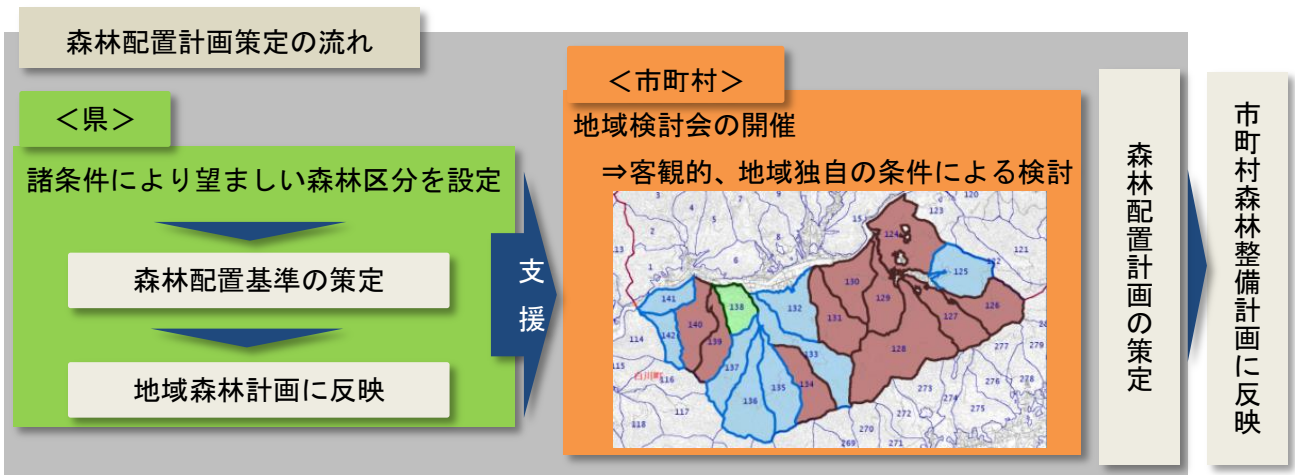
●プロジェクトの概要

経営、環境、観光、生活といった人の活動に寄り添う視点から、将来の望ましい森林の姿を示す「100年の森林づくり計画（森林配置計画）」を策定し、効果の検証や県民への普及啓発を行います。

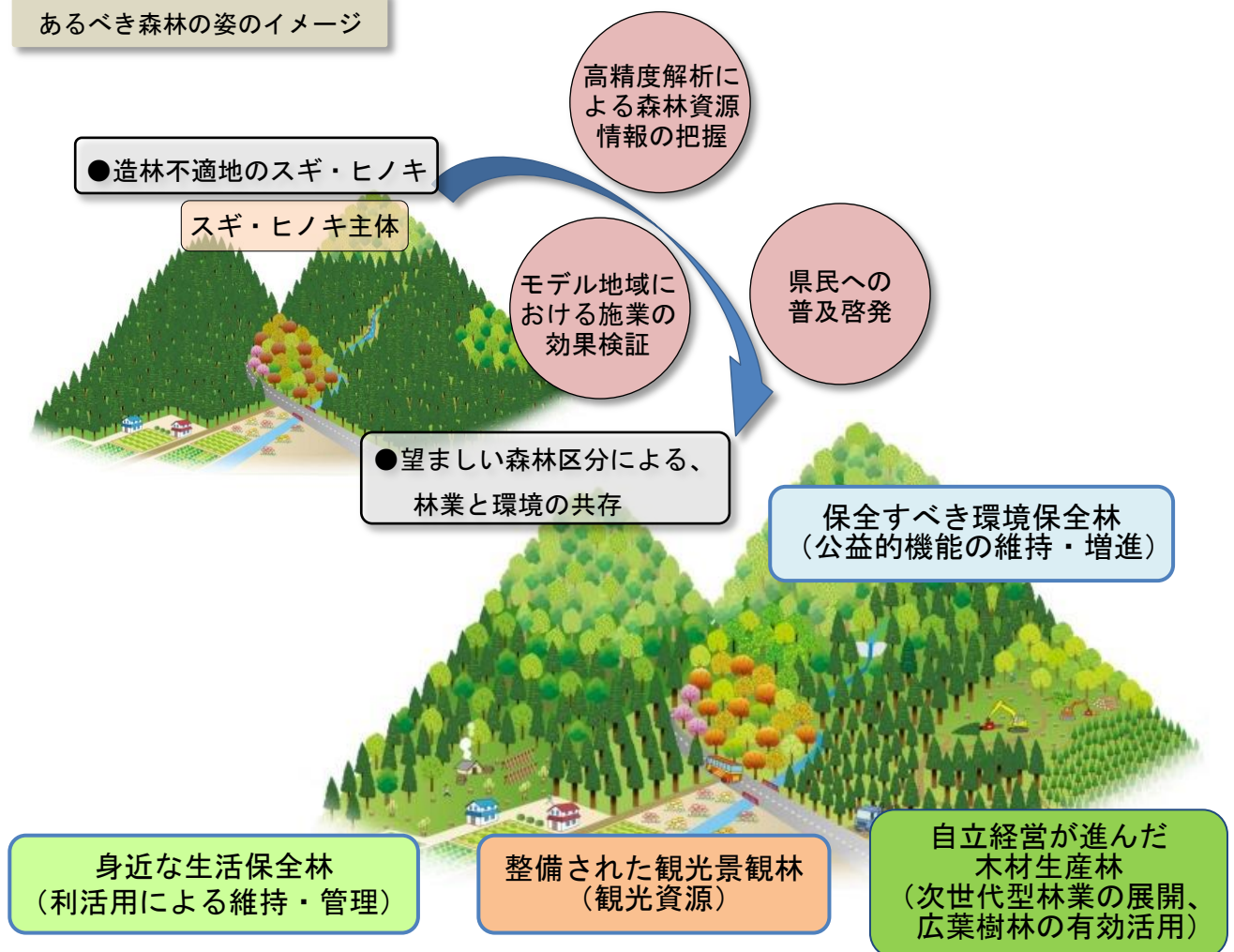
【手法】

- 気候や地形の自然条件、生物多様性や資源量等の諸条件により「木材生産林」、「環境保全林」、「観光景観林」、「生活保全林」の4つの望ましい森林区分を設定します。
- これらの森林区分を現況森林に適合し、林相転換（伐採・植栽）を含めた「森林配置計画」を策定します。
- 「木材生産林」においては、森林資源量把握のため、現況森林の高精度解析（航空レーザー測量成果等を活用した森林資源情報の把握）を行います。
- モデル事業地において、4つの森林区分に適合した施業を試験的に実施し、効果を検証すると共に、県民への普及啓発を行います。
- 「森林配置計画」を市町村のマスタープラン「市町村森林整備計画」へ反映します。

【イメージ】



あるべき森林の姿のイメージ



【目標】

○「100年の森林づくり計画」策定割合 (%)

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	—	20	40	60	80	100	(累計)

(2) 100年の森林づくり計画実践プロジェクト

●プロジェクトの概要

「100年の森林づくり計画」を実践するため、多様な苗木の供給、育種・育苗の研究・普及等を行うとともに、森林整備を実践するために必要な制度の導入・支援を行います。

【手法】

- 多様な優良苗木の安定供給体制の構築を支援します。
- 育種・育苗等の研究・普及を行います。
- 環境に配慮した皆伐制度を導入します。
- 「100年の森林づくり計画」に基づく森林整備の支援を行います。
 - ・「木材生産林」：低コスト再造林のための県単嵩上げ主伐・再造林補助、獣害対策
 - ・「環境保全林」：環境保全のための間伐等の森林整備
 - ・「観光景観林」：観光振興のための景観形成を目的とした森林整備
 - ・「生活保全林」：獣害・雪害防止のための緩衝帯整備や、危険木除去等

【イメージ】

100年の森林づくり計画の策定

計画の確実な実践



多様な優良苗木の安定供給

苗木の供給

- ・中核的な苗木生産拠点との連携
- ・既存苗木生産者の生産力強化

育種・育苗等の研究・普及

苗木の供給

- ・低コスト苗木生産の効率化の研究

環境に配慮した皆伐制度の導入

制度の導入

- ・事前伐採届
- ・伐採許可旗

森林整備の支援

「木材生産林」

- ・県単嵩上げによる主伐再造林
- ・獣害対策の支援

「環境保全林」

- ・間伐の支援

「観光景観林」

- ・景観形成の森林整備

「生活保全林」

- ・緩衝帯整備
- ・危険木除去

第6章

【目標】

○苗木生産量（万本）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	31	53	73	93	103	113	

○再造林面積（ha）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	170	345	365	385	410	450	

○環境保全林整備面積（ha）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	3,382	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	

○観光景観林整備面積（ha）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	—	70	70	70	70	70	

○里山林整備面積（生活保全林含）（ha）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	544	650	650	650	650	650	

(3) 100年の森林づくり計画人材育成・技術開発プロジェクト

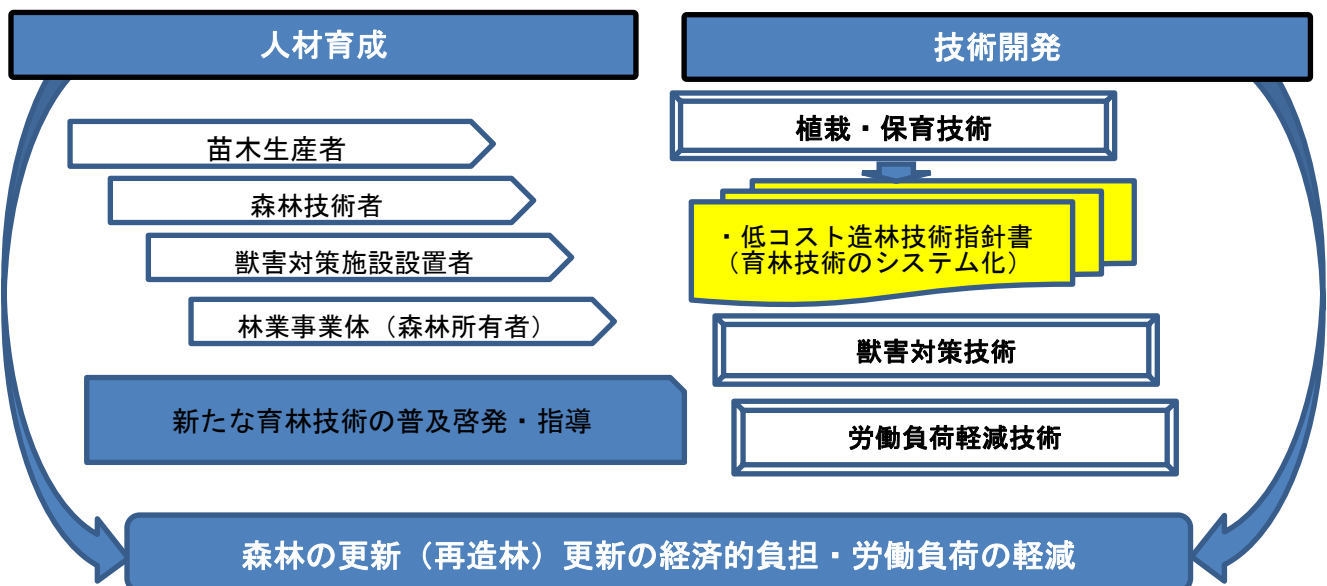
●プロジェクトの概要

地域の森林づくりを支える専門人材の育成や、育林技術システムの開発、育林技術システムに係る人材の育成を進めます。

【手法】

- 市町村・地域の森林づくりを支える「地域森林監理士」の育成、活動支援を行います。
- 新たな育林技術に対応した人材育成を進めるため、研修等を開催します。
- 多様な現場に対応した低コスト植栽と保育技術の開発と普及を行います。
- ニホンジカによる食害等に対応した獣害防止技術を開発します。
- 労働負荷軽減のための育林補助機械の実証、現場への導入を促進します。

【イメージ】



第6章

【目標】

○地域森林監理士認定者数（人）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	—	3	6	9	12	15	(累計)

○育林技術新規開発・普及件数（件）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	-	2	4	6	8	10	(累計)

2 「生きた森林づくり」関連プロジェクト

国内外への県産材需要拡大プロジェクト

●現状と課題

人口減少の流れの中、国内の木材需要は低迷しており、県内から県外へ、更には海外市場にも目を向けて、木材資源の有効活用に取り組む必要があります。農林水産省は木材を含む林産物を輸出促進重点品目の一つに定め、2020年までの林産物輸出目標額を250億円としています(出典:「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略(H25.8.29農林水産省)」)。韓国では香りの良さなどからヒノキの内装材利用が人気であり、現地企業等との連携等により、販路を拡大する国内事業者も見受けられます。

また、住宅建築様式の変化に伴い、ヒノキ製品の需要が減少しており、その対応が求められています。一方、100年先の森林づくりによって、今後、主伐・再造林が増えることとなり、スギ大径材の活用対策について、考えていく必要があります。

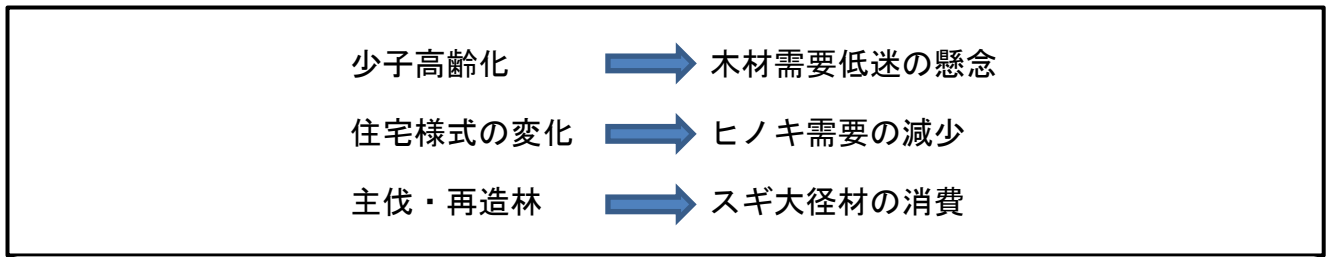
●プロジェクトの概要

県産材の国内外への需要拡大を進めるため、新規用途製品の開発・普及や、首都圏・中京圏への販路拡大を行うとともに、韓国を中心としたアジア圏への製品・加工品の本格的な輸出を進めるための取組みに対して支援を行います。

【手法】

- 「岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアム」等を中心に、新規用途新製品の研究開発及び普及を行います。
- 東濃桧・長良杉等のブランド力や「ぎふ性能表示材」を活かして、首都圏・中京圏に向けた県産材製品の販売促進活動を強化します。
- 県、木材事業者、輸出関連団体、金融機関等で構成する「岐阜県産材輸出推進協議会」を運営し、韓国を中心としたアジア圏への販路拡大を進めます。
- 海外向け新製品の開発や、海外展示会出展、バイヤー招へい等に要する経費を支援するとともに、日本式木造軸組住宅の建築技術や知識を有する海外の建築技術者等の育成を進めます。

【イメージ】



需要拡大

<p>○新規用途新製品の研究開発及び普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアム」等による研究開発・普及 ・企業等が行う木質部材や工法の開発・普及等に対する支援 ・住宅用下地材等を輸入材から県産材に転換 <p>ヒノキ材 木造平行弦トラス、住宅用下地材 等</p> <p>スギ大径材 梁桁材 等</p>	
<p>○首都圏・中京圏に向けた県産材製品の販売促進を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東濃桧、長良杉、ぎふ性能表示材等での販売促進活動を推進 ・県外中堅ビルダー等への販売促進 ・東京オリンピック・パラリンピックを契機とした木材利用の普及啓発を強化 <p>ヒノキ材 県外での県産材住宅の建設支援強化</p> <p>スギ大径材</p>	
<p>○韓国を中心としたアジア圏への輸出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県産材輸出推進協議会の運営促進 ・商品開発、展示会出展等事業者の取組みを支援 ・海外の建築技術者等の育成 <p>ヒノキ材 木造軸組住宅、製材品</p>	

【目標】

○ぎふ性能表示材製品出荷量（千m³）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	8.2	50	50	50	50	50	

○県産材製品の輸出量(m³)

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	698	1,260	1,540	1,820	2,100	2,380	

3 「恵みの森林づくり」関連プロジェクト

地産地消型木質バイオマスエネルギー活用プロジェクト

●現状と課題

東日本大震災の復興を機に、木質バイオマスの急速な需要が高まっており、全国的に木質バイオマス発電施設が稼働しています。木質バイオマスは、熱と電気として利用でき、地域で供給・利用する地産地消型のエネルギー利用であることから、林業再生と山村地域の活性化に貢献できる資源であると認識されています。

県内では伐採された木材のうち約6割が森林内に放置され未利用の状態にあり、資源の循環利用の観点から木質バイオマスエネルギーへの活用が求められています。

森林に残された未利用材をさらに有効活用するため、効率的に収集・搬出し安定的に供給するための仕組みづくりや、利用施設の整備等を地域ごとに進めていく必要があります。

木質バイオマスエネルギーの活用を考えていくために、次のような課題があります。

- 木質バイオマスを低コストで安定供給していくための体制整備が遅れていること。
- 発電のみではエネルギー効率が低いため、中小規模の熱電併給型施設や熱供給型施設の導入を促進する必要があること。

●プロジェクトの概要

地産地消型木質バイオマスエネルギーの活用を進めるため、燃料の安定供給体制を構築するとともに、地域分散型の木質バイオマス利用施設（熱電併用型、熱供給型等）を整備し、地域内で資源循環利用ができる体制を整備します。

【手法】

- 地域毎に木質バイオマス燃料の安定供給協議会を設立します。
- 未利用材の搬出集荷や流通施設の整備等に対する支援、供給者の人材育成を実施します。
- 「地産地消型木質バイオマスエネルギー利用事業化調査」(H27)に基づき、地域の熱需要、電力需要に合わせた中小規模(100～2,000kw/h)級の木質バイオマス利用施設を5圏域に各2施設程度整備します。

【イメージ】

低コストで安定供給可能な供給体制（地域内の資源を循環利用）



【目標】

○木質バイオマス利用量(燃料用途)(千 m³)

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	90	92	94	96	98	100	

○木質バイオマス地産地消施設整備数(施設)

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	-	2	4	6	8	10	(累計)

第7章 施策展開の全体像

1 健全で豊かな森林づくりの推進

(1) 災害に強い森林づくりの推進

①あるべき姿

- ◆すべての森林が、その用途によってに応じてゾーニングされ、市町村森林整備計画に基づき、森林整備が進められています。
- ◆森林配置計画の目標林型に応じた森林整備基準が明示され、基準に基づいた施業が行われることにより、健全な森林が育成されています。
- ◆森林内の資源量が的確に把握されています。
- ◆主伐跡地では低コスト再生林技術等により確実に更新が行われ、齢級構成の平準化が図られています。
- ◆治山ダム、林道といった施設の増加や老朽化に対応した、持続可能な維持管理体制が構築されています。
- ◆人工林では、適期に適正な森林施業（間伐等）が実施され、災害に強い森林が維持されています。

②現状分析

- ◆過去に奥地まで人工林化が進められた結果、現地の生育環境に適さない樹種が植栽されたり、植栽後の育林施業が不十分となっています。
- ◆生物多様性の保全等、環境面での森林・林業に対する期待が高まっています。
- ◆市町村森林整備計画の多くが地域の森林づくりのマスタープランとなっておらず、目標林型に対応した施業指針に基づく施業が進んでいません。
- ◆森林簿に記載されている資源量と現況の資源量が整合していない森林が多く見られます。
- ◆森林経営計画は、条件の良い区域から優先して取り組んできたため、小規模所有地、急傾斜地、路網未整備森林等の計画策定が遅れています。
- ◆主伐面積に対して、再生林面積が少ないので、更新対策が不十分と考えられます。
- ◆植栽の低コスト化が期待される苗木の生産、普及が進んでいません。
- ◆平成28年4月に熊本地震が発生しましたが、同様の内陸直下型地震は、いつ、どこで起きてもおかしくない状況にあります。
- ◆治山工事を行うべき箇所はまだ多く残っており、既存の治山ダムも大半は土石流への対応や、土砂を堆砂させるポケットの確保が必要です。
- ◆県内の林道には、約1,800橋の橋梁と14か所のトンネルがあり、橋梁で31%、トンネルで45%の箇所が完成後50年以上経過しており、今後も老朽化した橋梁等が増加していくことになります。
- ◆環境保全林において、約9,839ha（H24～H27）の間伐が実施されましたが、未実施の場所では、公益的機能の低下の恐れがあります。

③課題

- ◆森林が本来の生育環境に適した配置となるよう、現状を分析し、それを基に望ましい森林の姿を示す必要があります。
- ◆目指す森林の姿を明確にして、それぞれに適用する施業指針を明確にする必要があります。
- ◆精度の高い森林資源情報により、各種施策を推進する必要があります。
- ◆高齢級の間伐未実施林分では、公益的機能の回復が期待できないため、主伐(皆伐)による森林の更新も検討する必要があります。
- ◆低コストな再造林技術を開発する必要があります。
- ◆奥山林や溪流沿いの森林(溪畔林)等で施業を行う場合は、生物多様性保全等環境への配慮が必要です。
- ◆目標とする針広混交林に誘導するためには、更に間伐を進めることが必要となります。
- ◆近年の局所的な豪雨によって頻発する山地災害や今後起こりえる巨大地震、火山噴火等への大規模自然災害に備えた事前防災、減災対策に向けた取組みが必要です。
- ◆治山事業が未実施で、山地災害対策が必要な地区がまだ多くあります。また、精度向上のために山地災害危険地区の見直しが必要です。

④施策の方向性

- ◆将来の望ましい森林の姿を描き、これを地域森林計画に反映させることにより、市町村森林整備計画において地域の実情に応じたきめ細かいゾーニングを設けます。
- ◆様々な林型に対する施業指針に関する調査研究を継続します。
- ◆精度の高い森林資源情報を得るため、航空レーザー計測等の技術を導入します。
- ◆齢級構成を平準化するため、主伐による更新を促進します。
- ◆植栽の低コスト化が期待されるコンテナ苗や、伐採と植栽を一体的に行う一貫作業の導入を促進し、造林コストの削減を進めます。
- ◆「木材生産林」では、安全で効率的な方法により持続可能な木材生産を進め、森林所有者への利益還元に努めます。
- ◆「環境保全林」では、災害防止や生物多様性保全の観点から、効率的かつ効果的な施業技術の研究・支援・定着を図ります。
- ◆木材生産に適さない人工林は、天然林化や針広混交林化により「環境保全林」へ誘導します。
- ◆山地災害危険地区の再点検を行うとともに、新たな治山施設の整備や既存施設の機能強化を行います。
- ◆林道施設(橋梁、トンネル)メンテナンスサイクルの構築を図り、トータルコストの縮減、維持管理費用の平準化等により持続可能性を確保します。

⑤具体的施策

(100年の森林づくり計画の推進)

新◆「100年の森林づくり計画」に基づく森林区分毎の森林整備基準を定めます。

新◆県内の民有林において、「100年の森林づくり計画」を市町村と協力して策定します。

新◆市町村が市町村森林整備計画を樹立・変更する際には、「100年の森林づくり計画」を踏まえたゾーニングの見直し等について支援します。

新◆地域森林監理士等の民間人材を活用して、市町村の市町村森林整備計画の樹立・変更を支援します。

新◆森林区分に応じた施業を実施した林分において、効果を検証します。

新◆森林配置計画を「100年先の森林づくり運動」として定着させるため、県民への啓発を行います。

(木材生産林対策の推進 計画策定・推進)

新◆航空レーザー計測等を活用した精度の高い森林資源情報を取得し、森林配置計画の見直し等に活かすとともに、森林経営計画の策定、計画的な木材生産や森林整備の推進等に活用します。

新◆森林整備事業の対象森林を、100年の森林づくり計画で位置づけられた木材生産林に集約し、重点的な支援を行います。

◆森林経営計画の再編(整理・統合)の中で、木材生産林を広域にカバーできるよう、計画対象とする区分面積を拡大する計画(林班計画・区域計画)の策定を推進・支援します。

◆森林経営計画作成の促進を図るため、森林境界を明確化する活動を支援します。

新◆森林経営計画区域内の保安林について、指定施業要件等の見直しが必要な箇所に関しては、包括的な変更手続きを行う仕組みをつくります。

(木材生産林対策の推進 再造林)

新◆低コスト育林技術の開発について、国有林、国立研究開発法人 森林総合研究所等と連携して実証試験を行い、データを蓄積していきます。

新◆育種・育苗等の研究を行うとともに、その成果を普及します。

◆植栽・保育の低コスト施業の指針と事例集を作成します。

新◆伐採から植栽までの一貫作業システムを導入促進します。

新◆植栽の低コスト化が期待されるコンテナ苗の生産支援と普及を行います。

新◆森林経営計画において、適正な主伐・再造林の計画を進めるため、再造林と獣害対策に関して重点支援を行います。

新◆植栽・保育の低コスト化技術を導入します。

新◆森林技術者の労働負荷を軽減する育林補助機械の実証及び現場への導入を促進します。

新◆更新対策等の実践研修等により、新たな育林技術システムを実践できる人材の育成を実施します。

◆素材生産者、造林事業者、苗木生産者において、樹苗需給調整を行います。

- ◆再造林に必要となる花粉症対策品種や特定母樹等の苗木の種子を供給します。

(環境保全林対策の推進)

- ◆地形や気象等の生育条件が厳しく木材生産が困難な奥山林等の人工林では、強度間伐による針広混交林への誘導や、主伐と天然更新による林相転換を促進します。

新◆「観光景観林」や「生活保全林」の保全・整備を支援します。

- ◆単一樹種や単一階層の森林から、複数樹種や複数階層から構成される森林への誘導施業に対し重点的に支援をします。
- ◆奥山林や溪畔林等において、生物多様性保全に配慮した施業を促進します。
- ◆木材生産林を環境保全林に移行するため、針広混林化と広葉樹林化の手法に関する調査研究を行います。
- ◆天然林では、有用広葉樹の活用が見込める場合に支援します。
- ◆環境保全機能の維持・回復が必要な森林においては、治山事業等の公的関与を高めた施業を推進します。
- ◆生物多様性の保全や水源かん養機能と国土保全機能の増進を目的としてモデル的に実施された治山施設の効果について、継続的に基礎調査を実施し治山対策に反映します。

(強靱化対策の推進)

新◆活断層等の影響下にある緊急輸送路等の重要施設を保全するための治山対策を強化します。

- ◆人家など保全対象への影響が大きい緊急性の高い箇所から既存治山ダムの機能強化（袖部土石流衝撃強化対策、最下流ダムの土砂ポケット等の確保）を行います。
- ◆山地災害危険地区の見直しにあたっては、近年の集中豪雨や大規模崩壊に対応するため、人家等の保全対象の変動を把握するとともに、危険地区の判定手法を見直し、精度の向上を図ります。
- ◆山地災害危険地区情報の市町村への提供や「山地災害防止キャンペーン」により、地域住民による防災活動を促します。
- ◆山地災害危険地区のうち、治山事業等による対策が未着手な地区を早期解消するため、人命・財産・公共施設・道路等に影響する地区を優先的に、年間7地区程度、新たに着手します。
- ◆山地災害により被災した箇所の早期復旧のため、災害発生から概ね3年以内に、復旧対策を完了します。
- ◆予防対策は、治山事業が設置されていない箇所を優先的に事業実施します。
- ◆計画的に治山施設の点検を進めるとともに、老朽化が著しいもの、機能強化が必要なものについて対策を計画的に実施します。
- ◆林道施設（橋梁、トンネル）の点検・診断を推進し、インフラ長寿命化個別施設計画の策定に対し、必要な指導等を実施していきます。
- ◆溪流沿いの森林（溪畔林）において、間伐を推進します。
- ◆山地災害リスクを低減する技術に関する調査研究を行います。

⑥目標値

○「100年の森林づくり計画」策定割合（%）【再掲】

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	—	20	40	60	80	100	(累計)

○苗木生産量（万本）【再掲】

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	31	53	73	93	103	113	

○再造林面積（ha）【再掲】

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	170	345	365	385	410	450	

○間伐の実施面積（ha）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	10,379	9,800	9,800	9,800	9,800	9,800	

○災害跡地復旧工事3年以内完了率（%）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	96	100	100	100	100	100	

（2）森林の適正な保全

①あるべき姿

- ◆「岐阜県水源地域保全条例」を適正に運用することで、水源地域が保全され、県民の健康で文化的な生活が確保されています。
- ◆法令に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出制度」「森林の土地の所有者届出制度」「保安林制度」「林地開発許可制度」「自然公園制度」等の各制度が適正に運用されています。
- ◆希少種が共存できるような森林の状態になっています。
- ◆野生動物や気象害による森林被害が少なく、森林所有者の経営意欲が増加しています。
- ◆国際的な森林認証を取得することにより、環境保全、持続的な森林管理を客観的に保証します。

②現状分析

- ◆平成25年4月の「岐阜県水源地域保全条例」の施行を契機として、水源地域の保全や機能強化のための取組みを進めています。
- ◆保安林を含む森林内において、違法伐採や違法開発は依然として毎年数件発生しています。
- ◆地域種を考慮しない無秩序な植栽等により、遺伝子攪乱が生じ、貴重な生物資源が失われようとしています。
- ◆ニホンジカの生息区域が広がり、個体数密度も増えつつあり、森林被害は依然として発生し、特に再造林等、森林経営意欲を低下させる大きな要因の一つとなってい

ます。

③課題

- ◆地域の水源として重要な水源林を保全するためには、「岐阜県水源地域保全条例」の着実な運用と周知が必要です。
- ◆伐採跡地の多くが天然更新に委ねられていると考えられることから、皆伐跡地の確実な更新が必要です。
- ◆森林の違法伐採や違法開発を防止するためには、違法行為の早期発見・早期解消が大切です。
- ◆森林の公益的機能を維持するために、必要に応じて保安林に指定し、適切な管理を行うことが必要です。
- ◆里山林等の人里に近い森林に生育する希少種の保全を図る必要があります。
- ◆獣害被害を確実かつ低コストで防除する方法が必要で、特に、ニホンジカについては、捕獲による個体数調整を進める必要があります。

④施策の方向性

- ◆「岐阜県水源地域保全条例」に基づく「事前届出制度」の周知及び適正な運用により、森林所有者の変更状況を把握し、水源林の保全に努めます。
- ◆森林法に定められている市町村と県との役割分担及び支援の要請により、各市町村の林務行政が適正に実施されるよう働きかけます。
- ◆違法伐採や違法開発事案の早期発見・早期解消に努めます。
- ◆森林の持つ公益的機能に応じた保安林の指定を推進します。
- ◆団体等による希少生物の保全活動を支援します。
- ◆森林被害を軽減するため、鳥獣捕獲、被害防除、生息環境管理の総合的な取組みを推進します。
- ◆国際的な森林認証の取得を促進し、環境保全、持続的な森林管理に配慮した取組みを、県内外にPRします。

⑤具体的施策

(森林の適正な管理)

- ◆水源林の保全を図るため、市町村等との連携・協力により、森林所有者の変更に關する情報の適確な把握に努めます。
- ◆水源林の公有林化により、地域の水源として重要な水源林の保全を図ります。
- ◆「市町村担当者のための“森林の伐採事務に関する手続きマニュアル”」「森林の土地の所有者届出制度市町村事務処理マニュアル」等の関連マニュアルの整備、改訂等を行います。
- ◆皆伐施業の増加に伴う環境への悪影響を防止するため、環境に配慮した皆伐制度の導入を検討します。
- ◆「保安林制度」「林地開発許可制度」の周知や「森林パトロール」「森林の不適正事

案110番」の巡視活動等により、森林内での違法事案の予防や早期発見・早期解消に努めます。

- ◆保安林制度における許認可事務については林業生産活動や森林の公益的機能の発揮に支障がないよう、適正な事務処理を進めます。
- ◆森林の持つ公益的機能の向上のため、水源かん養保安林、魚つき保安林等の指定を進め、適切な管理を行います。
- ◆県営林及び公社造林地等の公的な森林においては、環境保全と木材生産の期待される役割に応じた森林施業を実施し、森林の持つ様々な機能が発揮されるよう努めます。

新◆県有林において、天然更新に関する実証試験を行います。

- ◆県有林を中心としたグループ認証により県内のF S C認証森林の拡大を図っていきます。

(野生生物との共存)

- ◆適切な森林保全に寄与すべく、希少生物の生態やDNAに基づく系統関係を明らかにする研究を行います。
- ◆関係部局との連携を図りながら、森林の状況に応じた間伐や針広混交林への誘導を進め、野生生物が生息しやすい森林を保全します。
- ◆希少生物の保全活動を行っている団体等に対して、講習等の支援を行います。

(森林被害対策の推進)

- ◆岐阜大学との連携や、国の研究機関、他の公設試験研究機関とも情報交換しながら、獣害及び森林病虫害対策を進めます。
- ◆ニホンジカの生息動向を的確に把握するため、各種モニタリング体制の確立に努めます。
- ◆樹木の剥皮や苗木の採食等の被害を及ぼすツキノワグマやニホンジカ、カモシカについて、第二種特定鳥獣管理計画を策定し、科学的な野生動物の管理を図ります。
- ◆イノシシ、ニホンジカ、サルの被害が増加している地域において、集落ぐるみによる防護の取組みを集中的に推進します。
- ◆被害増加が著しい地域への迅速かつ集中的な対策を支援するとともに、イノシシやニホンジカの捕獲を強化するなど、防護と捕獲の総合的な対策を進めることで、鳥獣被害額の低減を目指します。

新◆ニホンジカの採食被害に対して簡易で低コストな防除技術を開発します。

- ◆獣肉を地域資源と捉え、「ぎふジビエ」としてのブランド化を図り、利活用を進めます。
- ◆森林被害状況調査を実施するとともに、関係部局との連携を図りながら、市町村や森林所有者等が行う被害対策に対して支援します。
- ◆空気が乾燥する時期を中心に「山火事予防運動」を展開し、森林パトロールや各種広報媒体を通じて防火意識の高揚を図ります。

⑥目標値

○環境保全林整備面積（ha）【再掲】

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	3,382	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	

○里山林整備面積（生活保全林含）【再掲】（ha）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	544	650	650	650	650	650	

(3) 森林空間の利用の促進

①あるべき姿

- ◆だれもが、いつでも、安全に楽しめる森林空間が整備されており、多くの人が利用しています。
- ◆里山の様々な資源が利用され、健全な状態に維持されています。
- ◆公園利用施設を効果的に活用したエコツアーや自然観察会等を通じ、利用の促進が図れ、多くの利用者が保健、休養及び自然探勝など自然とのふれあいを楽しみ、自然の恵沢を受けています。
- ◆観光資源としての森林の利活用について、地域ごとに計画を立案、整備、維持・管理していく体制が整っています。

②現状分析

- ◆北陸新幹線の開業、東海環状自動車道の整備、海外からのインバウンドの推進などに伴い、県内への観光客等の流入者が増える見込まれます。
- ◆県内には、健康づくりやレクリエーションを行う利用施設として、自然公園（19箇所）、長距離自然歩道（664km）等が整備されています。
- ◆豊かな自然環境を利用したエコツアー等を通して、自然とふれあうこと、自然のしくみを理解することへの関心が高まっています。
- ◆社会・生活環境の変化に伴い、里山の経済的価値が低下し、山村住民による里山の利用が減ったことにより、様々な問題が発生しています。
- ◆環境保全モデル林を選定・整備してきましたが、情報発信が不十分であること、先進事例として参考にできる情報（ノウハウ等）が十分に整理されていないことから、新たに取組みを行おうとする団体の創出までには至っていません。

③課題

- ◆観光道路沿いなどの森林は、観光的価値を高めるための整備が必要です。
- ◆県民から、身近な森林へふれあうことが求められていますが、具体的な方法が示されていません。
- ◆自然公園においては、豊かな自然環境を活用した観光の取組みが求められています。
- ◆公園利用施設における利用者の安全性の確保、利便性の向上が求められています。
- ◆里山林の管理技術、利用文化の消滅を防ぐ必要があります。

- ◆環境保全モデル林の取組み及び具体的手法等を整理し、他地域へ波及するための情報発信方法の検討と機会の拡充が必要です。

④施策の方向性

- ◆観光道路沿いの森林において、景観的価値を高めるための森林整備を行います。
- ◆里山散策・体験、里山づくりへの参画等、身近な森林に県民が親しむための方策を強化します。
- ◆エコツアーや自然観察会等のソフト事業を積極的に実施することにより、自然体験活動の機会等を増大し、公園の利用促進を図ります。
- ◆自然公園利用施設の再整備等により、公園利用施設の利用者の安全性を確保し、その活用を推進します。
- ◆シイタケ原木生産、草地利用等伝統的な利用による森林経営の可能性を再検証します。
- ◆平成24～28年度に実施した「環境保全モデル林」の取組みにより得られた知見等の普及を行います。

⑤具体的施策

（森林空間の利用の促進）

- 新◆「100年の森林づくり計画」の策定において観光振興を目的とした「観光景観林」のゾーニングを市町村と協力して設定します。
- 新◆観光振興を目的とした「観光景観林」の保全・整備を支援します。
- 新◆あらゆる年代の県民が身近な森林に入る環境づくりを行うため、「ぎふ木育」の総合拠点において、里山づくりに関するスキル、森林環境を体験する機会の情報等を提供していきます。
- ◆エコツーリズム活動団体を支援し、エコツアーを通じた公園の適正利用の普及啓発、地域の自立的再生を推進します。
- ◆環境、風致景観、生物多様性の保全に配慮した自然公園利用施設を再整備します。

（里山林の保全・利用の促進）

- 新◆「100年の森林づくり計画」の策定において獣害や気象害から住民の生活環境を守る「生活保全林」のゾーニングを市町村と協力して設定します。
- 新◆獣害や気象害から住民の生活環境を守る「生活保全林」の保全・整備を支援します。
- ◆「環境保全モデル林」に指定した地域における取組みについては、十分な利活用がなされるよう、県としても引き続き助言等の支援を行います。
- ◆「環境保全モデル林」の取組みにより得られた知見、実績等については、各種イベントにおける情報発信や、ぎふ森林づくりサポートセンターでの情報提供を行います。また、森林づくりに関心のある方など里山づくり後継者の新たな発掘に取り組みます。

第7章

⑥目標値

○観光景観林整備面積（ha）【再掲】

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	—	70	70	70	70	70	

○里山林整備面積（生活保全林含）【再掲】（ha）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	544	650	650	650	650	650	

○生活環境保全林への入込者数（万人）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	112	112	112	112	113	114	

○参加型里山活動実施団体数（団体）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	32	38	41	44	47	50	（累計）

2 林業及び木材産業の振興

(1) 効率的な森林施業の実施

①あるべき姿

- ◆県内の森林において、安定的、効率的に木材生産が行われています。
- ◆林道や作業道等において、開設コストの低減のみならず、持続可能な維持管理体制が構築され、災害に強い路網となっています。
- ◆人工林の主伐跡地では、低コスト再造林技術の普及、野生動物被害への対応等により、確実に更新が行われています。
- ◆木材流通コストが削減されるとともに、ジャストインタイム（必要な物を、必要な時に、必要なだけ）で製材工場等へ供給できる体制が整備されています。

②現状分析

- ◆現在の供給体制では、急激な木材需要の増加や納材要求に早急に応えられません。
- ◆木材生産効率を向上していくためには、現場で経験豊かな指導者による実践的な指導が必要です。
- ◆第2期基本計画期間（H24～27）の林道・作業道の整備延長は232km/年で、林内路網の整備は作業道が中心となっており、特に近年作業道が急激に増加しています。
- ◆林道の舗装延長は1,902km（H27年度末）で舗装率は42%となっています。
- ◆作業道の開設及び維持・管理のコスト縮減を図っていく必要がありますが、地形・地質に合った丈夫な作業道を開設できる技術が普及されていません。
- ◆木材生産の効率化のため機械化に取り組む林業事業者に対して、高性能林業機械の導入を支援する等の対策を行うことにより、184台（H27年度末）保有しています。（H24～27年度：延べ33事業者47台支援）
- ◆架線集材技術の普及強化を行い、従来型架線集材機を含め、タワーヤーダ等の高性能な架線集材機械を導入し、架線技術者を育成する林業事業者が増えています。
- ◆木材流通の合理化及び流通コストの低減を図るため、山土場や中間土場での仕分け体制の整備や木材加工場への原木の直送化を進めるための施設整備を行っています。
- ◆大型工場の稼働により、品質別（A材、B材、C・D材）の需要・供給のマッチングに必要な情報共有が重要となっており、木材市場や素材流通関係者への支援や情報交換を行っています。
- ◆国有林事業を含む県内の森林整備・素材生産事業計画を年度当初に地域ごとに公表することで、森林整備事業の平準化や木材生産見込量の情報発信を行っています。
- ◆消費税引上げ前の住宅等の駆け込み需要など急な木材需要がある場合、供給が追い付かず、品薄による木材価格の高騰を引き起こす恐れがあります。
- ◆森林経営計画や林地開発許可計画に基づかない皆伐が増加（H23:504ha → H27:713ha）しているものの、人工造林面積は低位な（H23:156ha → H27:170ha）状態であり、伐採跡地の多くが天然更新に委ねられていると考えられます。

③課題

- ◆安定的に木材を供給し、需要の変化に迅速に対応するための調整を行う仕組みの構築が必要です。
- ◆林道について、事業が長期化しており、森林施業に則した計画にすることが必要です。
- ◆輸送コスト低減等させるための10トン級トラックや大型林業機械が通行できる林道が求められています。
- ◆作業道の維持管理体制が不十分な中で、近年開設延長が急速に増加しており、集中豪雨による被災等のリスクへの対応が求められています。
- ◆開設及び維持管理費用の少ない作業道を開設するため、地形・地質を考慮し開設する必要があります。
- ◆大型機械の使用に適した路網開設技術を開発する必要があります。
- ◆高性能林業機械の稼働率の向上が木材生産コストの低減につながることから、計画量や伐採班数（構成員数）に応じた的確な機械配置（マネージメント）、高度な技術を有したオペレーターの養成が必要です。
- ◆架線集材技術や低コスト造林等の幅の広い技術を有した森林技術者の育成が必要です。
- ◆A材、B材、C・D材を区別できる土場整備と運用体制の整備、また工場等へ搬送するための運送対応のシステム化が必要です。

④施策の方向性

- ◆「必要な物を、必要な時に、必要なだけ」に対応できるように、需要に応じた供給を的確に実行できる組織を育成します。
- ◆林道施設（橋梁、トンネル）メンテナンスサイクルの構築を図り、トータルコストの縮減、維持管理費用の平準化等による持続可能性を確保します。
- ◆将来の維持管理費用の軽減、輸送コスト低減につながる林道の舗装や改良事業を進めます。
- ◆地形・地質、森林形態、施業方法に応じた路網整備を推進し、森林施業の効率化を図ります。
- ◆高性能林業機械による安全かつ効率的な木材生産の推進のため、引き続き機械の導入支援を行います。
- ◆高性能林業機械や架線集材機械等を操作できる高度な技術を有した森林技術者を育成します。
- ◆流通の合理化、効率化を図り、木材流通コストを削減するための流通改革を検討します。
- ◆原木でなく半製材品を保管し、木材の急激な需要の増加に応えられるような体制を整備します。

⑤ 具体的施策

(効率的・安定的な供給体制の確立)

新◆架線集材等の地域特性に対応した最適な木材生産システムの導入を支援するため、地形区分図等の支援ツールを開発し、技術移転を進めます。

新◆A材から、B材、C・D材までの森林資源を一体的に取り扱う供給体制を確立します。

◆地域毎に木材生産等の連絡調整を目的とした会議、調査等を行い、木材生産情報の共有を図ります。

(効率的な施業体制の確立 林内路網の整備)

◆長期化している開設中の林道の早期完成を目指すとともに、とくに進捗の遅れている路線については計画の見直し等を行い、森林施業に直結した林道計画を策定します。

◆輸送コスト低減等を図るため、林道、林業専用道、森林作業道を適切に組み合わせた路網ネットワークづくりを進め、10トン級トラックや大型林業機械が通行できる林道を推進していきます。

◆作業道の計画策定にあたり、森林施業にあった路網配置、将来の維持管理を見越した計画となるよう作設主体に対する指導等を行います。

◆地域の地形・地質に合った安全で効率的な作業道の開設を実践できる人材の育成を図ります。

(効率的な施業体制の確立 高性能林業機械の導入)

◆雇用管理の改善及び事業の合理化に関する改善計画に基づき事業改善を図る林業事業体や木材生産の拡大・効率化を図る事業体に対して、高性能林業機械の導入を支援します。

◆現場での実践的な研修により、高性能林業機械オペレーター等を育成します。

新◆架線集材のための機械導入を支援するとともに、架線集材技術や低コスト造林等の幅の広い技術を有した森林技術者を育成します。

◆高性能林業機械（架線集材機等）を使用する伐採専門チームの事業体連携による県内での広域活動に対し、林業普及指導員が事業地情報等の共有により活動を支援します。

(木材流通)

◆木材流通の合理化や流通コストの低減を図るためのストックヤード、集出荷機械等の施設整備を支援します。

◆供給側と需要側が情報共有を図り原木が安定供給されるよう、需給調整会議等の開催を支援します。

⑥目標値

○木材（丸太）生産量（万m³）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	43.8	54	55	56	58	60	

○作業道開設延長（km）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	227	150	300	450	600	750	（累計）

○高性能林業機械保有台数（台）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	184	200	205	210	215	220	（累計）

○再造林面積（ha）【再掲】

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	170	345	365	385	410	450	

○苗木生産量（万本）【再掲】

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	31	53	73	93	103	113	

○製材工場等への木材直送量（万m³）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	25.7	27	27.5	28	29	30	

（2）県産材の利用の拡大

①あるべき姿

- ◆「ぎふ性能表示材」や「JAS認定製品」など高品質の岐阜県産材が供給されています。
- ◆県内外の需要者に対して、「ぎふ性能表示材」が安定的に供給されています。
- ◆県産材の流通拠点が整備され、需要が拡大するとともに安定的に供給されています。
- ◆長期優良住宅等に利用できる製品、構造、工法の開発が民間企業により活発に行われ、県内の木造率が増加しています。
- ◆県産材を扱う工務店や木造建築の構造設計、高度な耐震改修設計、省エネ設計や耐火建築物の設計ができる建築士が増加し、県産材住宅の割合が増えています。
- ◆県民に木造建築の良さが十分に理解されています。
- ◆公共建築物や土木工事における県産材利用が進んでいます。
- ◆規模を問わず木造建築の構造設計、コスト低減の取組みが十分にできる人材が県内に多くいます。
- ◆県産材を使った新工法、新規用途が開発され、普及が進んでいます。
- ◆県外・海外等の新たな販路の拡大や需要先の開拓が進んでいます。

②現状分析

- ◆製材工場は 247 工場と全国 1 位ですが、1 施設当たりの平均加工量が 838 m³/年

と全国平均 3,109m³/年の4分の1です。乾燥材出荷割合は 43.9%と全国 34.2%より高くなっています。

- ◆新たに整備された大型製材工場でのA材加工量が増加し、県外への供給が拡大しています。
- ◆ヒノキの需要は伸びているにもかかわらず、県内生産量は減少しています。
- ◆森林研究所に実験用木材乾燥機を導入し、県産材の品質向上につながる試験研究や、県内企業等の自発的な試験に活用できる体制となっています。
- ◆「ぎふ性能表示材制度」の整備や「JAS制度」の普及により一定の供給体制は整備されていますが、部材によっては依然として集成材や外材製品が多くのシェアを占めています。
- ◆「ぎふ性能表示材推進制度」の普及により、平成27年の人工乾燥材5.4万m³のうち約3割が品質・性能が確保された木材である「ぎふ性能表示材」や「JAS認定製品」として出荷されています。
- ◆県産材住宅の着工戸数は消費税増税前の駆け込み需要により平成25年度は大きく増加しましたが、平成27年度は平成24年度と比べて横ばいの状況となっています。
- ◆平成18年に「改正耐震改修促進法」、平成24年に「都市の低炭素化の促進に関する法律」など耐震化率や省エネ性能の向上を進める法律が施行されています。また、平成26年に「建築基準法」が改正され、耐火構造とすることが義務付けられた3階建ての学校等について、一定の防火措置を講じた場合には準耐火構造等にすることができるようになりました。
- ◆木造建築の構造設計、高度な耐震改修設計、省エネ設計、耐火建築物の設計ができる人材が不足しています。
- ◆県内すべての市町村で「公共建築物等木材利用促進法」に基づく市町村木材利用方針が策定され、教育施設や福祉施設を中心に木造化・内装木質化が進みつつあります。
- ◆CLT（直交集成板）の普及に向け、2016年にCLTの強度基準やCLTを用いた建築物の一般的な設計法等に関する告示が公布・施行されました。
- ◆新製品や新たな部材の開発の分野では、県内中小工場における製品開発体制が十分でない状況です。
- ◆岐阜県産材輸出推進協議会を設立し、県産材を輸出する事業者の取組みを支援しています。韓国でのヒノキブーム等の要因により、韓国等に向けた製材品等の輸出増加が見込まれます。

③課題

- ◆消費者の求める品質の確かな製材品を、十分に供給できる体制整備を進める必要があります。
- ◆大消費地近郊における木材需要の喚起と安定供給のため、県産材流通拠点の整備が必要です。

- ◆県内外のヒノキ材需要に対応できる県産ヒノキ材の生産・加工・流通体制の整備が必要です。
- ◆高品質な県産材を供給するために乾燥コストの低減、乾燥技術の向上を図る必要があります。
- ◆合法伐採木材の取扱いの法制化に合わせて、「ぎふ証明材」等の合法性及びトレーサビリティが確保された木材のより一層のPRが必要です。
- ◆「ぎふ性能表示材」等の品質・性能が確保された木材の、より一層の需要拡大が必要です。
- ◆人口減少に伴い県内の新設住宅着工戸数が減少する中、リフォーム工事において、県産材の利活用促進が必要です。
- ◆木造建築の構造設計、高度な耐震改修設計、省エネ設計、耐火建築物の設計ができる人材が岐阜県には少なく、人材育成が必要です。
- ◆大規模な木造建築物に係る建築コストの更なる低減が必要です。
- ◆大規模な木造建築物の設計や、構造計算ができる建築士を増やす必要があります。
- ◆木造建築物に対して「コスト高で、火に弱い」という誤った認識を改める必要があります。
- ◆公共工事における、より一層の木材利用への取組みが必要です。
- ◆CLTの普及を図るためには、CLTの製造コストの削減等が必要です。
- ◆県内中小製材工場等における新製品開発体制を強化する必要があります。
- ◆県内での県産材住宅のPR強化だけでなく、商業施設への需要拡大を進めるとともに、中京圏や首都圏等、大規模消費地への販路拡大が必要です。

④施策の方向性

- ◆「必要な物を、必要な時に、必要なだけ」に対応できるように、需要側と供給側が情報共有や意見交換を行う活動を支援します。
- ◆製材品生産コストを削減するために必要な施設整備について支援します。
- ◆県産材流通拠点の整備により、県産材製品の需要拡大と安定供給を図ります。
- ◆ヒノキ材を扱う製材工場の原木集荷や生産効率向上、販路拡大を支援します。
- ◆県内企業における木材乾燥技術の向上を図ります。
- ◆「岐阜証明材推進制度」、「ぎふ性能表示材推進制度」の一層の普及を図ります。
- ◆「ぎふ性能表示材」を活用した安全・安心な県産材住宅のPRを強化し、木造住宅に関する啓発を行うなど、消費者の理解をより一層進め、県産材住宅の建設促進を図ります。
- ◆「ぎふ性能表示材」等を活用し、高品質な県産材住宅の建設や増改築に取り組む建築士、工務店等を増やすとともに、商業施設への県産材利用を促進します。
- ◆大規模な木造建築物の建築コストの低減を図り、公共施設等における県産材利用を進めます。
- ◆大規模な木造建築物を設計できる建築士を育成するとともに、木造建築物に関する正しい知識を普及します。

- ◆木造建築の構造設計、高度な耐震改修設計、省エネ設計、耐火建築物の設計ができる人材の育成を図ります。
- ◆公共建築物や土木工事における新たな構造・工法や工種、利用方法を開発・普及します。
- ◆県産材を活用した新製品の開発及び普及を支援します。
- ◆県産材製品の海外輸出を支援します。

⑤具体的施策

(木材製品の品質向上と製品安定供給体制の強化)

- ◆県産材流通拠点を大消費地近郊に整備し、工務店やハウスメーカーから一般消費者までの需要に対応する県産材製品のPRと安定供給を支援します。
- ◆地域の中核的な乾燥施設の整備及び活用を支援し、性能が確保された県産材製品の生産を推進します。
- ◆木材流通の合理化や流通コストの低減を図るためのストックヤード、集出荷機械等の施設整備を支援します。(再掲)
- ◆製材品生産コストを削減できる施設整備を支援します。
- ◆木材乾燥分野など高品質な県産材製品を効率的に供給するための試験研究を推進します。
- ◆安定した品質の乾燥材製品を生産できる木材乾燥技術者の養成や資質の向上を推進します。
- ◆背割り無し材の安定供給に向けた乾燥技術を確立します。
- ◆県内企業に対して木材乾燥分野等の技術指導を実施します。
- ◆「ぎふ性能表示材認証センター」における「ぎふ性能表示材」の情報管理・発信機能等の向上を図るとともに、会員工場の連携により安定供給体制を強化します。

(県産材住宅の建設促進)

- ◆「ぎふ性能表示材」を使用した安全・安心な県産材住宅に対する関心を高めるため、効果的なキャンペーンやイベント、モデル展示等を実施します。
- ◆「ぎふ性能表示材」等を一定量以上使用した高品質な住宅の新築や増改築を行う施主に対する直接助成及び金利優遇策を拡充します。
- ◆県産材住宅を建設する工務店が行う県外PRイベント等の取組みを支援します。
- ◆高品質な住宅に利用できる製品、構造・工法の開発を支援します。
- ◆県産材を利用する建築士である「岐阜県木造住宅アドバイザー」や、県産材住宅の良さや県産材を利用する意義等について説明できる営業マン「岐阜県木造住宅相談員」を育成します。
- ◆「ぎふ住育モデル」を作成し、森林文化アカデミーの専門技術者研修やオープンカレッジ等を通じて実践します。
- ◆産直住宅の建設促進のため、産直住宅団体を支援します。
- ◆バリアフリーリフォーム等での内装木質化を促進します。
- ◆商業施設における県産材利用を促進します。

(公共施設・土木工事での県産材の利用の拡大)

- ◆「公共施設等における県産材利用推進方針」に基づき、県有施設、市町村有施設及び民間の教育関連施設等の木造化、内装木質化支援策を強化します。
- ◆「ぎふ証明材」及び「ぎふ性能表示材」を活用した各地域のシンボリックな木造公共施設の建設を促進します。
- ◆CLTを使用した公共建築等やCLTの製造加工施設に対し支援します。
- ◆新設県有施設の木造構造設計、性能設計を支援します。
- ◆県及び市町村、設計事務所の設計担当者等を対象とした大規模な木造建築物に関する研修会を開催する等、木造・木質建築物の建設を支援します。
- ◆専修教育学習や技術者教育研修等により、木造建築の構造設計・高度な性能設計ができる人材の育成プログラムを実施します。
- ◆公共建築物等大規模な木造建築物で利用できる製品、構造・工法及び土木工事等での新用途の開発等を支援します。
- ◆森林研究所において、木材の品質向上等、公共建築物や土木工事での利用拡大に寄与する技術開発を進めます。

(県産材製品の販路拡大)

- ◆ヒノキ並材の需要を拡大するため、木造平行弦トラス等の新工法・新用途の普及、CLTや下地材等への活用を推進します。
- ◆新製品の開発や販路拡大に取り組む事業者を支援します。
- ◆民間が行う県産材を活用した新製品の開発について、受託研究やオープンラボの利用促進等により支援します。
- ◆県産材を活用した新製品の開発を、「岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアム」のワーキンググループや、森林文化アカデミーの授業の一環として取り組みます。
- ◆「ぎふ性能表示材」供給事業者が行うプロモーション活動等の県内外に向けた販路拡大の取組みを支援します。
- ◆長野県と連携した関東圏や中京圏への販路拡大を支援します。
- 新◆東京オリンピック・パラリンピック関連施設での県産材（森林認証材）利用を推進するため、オリンピック関連団体への働きかけを行います。
- ◆「岐阜県産材輸出推進協議会」の運営や県産材製品のPR活動を実施します。
- 新◆海外での県産材住宅の建築を促進します。
- ◆海外向け商品開発、現地PRや現地バイヤー招へい経費、海外展示会の出展等、意欲ある事業者による海外輸出に関する取組みを支援します。
- 新◆日本式木造軸組住宅の建築技術や知識を有する海外の建築技術者等を育成します。

⑥目標値

○製材品出荷量に占める人工乾燥材の割合（％）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	43.9	46	48	51	53	55	

○ぎふ性能表示材製品出荷量（千m³）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	8.2	50	50	50	50	50	

○県内新設戸建軸組住宅に占める県産材住宅の割合（％）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	15.3	20.0	20.5	21.0	21.5	22.0	

○公共施設の木造化及び内装木質化施設数（施設）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	73	109	127	145	163	181	（累計）

○県産材製品の輸出货量（m³）【再掲】

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	698	1,260	1,540	1,820	2,100	2,380	

（3）森林資源の有効利用の促進

①あるべき姿

- ◆地域毎に地産地消型木質バイオマス施設が整備され、木質燃料が安定的に供給されています。
- ◆地域毎に木質バイオマス施設の需要に対応した木質バイオマス燃料加工施設が整備されています。
- ◆各木質バイオマス燃料加工施設に対して、原料となるC・D材が低コストで安定して供給される体制が整備され、これまで未利用だった木質資源が有効に活用され、自立した地域づくりできています。
- ◆小径木や曲がり材等を、付加価値の高い多様な製品として様々に利用されています。
- ◆県内の森林資源を使ったキノコ生産が維持されているとともに、県産キノコ商品が多くの消費者に支持されています。

②現状分析

- ◆森林で伐採された木材の約6割が搬出されずに森林内で放置されています。
- ◆木材チップ等の需要が増加していますが、加工施設が十分配置されていない地域（郡上、恵那）があります。
- ◆地域で未利用材を搬出する仕組みが整備されつつあります。
- ◆架線集材による全木集材が推進されることで山土場へC・D材が集まるようになり供給量は増えつつあります。
- ◆キノコ類は岐阜県の林業産出額の約30%を占めていますが、生産額は産地間競争の激化等による価格の低下や廃業等によって減少しています。
- ◆東日本大震災の影響により、キノコ類用の原木の供給が不足し、原木単価は高騰しています。

③課題

- ◆森林内に放置されている木材を有効に活用する仕組みづくりが必要です。
- ◆各地域において、地域で搬出した未利用材を地域で消費する体制の整備が必要です。
- ◆地域の木質資源の供給能力を支えるための、C・D材の低コストな集荷・運送体制の整備が必要です。
- ◆キノコ類の価格が低下傾向にあるため、消費者のニーズを重視した生産や、需要拡大を図ることが必要です。
- ◆県内の森林資源を使った特用林産物の生産者を支援することが必要です。
- ◆シイタケ原木の安定供給体制の確保が必要です。

④施策の方向性

- ◆各地域において、地産地消型木質バイオマス利用施設等の導入を促進します。
- ◆A材からC・D材まで森林資源を一体的に取り扱う、地域循環型の供給システムを確立します。
- ◆小径木や曲がり材等を活用するための、集材・加工技術・流通システム等の開発を行います。
- ◆消費者のニーズを重視した安心・安全なキノコの供給を図ります。
- ◆キノコ生産者の経営の安定化を図ります。
- ◆県内の森林資源を使った特用林産物の安定生産・高品質化・生産性の向上等の技術開発及び普及を図ります。

⑤具体的施策

(C・D材の利用促進)

- 新◆地域の木質バイオマス燃料の安定供給体制を構築するため、木材生産者や流通・加工業者、施設運営者等で構成する地域協議会の設立・運営を支援します。
- 新◆地産地消型木質バイオマス利用施設、加工施設等の整備を支援します。
- 新◆木質バイオマス燃料供給施設の整備支援等を通して、地域における地産地消システムの取組みを支援します。
- 新◆林地残材の搬出、集積、集荷運搬施設の整備等に対して支援します。
- 新◆A材からC・D材を一体的に仕分けできる中間土場の設置を支援します。
- 新◆C・D材を利用した木質チップを製造する機械の中間土場までの運搬を支援します。
- ◆C・D材を含め、木材を有効活用するため、木材生産のための林業機械導入を支援します。
- ◆県民協働による未利用材の搬出を促進します。
- ◆資材の安定供給を拡大するための調査、指導を図ります。

(特用林産物の振興)

- ◆キノコや山椒等の特用林産物について、生産コストの低減や増収・品質向上に関する技術開発に取り組めます。

第7章

- ◆特用林産物の生産者に対する栽培技術や品質管理方法等の技術普及に努めます。
- ◆キノコの需要拡大のため、調理方法等の消費宣伝活動を推進します。

⑥目標値

○木質バイオマス利用量（燃料用途）（千 m³）【再掲】

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	90	92	94	96	98	100	

○木質バイオマス地産地消施設整備数（施設）【再掲】

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	—	2	4	6	8	10	（累計）

○キノコ生産量（t）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	3,136	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	

3 人づくり及び仕組みづくりの推進

(1) 木育・森林環境教育の推進

①あるべき姿

- ◆県民に「ぎふ木育」が定着し、県民一人ひとりが森林に対して責任ある行動をとることができるようになっていきます。
- ◆多くの児童・生徒が木に触れ、森に親しみを持ち、森林の働き、重要性の認識が高まっています。
- ◆ドイツ・北欧のように森林空間を活用した「生きる力を育む教育」が広く展開され、それらが理想的な森や社会づくりを支えています。

②現状分析

- ◆平成25年3月に策定した木育・森林環境教育の指針である「ぎふ木育30年ビジョン」に基づき、子どもたちを中心に、木に直接触れ、木を身近に感じる機会を提供しています。
- ◆「ぎふ木育」に関わりたいという県民（大人）を対象としたサポーター養成研修を県内各地で開催し、木育の推進者（行動者）としての人づくりが進んでいます。
- ◆木育教室を実施する保育園等の施設や、「緑と水の子ども会議」を実施する小・中学校が年々増加しています。また指導者研修の受講者が増加しています。
- ◆自然の力を幼児教育の場として利用し自主性を育む「森のようちえん」、「プレーパーク」等の評価が高まり、県内各地でその取組みが進んでいます。
- ◆森林文化アカデミーでは、「県民を対象とする生涯教育講座」を通年開催し、県民の学ぶ意欲に応じて多様な内容を提供しています。
- ◆森林文化アカデミーにおける講座受講者の中から、一般向け講座を提供できる人材が育っています。

③課題

- ◆教育機関に「ぎふ木育」は浸透してきましたが、県内全域への更なる普及が必要です。
- ◆特定の施設、学校のみでなく、実績のない施設等での「ぎふ木育」の実施を促す必要があります。また、多くの施設や学校で取り組んでいただくため、指導者の木育に関する知識の向上を図る必要があります。
- ◆「ぎふ木育」を、大人を含め広く県民に普及させていく、また、「触れ合う・親しむ」第1段階から高次のステップへ移行させていく必要があります。
- ◆県内への広がりを図るために、「ぎふ木育」の連携先団体の偏りを解消する必要があります。

④施策の方向性

- ◆「ぎふ木育30年ビジョン」に従って、段階的・継続的な教育をさらに進めます。

- ◆「ぎふ木育」へ子どもから大人まで幅広い世代が参画できるための総合拠点を整備します。
- ◆県民を対象とした木育・環境教育講座を効果的、効率的に開催し、受講者が講座で学んだことを活用して自ら行動できる能力を育てます。
- ◆県内全域で木育教室等が実施され、「ぎふ木育」が浸透し、定着するよう、指導者を対象とした交流会の開催や教育機関への実施の働きかけを行います。
- ◆「森のようちえん」、「プレーパーク」等の活動の場として、里山等の利活用を進め、県全域へ広めます。

⑤具体的施策

(木育・森林環境教育の推進)

- 新◆「ぎふ木育」の総合拠点施設を整備・運営します。
- 新◆「ぎふ木育」の総合拠点でのプレーヤーを育成する人材育成体制の構築を支援します。
- 新◆「木育おもちゃ学芸員」の養成を行います。
 - ◆地域の木育拠点となる「常設版ぎふ木育ひろば」の整備を支援します。
- 新◆「ぎふ木育」の総合拠点と「常設版ぎふ木育ひろば」との人材交流ネットワーク構築を支援します。
 - ◆木育・森林環境教育を推進するとともに、木育・森林環境教育研修を継続します。
 - ◆幼稚園・保育園での木育教室、小・中学校、高校、特別支援学校での「緑と水の子ども会議」の開催を支援します。
- 新◆「森のようちえん」「プレーパーク」等の活動を行うグループ等と、「環境保全モデル林」や地域の里山再生に携わる団体等をマッチングする仕組みづくりを進めます。

⑥目標値

○「ぎふ木育」総合拠点利用者数（人）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	—	—	—	20,000	25,000	30,000	

○「ぎふ木育」常設木育拠点設置数（箇所）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	21	60	80	100	100	100	(累計)

○木育指導者養成数（人）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	262	330	410	490	570	650	(累計)

○木育教室・緑と水の子ども会議参加人数（人）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	5,156	6,300	6,400	6,500	6,600	6,700	

(2) 県民との協働による森林づくりの推進

①あるべき姿

- ◆県内各地で、企業やNPO団体等が、地域の自治体や住民と協力しながら、継続的な森林づくりに取り組んでいます。
- ◆多くの県民が、森林や木材に関する意識を高め、日常生活の中で森林の大切さや重要さなどを認識して行動しています。

②現状分析

- ◆森林づくりの総合窓口である「ぎふ森林づくりサポートセンター」において、県内の様々な森林づくり活動の情報を発信しています。
- ◆第39回全国育樹祭の開催を契機に、県民総参加の森林づくりの機運が高まっています。
- ◆「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用し、県内各地で地域住民や団体等が主体となって創意工夫のある森林づくり活動が行われています。
- ◆県内各地で企業との協働による森林づくり活動が行われています。

③課題

- ◆地域住民や企業・団体等による森林づくり活動への継続的な支援と、新たに森林づくり活動を希望する地域住民や企業・団体等の取組みに対する支援が必要です。

④施策の方向性

- ◆地域住民が一体となり協働して行う森林づくり活動を推進します。
- ◆多くの企業が森に触れ、親しみ、協働による森林づくりに参画する契機となるようなイベントの開催や情報提供を行います。

⑤具体的施策

(県民との協働による森林づくりの推進)

- ◆森林資源の活用に関心を持つ企業・団体等を会員とする「恵みの森づくりコンソーシアム」を中心に、多様な森林づくりやその活用を研究し、発信していきます。
- ◆森林づくりに対する理解を深めるため、企業・団体等の構成員及びその家族や関連企業に、広く木育・森林環境教育を取り入れるよう働きかけます。
- ◆伝統工芸技術や里山づくり、企業・団体等による森林づくり活動等、森林に関わる人を相互につなぐための支援を「ぎふ森林づくりサポートセンター」等で行います。

⑥目標値

○参加型里山活動実施団体数【再掲】(団体)

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	32	38	41	44	47	50	(累計)

(3) ぎふの山に親しむ月間の普及

①あるべき姿

- ◆県民の間に広く森林づくりについての理解が浸透し、県民が森林づくりに係る活動に積極的に参加する意欲が高まっています。

②現状分析

- ◆平成18年度から木の国・山の国県民運動の普及啓発として「ぎふ山の日フェスタ」(平成28年度からは「山の日フェスタぎふ」)を中心としたイベントを開催しています。
- ◆「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用し、県内各地で地域住民や団体等が主体となって創意工夫のある森林づくり活動が行われています。【再掲】

③課題

- ◆「山の日フェスタぎふ」を中心とした単発型のイベント開催にとどまる傾向があり、8月11日の国民の祝日「山の日」とも連携を図りつつ、月間を意識した継続的な普及啓発活動が必要です。

④施策の方向性

- ◆広く森林づくりに関する普及啓発を行うため、各種イベントを支援します。また、次世代を担う子どもたちが森林や木への関心を高められるような内容とします。

⑤具体的施策

(ぎふの山に親しむ月間の普及)

- ◆「山の日フェスタぎふ」を中心に、継続的にイベントを開催します。
- ◆「ぎふの山に親しむ月間」に係る周知度の向上を図ります。
- ◆国民の祝日「山の日」と連携した普及啓発事業を実施します。
- ◆県内各地で開催されるイベント等を「ぎふの山に親しむ月間」としてシリーズ化し、「山の日フェスタぎふ」において山に親しむ“入口”となる機会(木工作体験・木製品の購入等)とともに、各地で開催されるイベント等の情報を提供し、各地域へ誘導する仕組みを付加します。

⑥目標値

○生活環境保全林への入込者数【再掲】(万人)

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	112	112	112	112	113	114	

○参加型里山活動実施団体数【再掲】(団体)

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	32	38	41	44	47	50	(累計)

(4) 技術者及び担い手の育成・確保

①あるべき姿

- ◆新規就業者が職場に定着し、実務・研修を通じて技術力を高め、やがては現場の指導者となっていきます。
- ◆林業への就業促進体制が整備されているとともに、林業会社等が人材の確保及び育成に積極的に取り組んでいます。
- ◆多様な現場条件の中、効率的な木材生産技術だけでなく、労働安全にも高い意識のある森林技術者が育成されています。
- ◆植栽や保育施業の知識と技術をもつ森林技術者が確保され、森林の施業が適切に行われています。
- ◆森林組合や林業会社等において安定した林業経営が行われています。
- ◆森林経営計画に基づき林業事業体ごとに経営方針や経営計画が策定されています。
- ◆森林所有者が、自ら所有する森林に関心を持ち、森林管理を含む森林の経営に積極的に関わっています。
- ◆ドイツの森林技術者養成ノウハウが森林文化アカデミーの専修・専門技術者教育に活かされています。
- ◆職人や教育研究機関等が連携して、生産体制の見直しや新しい需要への対応、後継者の育成について検討され、実施されています。
- ◆県内で残すべき伝統工芸技術が整理・共有され、支援が行われています。

②現状分析

- ◆森林技術者は、新規就業後に間もなく転職をする若者が多いため、若い世代で新規就業者を確保しても長期的な森林技術者数の増加につながっていません。
- ◆現在の新規就業者の多くは、就業前の技術教育・訓練を十分に受けていません。
- ◆林業普及指導員が森林所有者に対して森林経営計画制度の説明を行い、計画の実行監理を含む制度の定着を図っています。
- ◆森林整備の低コスト化に取り組んではいるものの、森林所有者へ利益を還元しにくい状況にあり、森林経営への意欲が低迷しています。
- ◆県独自の研修により施業プランナー育成に取り組んできた結果、基礎的スキルを有する施業プランナーの人数の確保は概ね達成されています。また、集約化施業等に関する林業事業体の組織的な取組みは、堅調に定着しつつあります。
- ◆林業事業体が、高性能林業機械を操作する森林技術者を育成しています。
- ◆架線集材技術の普及強化により、従来型集材機を含め、タワーヤーダなど高性能架線集材機械を導入し、森林技術者を育成する林業事業体が増えています。
- ◆拡大造林期に植栽や下刈り等の初期保育に従事した熟練森林技術者が少なくなっています。
- ◆森林組合の経営意識の改革や地域の林業事業体との連携が進みつつあります。
- ◆森林の恵みを生かした県特有の伝統工芸技術が消滅しつつあります。

③課題

- ◆新規就業後の定着を図るため、基本的技術の習得への支援が必要です。
- ◆学卒者や若年層の林業への新規就業を促進するため、林業相談会の開催、林業体験の機会の創出が必要です。
- ◆林業労働者の不足の背景には、3K職場であること、森林への関心の度合い、他産業との職場環境の違いなどがあります。
- ◆森林技術者の段階的な技術の向上のための支援が必要です。
- ◆架線集材機を含む高性能林業機械の効率的な稼動のために、事業体毎に機械保有台数や事業規模に応じた複数のオペレーターが必要であり、機械を操作する森林技術者の育成を支援する必要があります。
- ◆植栽の経験がない森林技術者に対し、植栽に関する知識や技術を教育する必要があります。
- ◆森林経営及び管理等に関して、自伐林家や小規模森林所有者等に対する支援制度の説明や森林管理の支援により、関心を高める必要があります。
- ◆森林経営計画の作成・実行監理に必要な経験・知識が十分でない施業プランナーや、更なる資質向上を目指す施業プランナーを対象とした、技術維持向上への取組みが必要です。
- ◆林業事業体等が、明確な経営ビジョンを基にした計画的な採用計画を持つことが必要です。
- ◆森林組合が地域林業の中核的担い手となるよう、経営改革及び業務執行体制強化が必要です。
- ◆森林組合、林業会社等が、それぞれ得意とする分野で連携し、地域の森林整備を推進する必要があります。
- ◆森林文化アカデミーの定員を確保すると同時に、優秀な人材を新入生として迎えることが必要です。
- ◆森林文化アカデミー・森と木のエンジニア科の履修内容に、より実践的な訓練を組み込む必要があります。
- ◆林業の成長産業化を進めるため、海外の先進的な森林・林業技術を取り入れる必要があります。
- ◆岐阜和傘等の伝統工芸に必要な材料が枯渇しており、継続的に生産する仕組みを整える必要があります。
- ◆後継者の育成が職人のみに委ねられており、多くの伝統工芸分野で育成が必要です。
- ◆伝統工芸について県の担当部局が複数にまたがり、また市町村レベルでは行政区域をまたぐ問題もあることから、積極的に問題の共有・対応を行う必要があります。

④施策の方向性

- ◆円滑な新規就業への支援を実施します。
- ◆自伐林家や小規模森林所有者等が森林経営や管理に関心を持つための支援制度や、森林管理手法等の支援・指導により、森林管理の働きかけを行います。

- ◆森林経営計画の作成・実行監理を担う施業プランナーの育成及び技術力の維持向上を図ります。
- ◆森林技術者の段階的な技術の向上を支援するとともに、労働安全意識の向上を図ります。
- ◆高性能林業機械の高度な操作から植栽と保育施業まで、幅の広い知識と技術を持つ森林技術者を確保・育成します。
- ◆林業就労への好感度を高めるため、安全に配慮した林業用ウェアを開発します。
- ◆森林文化アカデミーの県内林業界への技術者供給・養成拠点としての役割を強化します。
- ◆ドイツ・ロッテンブルク林業単科大学との連携を進め、教育方法・内容についてノウハウを取得し、森林文化アカデミーの専修・技術者教育へ反映します。
- ◆森林組合の経営改革及び業務執行体制強化、林業会社等の経営基盤強化等の取組みを支援します。
- ◆伝統工芸品に必要な原材料の生産・供給体制、職人の後継者の育成体制を整備します。
- ◆県・市町村が残すべき伝統工芸技術を整理・共有できる仕組みをつくりま

⑤具体的施策

(新規就業者の確保)

- ◆林業への就業を促進するため、農林高校生の林業体験や林業会社等へのインターンシップを実施します。
- ◆岐阜県林業労働力確保支援センター等と連携し、「森林の仕事ガイダンス」等の就業相談会等へ参加し、林業のPRや就業相談等を実施します。
- ◆就業準備給付金の給付等により、将来、林業への就職を希望している森林文化アカデミーの学生等の知識習得を支援します。
- ◆新規就業者の確保及び定着を図るため、関係団体と連携し、基本的技術習得等を支援します。
- ◆森林文化アカデミーにおいて、県内林業分野での高い就労意欲と知識・技能を身につけた専門人材の育成強化と県内就業の促進を図ります。
- ◆森林文化アカデミーのカリキュラム・教育体制を強化し、「森と木のエンジニア科」において、実践的教育を実施し、現場で自ら行動できる技術者を育成します。
- ◆農林高校等と連携して、森林文化アカデミーを中心に就業前の技術者育成を図ります。

(森林技術者の育成)

- ◆魅力ある労働環境整備による若手・女性技術者の登用拡大を行う事業体等の取組み活動を支援・指導します。
- ◆関係団体と連携し、現場指導者の確保と森林技術者の段階的な育成を推進します。
- ◆林業経営に必要な基本的スキルを有する施業プランナーの育成、資質維持、専門性を高めるための研修を開催します。

- ◆かかり木処理、高性能林業機械の操作等に関する安全対策研修や巡回指導支援等を実施します。
- ◆林業機械技術者育成研修等の研修会を開催し、森林技術者の技術力の向上を図ります。
- ◆森林技術者に対して、植栽と保育施業の研修を開催します。

(森林作業道作設オペレーターの育成)

- ◆森林作業道作設オペレーターの技術維持を支援するため、研修会を開催します。
- ◆作業道等が発生源となる林地崩壊が発生した場合、現場検証や現地検討会の開催を支援します。
- ◆作業道を作設するすべての箇所で、事前にチェックシートが提出される体制を構築します。

(林業事業体（森林組合・林業会社等）の育成・確保)

- ◆研修会や座談会等を通して、主伐・再造林による安定した森林経営の支援・指導を行います。
- ◆自伐林家や小規模森林所有者等に対する森林整備や森林管理に対して支援・指導します。
- ◆林業事業体が行う他の事業体や自伐林家等と連携を図った森林管理体制づくりに対して支援・指導を行います。
- ◆経営ビジョンの作成、常勤理事の設置、中堅職員を対象とした経営能力向上研修の開設等、森林組合の経営強化に向けた支援・指導を行います。
- ◆県森林組合連合会及び森林組合が取り組む、人材育成や効率的な経営につながる森林管理情報機器の整備を支援します。
- ◆「岐阜県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」に基づき、林業事業体が行う計画的雇用や事業合理化に関するビジョン作成等について支援・指導を行います。

(海外との連携)

- ◆ドイツ・ロッテンブルク林業単科大学等における森林技術者教育の方法・内容について、調査・研究を行い、授業等への反映・充実に努めます。
- ◆ドイツとの大学・企業・行政等の産学官の人材・学術交流を深めるため、「日独林業シンポジウム」を開催します。

(伝統工芸に用いられる材料供給の支援)

新◆岐阜県内の伝統工芸品に必要な原材料の持続可能な生産・供給を支援します。

- ◆森林の恵みを生かした県内の伝統工芸に関わる情報を、広く整理・共有できる仕組みをつくります。

⑥目標値

○森林技術者数（人）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	947	1,141	1,238	1,247	1,251	1,255	

○森林文化アカデミー卒業生（エンジニア科）県内就職率（％）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	59	80	80	80	80	80	

(5) 地域が主体となった森林づくりの支援

①あるべき姿

- ◆市町村は、個々の地域の実情に即して、また森林・林業行政の最前線として、森林所有者や林業事業体等に対するきめ細かな指導・助言を行っています。
- ◆市町村の森林づくりのマスタープランである市町村森林整備計画について、地域の森林や林業・木材産業の特性を生かした計画作成と実行管理ができる体制ができています。

②現状分析

- ◆市町村が中心となって、地域の森林管理・経営を的確に進めていく必要があります。
- ◆市町村の森林計画担当者向け研修会を年2回実施し、森林計画制度に基づく事務処理や市町村森林整備計画の樹立・変更業務を支援しています。
- ◆27の市町村で森林管理委員会が設置され、市町村有林の管理や市町村整備計画におけるゾーニングや施業方針の検討等について取組みが行われています。

③課題

- ◆市町村には森林に関する技術職員が少なく、また林務担当職員が数年で異動することから、知識や技術が継承されにくい状況です。
- ◆市町村林務担当職員の配置人数、地域の林業・木材産業の状況により市町村森林管理委員会の設置及び運営方法が異なり、設置数よりも地域の課題に対する取組内容等への支援が求められています。

④施策の方向性

- ◆市町村職員を支え地域の森林づくりに携わる県独自の人材育成に新たに取り組めます。
- ◆「100年の森林づくり計画」の策定支援を行います。
- ◆森林計画制度は森林・林業行政の基本となる分野であることから、引き続き支援していきます。

⑤具体的施策

（地域森林監理士の育成・活用）

- 新◆森林管理・経営に必要な知識・技術を有した県独自の専門的な人材である「地域森林監理士」を育成します。
- 新◆「地域森林監理士」が、森林総合監理士や施業プランナーと連携し、「100年の森林づくり計画」の策定等に係る市町村行政のサポートや、私有林等の経営コンサルティングをします。また、市町村行政へのサポート等、地域の森林づくりに

関する活動を支援します。

(地域が主体となった森林づくりの支援)

- ◆市町村の担当者向け研修会を開催し、森林・林業行政に関するスキルの向上を図ります。
- ◆林業普及指導員により市町村森林管理委員会の運営を支援し、より専門的な項目については、市町村からの要請に基づき、「岐阜県森林技術開発・支援センター」で支援を行います。
- ◆市町村ごとに、森林管理委員会において木材生産林を含むゾーニング面積の目標設定を行い、市町村森林管理委員会で重点的に取り組みます。

⑥目標値

○地域森林監理士認定者数（人）【再掲】

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	—	3	6	9	12	15	(累計)

(6) 技術の向上及び普及

①あるべき姿

- ◆森林総合監理士を含む林業普及指導員が、将来的なビジョンをもって、地域の森林管理及び経営に助言・指導を行っています。
- ◆業界や県民ニーズに沿った研究が進んでおり、研究成果が大いに活用されています。

②現状分析

- ◆森林総合監理士を林業普及指導の地区主任として、市町村森林管理委員会の開催、市町村森林整備計画の策定及び変更、森林経営計画の作成を含めた施業プランナー活動に対する支援を行っています。
- ◆県内の森林関連業界から要望が多い課題や、森林行政で必要な課題について技術開発に取り組んでいます。
- ◆県民からの技術的な相談への対応や、産学官連携による共同研究等を行うため、平成26年に「岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアム」を設立しました。

③課題

- ◆森林総合監理士として求められる能力は多岐にわたり、資格の有無にかかわらず、不得意な分野、項目の克服に向け、一層の自己研鑽を図る必要があります。
- ◆先駆的な課題の設定、研究成果の技術移転、研究ニーズに対応できる体制整備等を十分に整える必要があります。
- ◆森林・林業・木材産業が直面する様々な課題を解決し、林業・木材産業を成長産業化させていくためには、産学官が連携した組織体制による県内企業等に対するサポートの充実が必要です。

④施策の方向性

- ◆技術の向上及び普及に向けて、県として戦略をもった取組みを行います。
- ◆現場・県民ニーズの高いテーマを中心に研究開発に取り組みます。
- ◆県の施策を支援する研究開発に取り組み、研究成果の普及に努めます。
- ◆大学その他の研究機関や企業・事業者との連携を密にし、共同研究に取り組むことで、研究ニーズに対応できる体制の整備及び研究者（人材）の育成に努めます。
- ◆産学官が連携した組織体制により、県内の森林、林業、木材産業に関する様々なニーズに対応します。

⑤具体的施策

（技術の普及指導・フォレスターの育成）

- ◆戦略的な林業普及指導運営方針を策定し技術の普及指導を行います。

（技術の調査研修）

- ◆企業や県民のニーズに基づいた研究開発を推進します。
- ◆産学官連携による新たな技術開発を行います。
- ◆開発した技術は、巡回技術指導や技術研修会等で普及します。
- ◆若手職員を大学や(独)森林総合研究所へ派遣し、人材育成を進めます。

（「岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアム」の活動促進）

- ◆「岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアム」において、林業、木材産業が直面する課題の解決に向け、ワーキンググループを設置し具体的な調査、研究、産業化の取組みを進めます。
- ◆「岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアム」に参加する事業体等の新たな技術開発、起業を支援するために木材研究・試験施設の利用に対する助成を行います。
- ◆交流会、研修会を開催し、国内外の最新の知見、情報、技術の提供を図ります。
- ◆林業、木材産業に関する政策提案を行います。

⑥目標値

○育林技術新規開発・普及件数（件）【再掲】

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	—	2	4	6	8	10	(累計)

第7章

4 目標値一覧

健全で豊かな森林づくりの推進

No	項目	考え方	基準年 (H27)	H29	H30	H31	H32	H33
1 【新】	「100年の森林づくり計画」策定割合(%)	民有林全体に対する「100年の森林づくり計画」策定面積の割合を考慮して算出【累計】	—	20	40	60	80	100
2 【新】	苗木生産量(万本)	「100年の森林づくり計画」に必要な苗木の生産量を、苗木の技術導入の進展等を考慮して算出	31	53	73	93	103	113
3 【新】	再造林面積(ha)	「100年の森林づくり計画」に基づき、必要な面積を考慮して算出	170	345	365	385	410	450
4 【継】	間伐の実施面積(ha)	間伐が必要な時期にある森林を計画的に間伐していく年間必要面積を考慮して算出	10,379	9,800	9,800	9,800	9,800	9,800
5 【継】	災害跡地復旧工事3年以内完了率(%)	災害箇所のうち、復旧工事着手後3年以内に完了する箇所の割合を考慮して算出	96	100	100	100	100	100
6 【新】	環境保全林整備面積(ha)	水源林、溪畔林、奥山林等における環境保全の拡大に向け、間伐等の整備面積を考慮して算出	3,382	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
7 【新】	観光景観林整備面積(ha)	新たに取り組む、観光価値を高める「観光景観林」の整備面積を考慮して算出	—	70	70	70	70	70
8 【新】	里山林整備面積(生活保全林含)(ha)	従来の里山林における森林整備に加え、新たに取り組む「生活保全林」の整備面積を考慮して算出(※当初予算分)	544	650	650	650	650	650
9 【継】	生活環境保全林への入込者数(万人)	森林に親しむレジャー人口について、人口減少、高齢化等を考慮して算出	112	112	112	112	113	114
10 【新】	参加型里山活動実施団体数(団体)	環境保全モデル林での取組み等により広がる里山づくりを参加者を集めて行う団体数の増加を考慮し算出【累計】	32	38	41	44	47	50

林業及び木材産業の振興

No	項目	考え方	基準年 (H27)	H29	H30	H31	H32	H33
11 【継】	木材(丸太)生産量(万m ³)	県産材の生産状況の指標であり、今後の木材需要の増大等を考慮して算出	43.8	54	55	56	58	60
12 【継】	作業道開設延長(km)	木材生産の低コスト化に欠かせない作業道開設の延長を考慮して算出【累計】	227	150	300	450	600	750
13 【新】	高性能林業機械保有台数(台)	効率的な木材生産の推進に資する林業事業者の高性能林業機械保有(リース含む)台数を考慮して算出【累計】	184	200	205	210	215	220
2 【新】	苗木生産量(万本)【再掲】	「100年の森林づくり計画」に必要な苗木の生産量を、苗木の技術導入の進展等を考慮して算出	31	53	73	93	103	113
3 【新】	再造林面積(ha)【再掲】	「100年の森林づくり計画」に基づき、必要な面積を考慮して算出	170	345	365	385	410	450
14 【継】	製材工場等への木材直送量(万m ³)	木材流通の合理化の指標となる直送について、中小の製材工場等による直送を考慮して算出	25.7	27	27.5	28	29	30

第7章

15 【継】	製材品出荷量に占める人工乾燥材の割合 (%)	住宅の構造材や板材等の占める割合を考慮して算出	43.9	46	48	51	53	55
16 【継】	ぎふ性能表示材製品出荷量 (千m ³)	住宅の部材等に占めるぎふ性能表示材の出荷量を考慮して算出	8.2	50	50	50	50	50
17 【継】	県内新設戸建軸組住宅に占める県産材住宅の割合 (%)	県内で新築される木造住宅のうち、県産材を使用した住宅の割合を考慮して算出	15.3	20.0	20.5	21.0	21.5	22.0
18 【継】	公共施設の木造化及び内装木質化施設数 (施設)	教育、福祉をはじめとする公共施設の木造化を毎年一定の規模で拡大することを考慮して算出【累計】	73	109	127	145	163	181
19 【新】	県産材製品の輸出货量 (m ³)	海外のニーズ、県産材のPRの進展等を考慮して算出	698	1,260	1,540	1,820	2,100	2,380
20 【継】	木質バイオマス利用量 (燃料用途) (千m ³)	木質資源利用ボイラーの燃料として利用される未利用材の需要拡大量を考慮して算出	90	92	94	96	98	100
21 【新】	木質バイオマス地産地消施設整備数 (施設)	地域内で発生した未利用材を活用した木質バイオマス地産地消施設の整備数を考慮して算出【累計】	—	2	4	6	8	10
22 【継】	キノコ生産量 (t)	全国的にキノコ生産量が減少する中で、県内生産量の減少割合を少しでも抑えるよう考慮して算出	3,136	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

人づくり及び仕組みづくりの推進

No	項目	考え方	基準年 (H27)	H29	H30	H31	H32	H33
23 【新】	「ぎふ木育」総合拠点利用者数 (人)	H31年度オープン予定の「ぎふ木育」の総合拠点における年間の利用者数を考慮して算出	—	—	—	20,000	25,000	30,000
24 【継】	木育指導者養成数 (人)	木育教室における指導者など木育を担う人材の養成数を考慮して算出【累計】	262	330	410	490	570	650
25 【継】	木育教室・緑と水の子ども会議参加人数 (人)	未実施の施設や規模が大きい小中学校において、多くの児童・生徒を対象とした事業展開を行うことを考慮して算出	5,156	6,300	6,400	6,500	6,600	6,700
26 【新】	「ぎふ木育」常設木育拠点設置数 (箇所)	公民館等を活用した「ぎふ木育」の常設拠点について、県内に木育の浸透に必要な箇所数を考慮して算出【累計】	21	60	80	100	100	100
27 【継】	森林技術者数 (人)	木材生産や森林整備の事業量の増大に伴い必要となる技術者数を、作業の効率化の進展等を考慮して算出	947	1,141	1,238	1,247	1,251	1,255
28 【継】	森林文化アカデミー卒業生 (エンジニア科) 県内就職率 (%)	エンジニア科卒業生のうち、県内に就職する割合を考慮して算出	59	80	80	80	80	80
29 【新】	地域森林監理士認定者数 (人)	市町村森林整備計画の作成に関わることでできる人材の必要数を考慮して算出【累計】	—	3	6	9	12	15
30 【新】	育林技術新規開発・普及件数 (件)	林業労働力の低減、低コスト化を目的とした、新たな育林技術の開発及び普及の件数を考慮して算出【累計】	—	2	4	6	8	10
計	30項目	【新規】14項目 【継続】16項目						

【新】：第2期基本計画にない新たな目標数値、【継】：第2期基本計画から継続する目標数値

1 岐阜県森林づくり基本条例

平成18年岐阜県条例第25号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第11条)

第2章 基本計画(第12条)

第3章 基本的施策

第1節 健全で豊かな森林づくり(第13条—第15条)

第2節 林業及び木材産業の振興(第16条—第18条)

第3節 人づくり・仕組みづくり(第19条—第24条)

第4章 推進体制

第1節 岐阜県木の国・山の国県民会議(第25条・第26条)

第2節 岐阜県木の国・山の国推進本部(第27条・第28条)

附則

岐阜は木の国・山の国と岐阜県民の歌にもうたわれるように、岐阜県は、森林が県土の約8割を占めるわが国有数の森林県である。私たちは、豊かな森林からもたらされる数々の恵みを受けながら、幾世代にわたって、森の文化・木の文化をはぐみ、社会経済の発展を遂げてきた。

しかしながら、市場経済の世界的な進展により木材の輸入が増大し、生産性や効率性が重視される中で、森林づくりを支えてきた林業や木材産業の不振が続き、手入れが行き届かず荒廃する森林が増えつつある。このままでは、災害の防止や水源のかん養といった森林の持つさまざまな機能が損なわれ、美しい景観の喪失や農山村社会の活力の低下といった問題が生じるなど、私たちの生活への影響が懸念される。

一方、21世紀は環境の世紀といわれ、温暖化防止など地球規模の環境対策や持続可能な循環型社会の形成が求められている中で、二酸化炭素の吸収源であり、また、絶えることなく資源を生み出す森林の重要性が世界的に再評価されつつある。さらに、物の豊かさより心の豊かさ、人と自然との共生が求められる今日、私たちに潤い、安らぎ、ゆとりを与えてくれると同時に、自然の生態系を支え多様な生物をはぐむ豊かな森林は、すべての生命にとってなくてはならない存在となっている。

今こそ、私たちは、森林がかけがえのない財産であり大切な資源であることを再認識し、森林を健全で豊かな姿で次世代へと引き継いでいかなければならない。

ここに、私たちは、揺るぎない長期的な展望に立ち、県、市町村、県民等が一体となって適切な役割分担の下に森林づくりを持続的に推進していくことを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県の森林づくりの基本理念を定め、県の責務並びに市町村、森林所有者、森林組合、事業者、森林づくり活動団体及び県民の役割を明らかにするとともに、県の森林づくりに関する基本的施策を定め、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな環境と暮らしを守り活力ある地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林づくり 森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り、育てることをいう。
- (2) 森林の多面的機能 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、保健休養、林産物の供給その他森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森林所有者 県内に所在する森林を所有する者をいう。
- (4) 森林づくり活動団体 県内で森林づくりに係る活動を行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特

定非営利活動法人その他の営利を目的としない団体をいう。

- (5) 森林環境教育 森林と人及び環境との関係その他森林の多面的機能に対する理解と関心を深めるための教育及び学習をいう。
- (6) 県産材 県内に所在する森林から生産された木材をいう。

(基本理念)

第3条 森林づくりは、森林が災害から県民の生命と生活を守っていること、多様な生物の生息の場であること、豊かな水を生み出す源となっていること、木材をはじめとする林産物の生産の場であること、県民の心に潤いと安らぎを与えていること、地球環境の保全に貢献していることなどにかんがみ、揺るぎない長期的な展望に立ち、県、市町村、県民等の協働により、次に掲げる方針に基づいて将来にわたり持続的に行われなければならない。

- (1) 県民の生命及び財産並びに良好な環境が守られるよう、健全で豊かな森林とすること。
- (2) 森林資源の循環利用を通じて活力ある地域社会が実現されるよう、林業及び木材産業を振興すること。
- (3) 森林づくりが社会全体で支えられるよう、人づくり及び仕組みづくりを推進すること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 県は、施策の推進に当たっては、県民との協働に努めるとともに、国、市町村及び関係機関との緊密な連携を図らなければならない。
- 3 県は、県内に所在する森林が有する森林の多面的機能が、その森林の下流域の人々にとって欠くことのできないものであることにかんがみ、森林づくりに関する施策についてその人々の協力が得られるよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、当該市町村の住民に対し森林づくりの重要性について普及啓発に努めるとともに、森林所有者(当該市町村を除く。)に対し森林づくりについて必要な助言又は支援に努めるものとする。

- 2 市町村は、地域が主体となって森林の適正な管理及び活用が図られるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(森林所有者の役割)

第6条 森林所有者は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、その所有する森林の適正な管理に努めるとともに、森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(森林組合の役割)

第7条 森林組合は、森林組合が森林所有者の協同組織であり、地域における林業の中核的な担い手であることにかんがみ、森林所有者に対し、その地域の特性に応じた一体的かつ計画的な森林づくりを指導し、又は自らこれを実践するとともに、森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、県産材を積極的に利用し、森林づくりに係る活動に積極的に参加するとともに、森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 林業の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう努めるものとする。
- 3 木材産業の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、県産材の利用の拡大に努めるとともに、県産材を活用する製品の開発に努めるものとする。

(森林づくり活動団体の役割)

第9条 森林づくり活動団体は、森林の大切さを普及する活動その他の森林づくりに係る活動を積極的に企画し、及び実践するとともに、森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

- 第10条 県民は、森林の大切さについて理解を深め、森林づくりに係る活動に積極的に参加するとともに、森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 県民は、木の良さについて理解を深め、県産材の積極的な利用に努めるものとする。

(財政上の措置)

- 第11条 県は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本計画

(基本計画)

- 第12条 知事は、基本理念に基づき、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林づくりについての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 基本計画は、森林づくりに関する中長期的な目標、総合的かつ計画的に講ずべき施策その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、岐阜県木の国・山の国県民会議の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 知事は、森林及び林業をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに森林及び林業に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、基本計画を見直すものとする。
- 7 第3項から第5項までの規定は、基本計画の変更について準用する。
- 8 知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第3章 基本的施策

第1節 健全で豊かな森林づくり

(災害に強い森林づくり)

- 第13条 県は、森林の多面的機能のうち、土砂災害、洪水その他災害の防止機能が高度に発揮されるよう、治山対策の推進及び造林、保育その他の森林施業に関する助言、支援その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、その土地に適した樹木を育成し、森林が多様な樹種又は林齢から構成されるよう森林所有者等に対して必要な助言又は支援を行うとともに、間伐対策を計画的に推進するものとする。

(森林の適正な保全)

- 第14条 県は、県民の生活環境の保全及び生物多様性の確保を図るため、保安林制度、林地開発許可制度その他森林及び自然環境の保全に関する制度を適切に運用し、森林の適正な保全に努めるものとする。

(森林空間の利用の促進)

- 第15条 県は、里山その他の森林空間(森林と周辺の自然環境等が一体となって作り出される空間をいう。)が県民の森林環境教育、保健休養又は都市と農山村との交流の用に供されるよう、森林の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、市町村、森林づくり活動団体等が前項の措置を行う場合にあっては、これに必要な助言又は支援を行うものとする。

第2節 林業及び木材産業の振興

(効率的な森林施業の実施)

- 第16条 県は、森林施業が効率的に実施されるよう、森林施業の団地化、林業機械の導入及び計画的な林道の整備に関し、林業の事業者等に対して必要な助言又は支援を行うものとする。

(県産材の利用の拡大)

- 第17条 県は、県産材の利用の拡大を図るため、県産材に関する情報の提供、施設の整備その他の公共事業における県産材の活用、

県産材を使用する住宅の建設の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、生産、加工及び流通の合理化を通じた県産材の安定的な供給体制の整備に関し、木材産業の事業者等に対して必要な助言又は支援を行うものとする。

（森林資源の有効利用の促進）

第18条 県は、林業及び木材産業の振興に資するため、森林資源の新たな用途の開発その他森林資源の有効利用の促進に関し、林業及び木材産業の事業者等に対して必要な助言又は支援を行うものとする。

第3節 人づくり・仕組みづくり

（森林環境教育の推進）

第19条 県は、県民が森林づくりについての理解と関心を深めることができるよう、あらゆる機会を通じて森林環境教育の推進に必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、次代を担う青少年の森林を大切にすることができるよう、森の文化・木の文化及び森林づくりに関する体験学習等の森林環境教育の充実、森林環境教育を支える人材の育成その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、前2項の措置を講ずるに当たっては、教育機関との連携を図るものとする。

（技術者及び担い手の育成等）

第20条 県は、林業又は木材産業の現場の状況に対応できる技術者の育成及び確保を図るため、実践的な教育を実施するとともに、必要な情報の提供、助言又は支援を行うものとする。

- 2 県は、林業又は木材産業の経営を担うべき人材を育成するため、教育の充実を図るとともに、必要な情報の提供、助言又は支援を行うものとする。

（県民との協働による森林づくり）

第21条 県は、県民との協働により森林づくりを進めるため、森林づくりに関する県民運動が積極的に展開されるよう、情報の提供、県民との意見の交換その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、県民、森林づくり活動団体、事業者等が自発的に行う森林づくりに係る活動が促進されるよう、必要な助言又は支援を行うものとする。

（ぎふの山に親しむ月間）

第22条 県民の間に広く森林づくりについての理解を深めるとともに、県民が森林づくりに係る活動に積極的に参加する意欲を高めるため、ぎふの山に親しむ月間を設ける。

- 2 ぎふの山に親しむ月間は、8月とする。
- 3 県は、市町村、事業者、森林づくり活動団体等と連携して、森林づくりに対する県民の理解を深めるための啓発活動その他ぎふの山に親しむ月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

（地域が主体となった森林づくりの支援）

第23条 県は、地域の森林づくりが適切かつ効果的に実施されるよう、その地域における森林づくりの方針等について提案その他の活動を行うことを目的として市町村が設置する組織の活動に関し、必要な助言又は支援を行うものとする。

- 2 前項の組織は、地域における意見が十分に反映されるよう、森林所有者、森林組合、地域住民等によって構成されるものとする。

（技術の向上及び普及）

第24条 県は、森林、林業及び木材産業に関する技術の向上を図るため、地域の特性に応じた調査及び研究、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、大学その他の研究機関及び事業者との連携に努めるものとする。

第4章 推進体制

第1節 岐阜県木の国・山の国県民会議

(設置及び所掌事務)

- 第25条 森林づくりに関する施策について広く県民の意見を反映し、県民と一体となって森林づくりを進めるため、岐阜県木の国・山の国県民会議(以下「県民会議」という。)を置く。
- 2 県民会議は、第12条第4項に規定するほか、森林づくりに関して知事に対し提言を行うことができる。

(組織等)

- 第26条 県民会議は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者その他適当と認められる者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 会長は、委員のうちから互選する。
- 6 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。
- 7 県民会議に、前条第2項の所掌事務のうち専門的な事項を調査及び検討するため部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、県民会議に関し必要な事項は、会長が県民会議に諮って定める。

第2節 岐阜県木の国・山の国推進本部

(設置及び所掌事務)

- 第27条 森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、岐阜県木の国・山の国推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。
- 2 推進本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 基本計画の策定に関すること。
 - (2) 森林づくりに関する施策の実施を推進すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。

(組織等)

- 第28条 推進本部は、岐阜県木の国・山の国推進本部長、岐阜県木の国・山の国推進副本部長及び岐阜県木の国・山の国推進本部員をもって組織する。
- 2 岐阜県木の国・山の国推進本部長(以下「本部長」という。)は、知事をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部の事務を総括する。
- 4 岐阜県木の国・山の国推進副本部長及び岐阜県木の国・山の国推進本部員は、知事が任命する。
- 5 前各項に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成18年5月21日から施行する。

附 則(平成28年3月29日条例第30号)

この条例は、交付の日から施行する。

2 主要統計資料

(1) 森林

① 森林資源

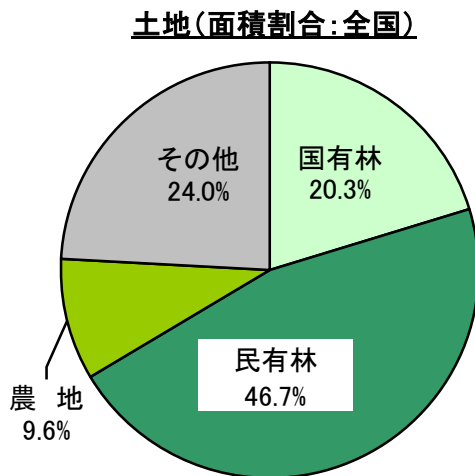
県土面積	1,062 千 ha	全国第 7 位
森林面積 (国有林*を含む)	862 千 ha	全国第 5 位
森林率 (県土面積に対する森林面積の割合)	81 %	全国第 2 位
民有林面積	682 千 ha	全国第 4 位
人工林面積 (国有林*を含む)	385 千 ha	全国第 6 位
天然林面積 (国有林*を含む)	431 千 ha	全国第 7 位

資料：林野庁計画課「森林資源の現況」(平成 24 年 3 月 31 日)
国土面積・県土面積は、全国市町村要覧平成 27 年度版

人工林：人為的に苗木を植栽することにより育てられた森林。スギやヒノキ等の針葉樹が中心。

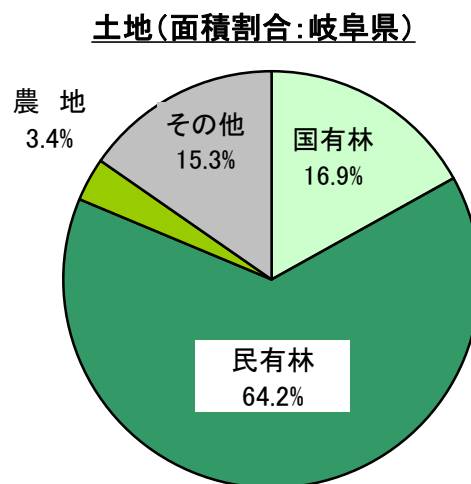
天然林：更新に人の手が加えられていない森林、またはほとんど手が加えられず自然のままになっている森林。ブナ、ミズナラ、クリ、コナラ、カシ類等の広葉樹が中心。

- 岐阜県の森林面積は 863 千 ha(平成 27 年 3 月 31 日)と県土面積の 81.3%を占めています。内訳は、国有林*が 180 千 ha、民有林が 682 千 ha で民有林は県土面積の 64.3%を占めています。全国に比べ民有林の割合が高く、民有林面積は平成 24 年度末現在で全国第 4 位です。



森林面積：25,081 千 ha (平成 23 年度)

資料：林野庁「森林資源の現況(平成 24 年 3 月 31 日)」
農林水産省「2010 年世界農林業センサス」

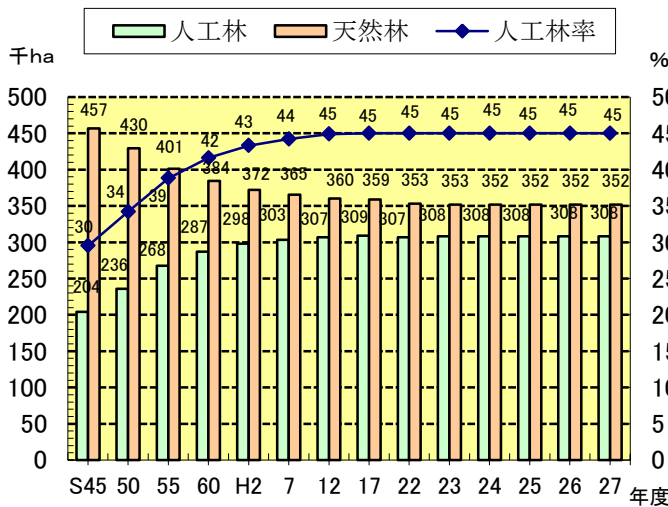


森林面積：863 千 ha (平成 27 年度)

資料：国有林面積は中部森林管理局調べ
民有林面積は県林政課調べ
農地面積は農林水産省「2015 年農林業センサス」

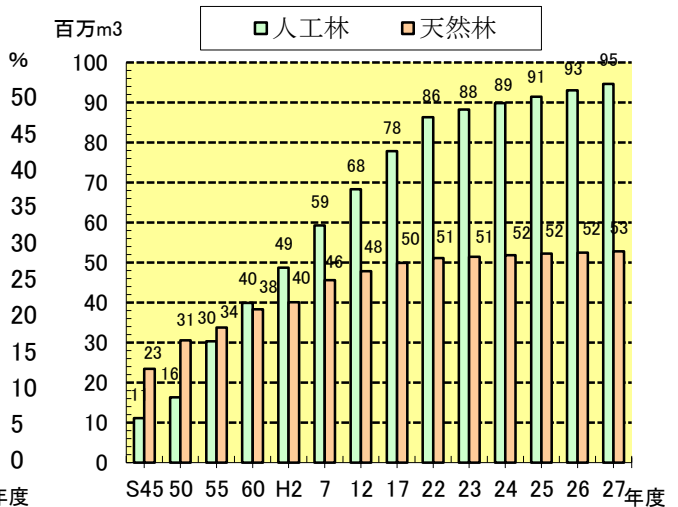
- 森林蓄積は年々増加しており、民有林蓄積は 147,428 千 m^3 となっています。特に人工林*蓄積が著しく増加しています。

民有林森林面積の推移



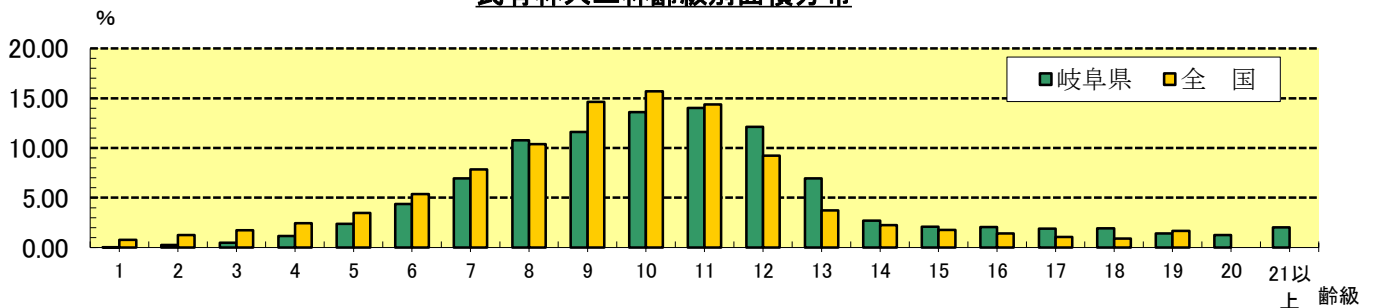
資料：県林政課調べ

民有林森林蓄積の推移



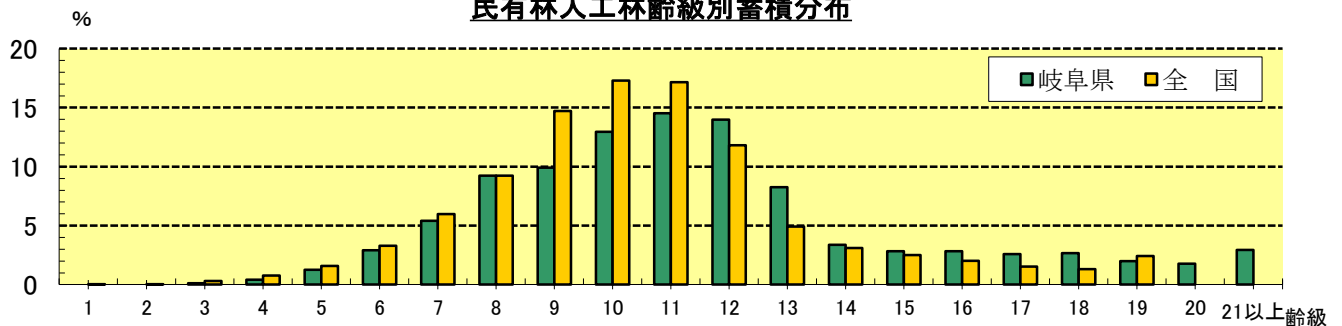
- 民有林人工林*のうち 35 年生以下（7 齢級以下）の若・幼齢林の面積は 48 千 ha、全体の 16% を占めており、除間伐等の保育*施業の実施が重要となっています。
- また、間伐*の対象となる 11~60 年生の人工林*面積は 238 千 ha で、民有林人工林*の 77% を占めています。

民有林人工林齢級別面積分布



民有林人工林面積 全国：7,949 千 ha 岐阜県：308 千 ha

民有林人工林齢級別蓄積分布



民有林人工林蓄積 全国：2,571 百万 m^3 岐阜県：94,606 千 m^3

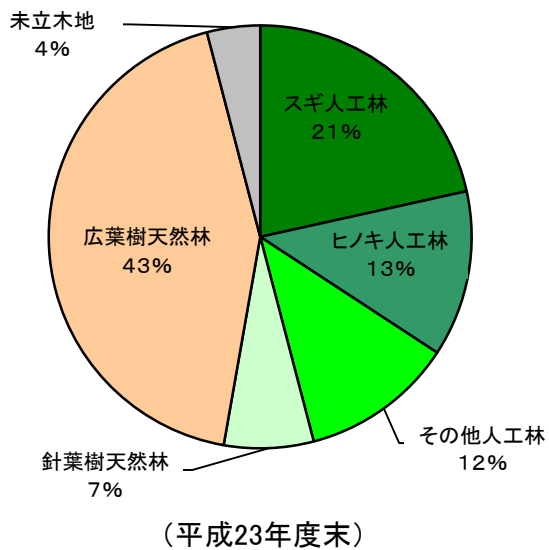
資料：全国数値は、林野庁「森林資源の現況(平成 24 年 3 月 31 日)」

県数値は、県林政課調べ（平成 27 年度末数値）

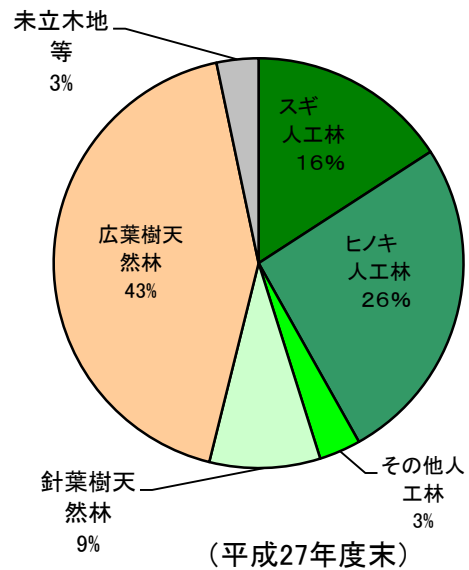
注：全国数値は 20 齢級以上の集計はしていない。

- ・ 民有林の樹種別面積をみると、ヒノキ人工林の割合が全国数値に比較して高くなっています。平成 24 年度末現在、本県のヒノキ人工林面積・蓄積は、高知県に次いで第 2 位となっています。

民有林樹種別面積(全国)



民有林樹種別面積(岐阜県)



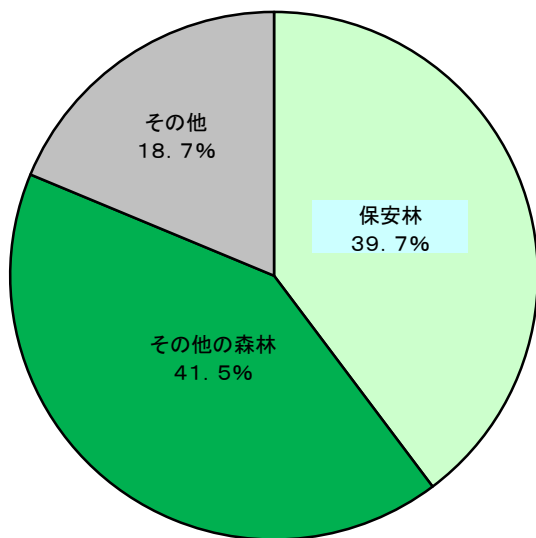
資料:林野庁「森林資源の現況(平成 24 年 3 月 31 日)」
 県数値は、県林政課調べ

②県土の保全

- ・ 保安林面積は平成 27 年度末で 422,053ha であり、そのうち民有保安林が 248,725ha、国有保安林が 173,328ha で、県土面積の 39.7%、森林面積の 48.9%を占めています。
- ・ 保安林の 64.8%は、水資源の確保に重要な役割を果たしている水源かん養保安林で、続く 32.5%が土砂流出防備保安林となっています。

県土面積に占める保安林の割合

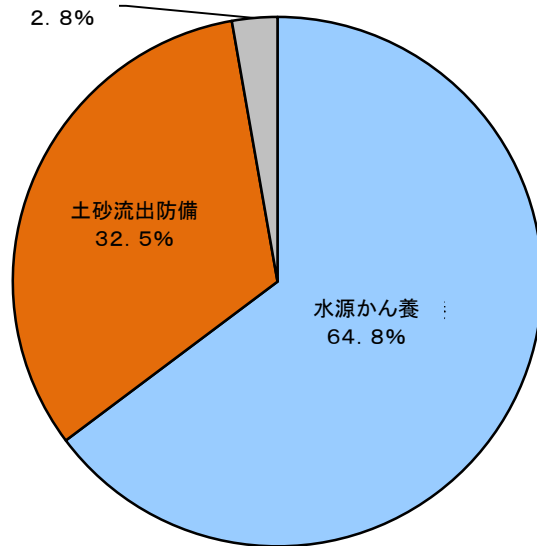
(平成27年度末)



資料：県治山課調べ

保安林の種類別構成割合

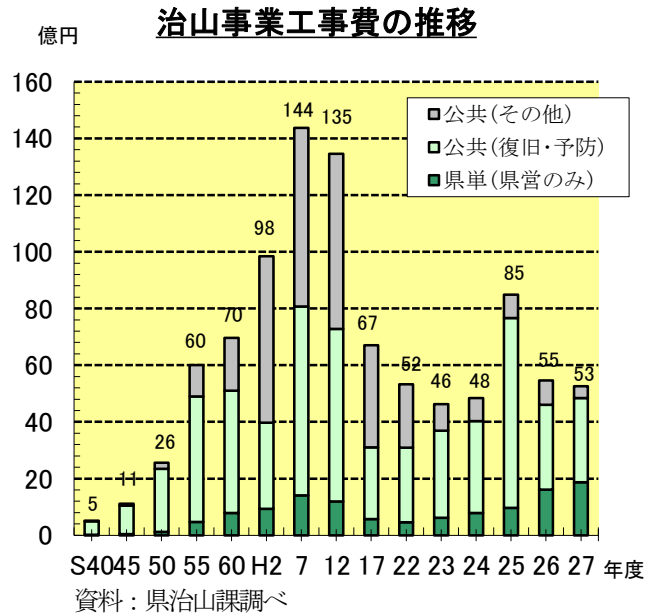
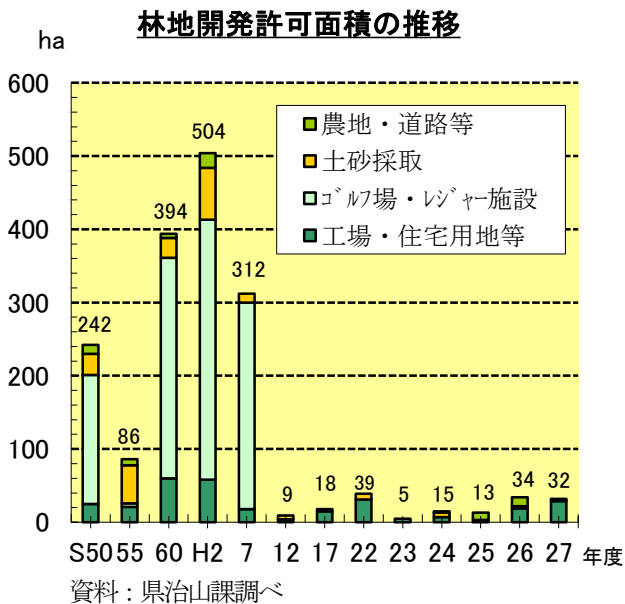
(平成27年度末)



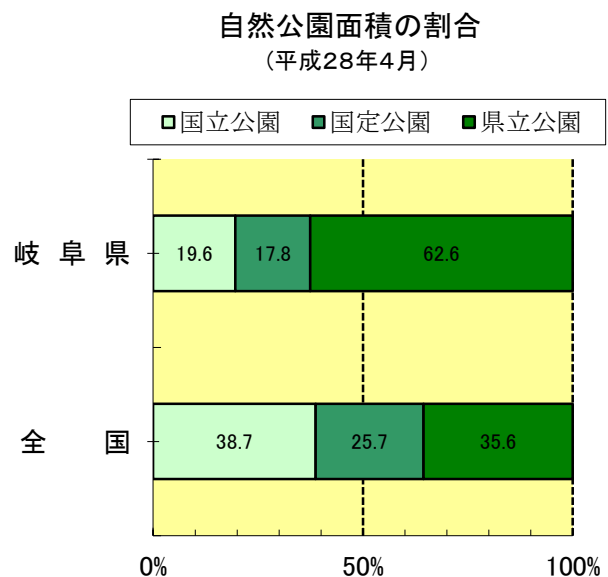
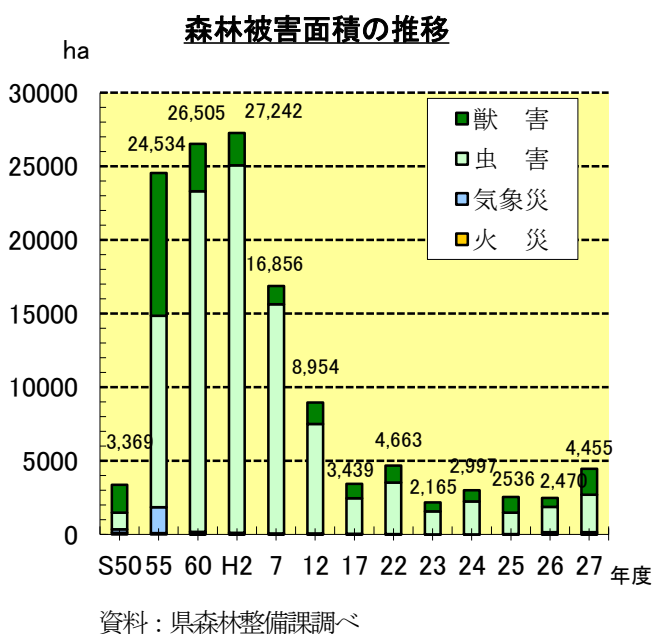
資料：県治山課調べ

資料編

- 平成 27 年度の林地開発許可件数及び面積は 8 件、32ha で、前年度より減となりました。林地開発行為許可制施行後、最も多かった平成 2 年度(504ha)と比べると、6.3%にとどまっています。
- 平成 27 年度の治山事業工事費（公共・県単（県営のみ））は 52.6 億円で、対前年度比 96.3%と減少しています。



- 平成 27 年度の森林被害面積は 4,455ha で、うち 2,539ha（構成比 57.0%）が病虫獣害によるものです。
- 本県の自然公園面積は、平成 28 年 4 月現在 195,093ha で、県土に占める割合は 18.4%となっています。これは全国平均の 14.6%に比べ高く、中でも県立自然公園の割合が高くなっています。

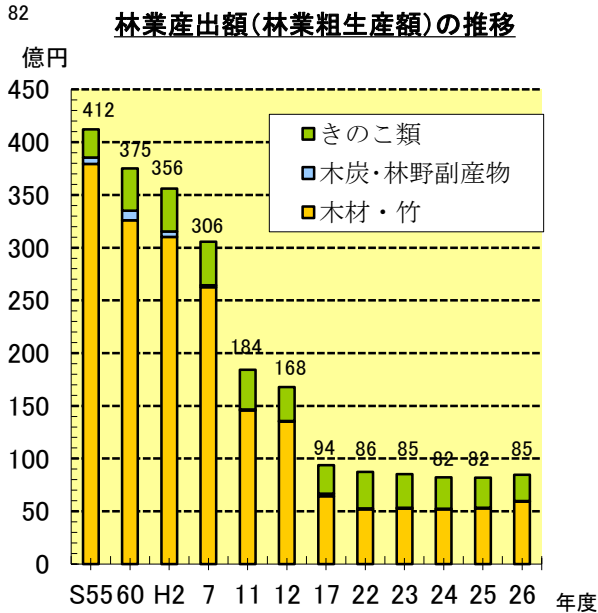


資料：環境省自然公園局「自然保護各種データ一覧」

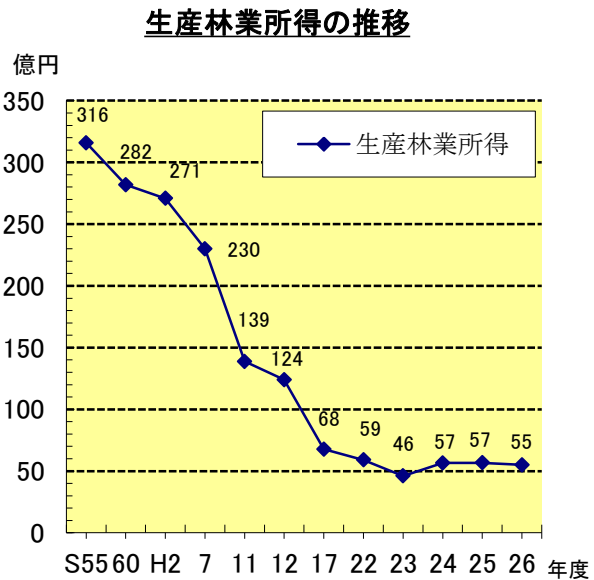
(2) 林業・木材産業

① 林業経営

- 平成26年度の林業産出額（林業粗生産額）は85億円（対前年度比103.7%）、生産林業所得は55億円（対前年度比96.5%）となっています。



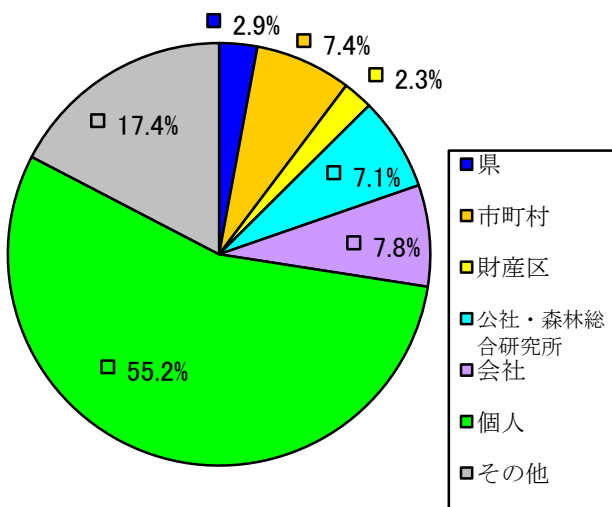
資料：農林水産省「第62次岐阜農林水産統計年報」



資料：農林水産省「第62次岐阜農林水産統計年報」

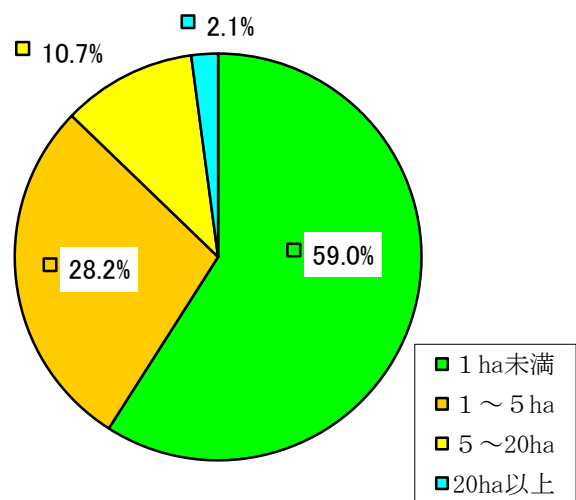
- 県下の民有林面積のうち私有林が87.4%、公有林が12.6%となっています。私有林の内訳は個人所有が最も多く、私有林全体の63.1%を占めています。
- 個人所有の規模別体数をみると、所有面積1ha未満が59.0%を占め、1～5haと合わせると全体の87.2%が5ha未満の零細な所有となっています。

所有形態別民有林面積の割合
(平成27年度末)



資料：県林政課調べ

個人所有林の所有規模別体数の割合
(平成27年度末)

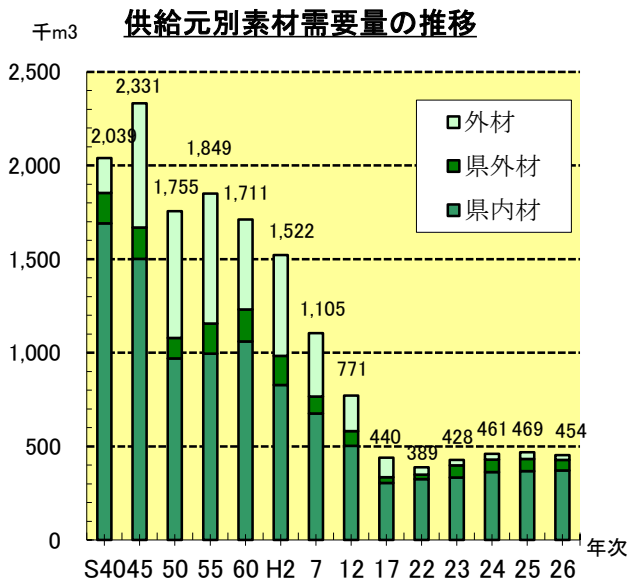


資料：県林政課調べ

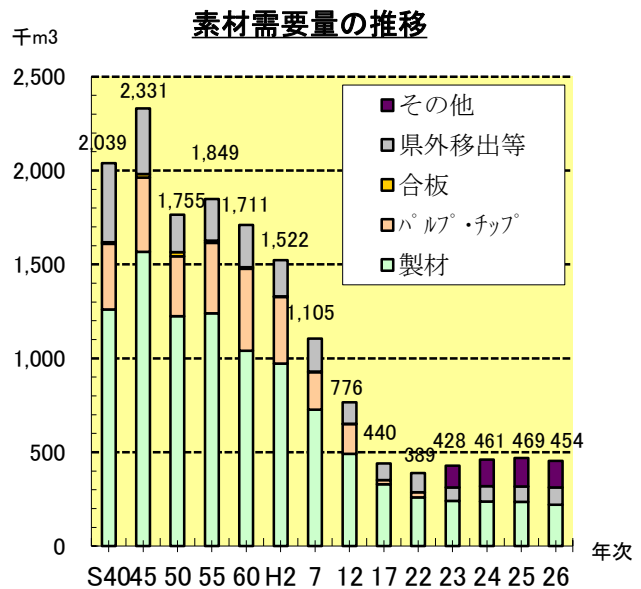
注：地域森林計画対象内森林のみ集計

②木材生産・木材需要

- 平成 26 年の素材の需要量は 454 千 m³ で、前年より 15 千 m³ 減少しました。このうち県内材の供給量は 377 千 m³ で全体の 83.0% を占めています。
- 平成 26 年の素材の県内需要のうち製材用の割合が 60.9% と最も高くなっています。
- 平成 26 年度の新設住宅着工戸数は 10,331 戸で、前年度に比べて 1,793 戸減少しました。木造率は 78.0% と高くなっています。



資料：農林水産省「木材需給報告書」

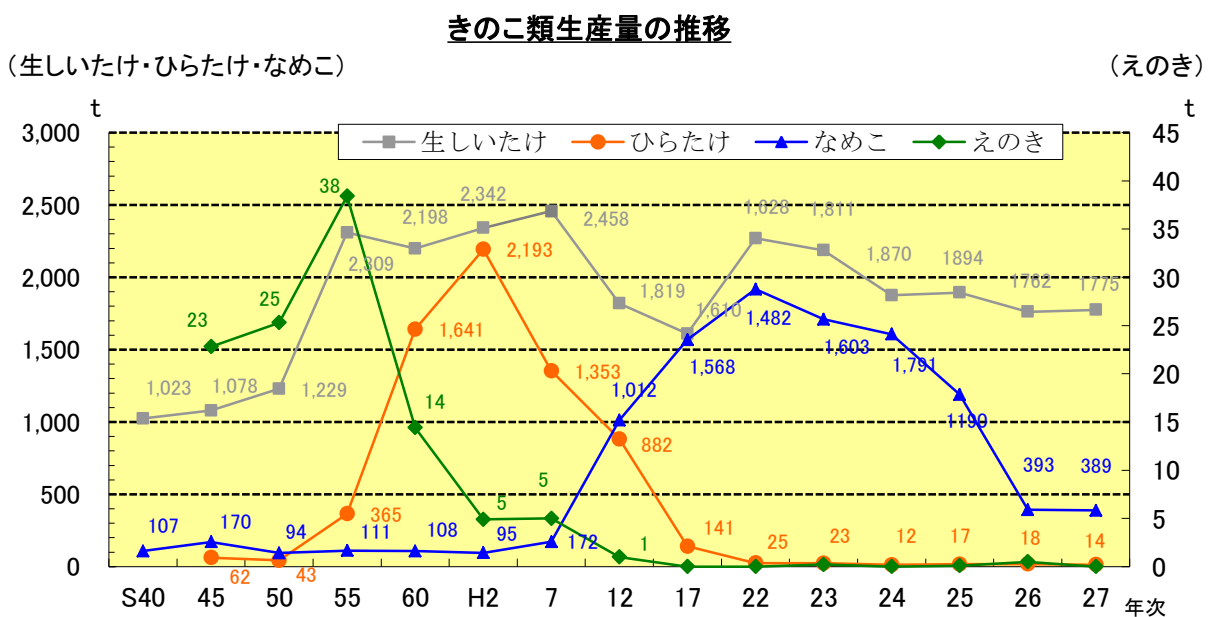


資料：農林水産省「木材需給報告書」

注：調査の中止により 13 年度以降の「パルプ・チップ」は「チップ」のみの数値

③特用林産物

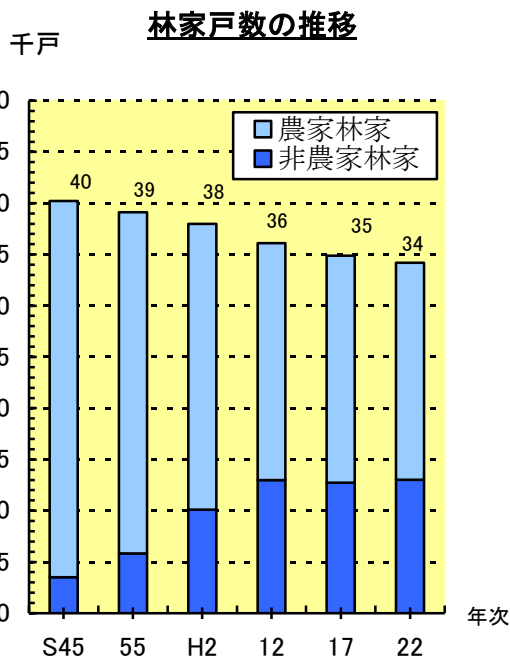
- 平成 27 年のきのこ類の生産量は、「生しいたけ」は 1,775t で対前年比 100.7%、「なめこ」は 389t で対前年比 99.0% となっています。



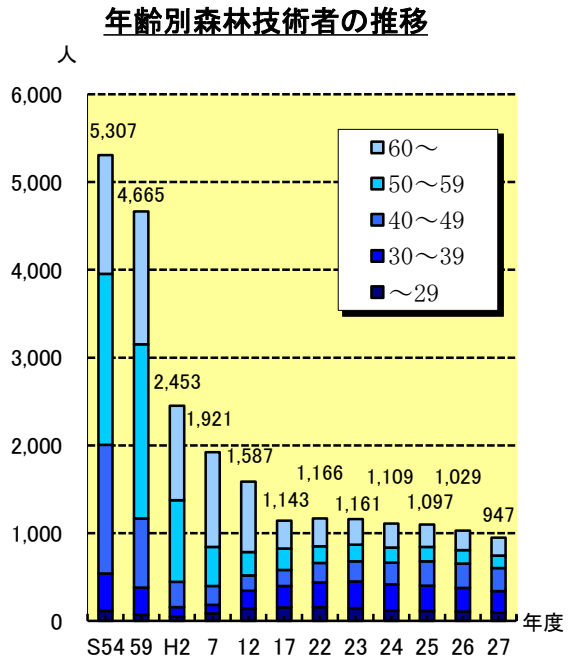
資料：県森林整備課調べ

④林業労働力・林業機械

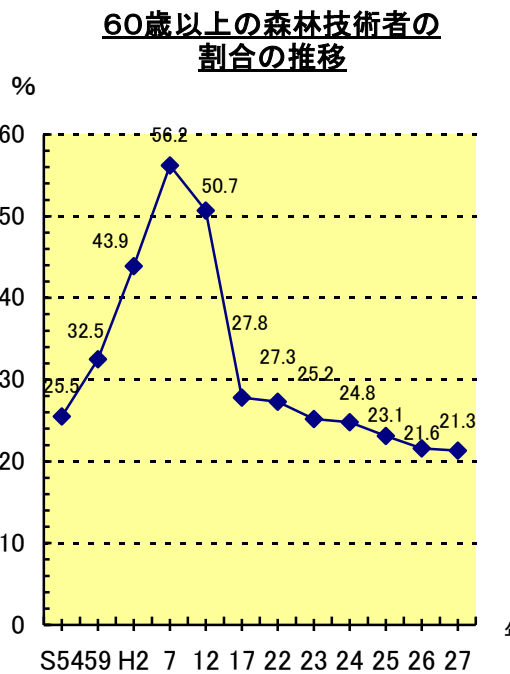
- ・ 林家（保有山林 1ha 以上）戸数は減少傾向にあります。平成 17 年調査に比べ農家林家数は 95 7 戸(4%) 減少、非農家林家数は 276 戸(2%) 増加となっています。
- ・ 平成 27 年度の森林技術者数は 947 人で、前年度（対前年度比 92%）に比べ減少しました。
- ・ 平成 26 年度の森林組合の作業班員は 516 人で、前年度に比べて 51 人減少しました。



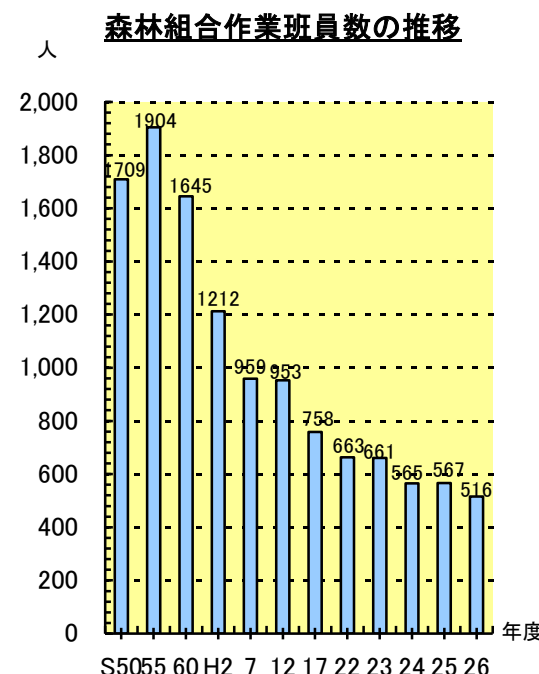
資料：農林水産省東海農政局調べ



資料：県森林整備課調べ



資料：県森林整備課調べ



資料：県森林整備課調べ

3 用語の解説

【あ行】

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化等、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

A材（エーざい）

通直で品質的に欠点が少ない木材。直材。主に建築用途として使用される。

NPO（エヌ・ピー・オー）

Non-Profit Organizationの略で、「特定非営利活動促進法」に基づき法人格を与えられた特定非営利活動法人（NPO法人）のほか、市民活動団体、社会福祉法人、ボランティアグループなど様々な団体を含む。NPOの3つの特徴として、活動が非営利、社会的課題を解決、組織として活動がある。（2005年度岐阜県NPO法人ガイドブックより抜粋）

F S C認証制度（エフエスシーにんしょうせいど）

森林管理協議会（Forest Stewardship Council）が運営する世界的規模の森林認証制度。1993年創設。ドイツ・ボンに非営利・非政府のF S C本部があり、世界の各国・地域で下部組織が展開している。

温室効果ガス（おんしつこうかガス）

地球から宇宙への赤外放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の温度を上昇させる（地球温暖化）効果を有する気体の総称。代表的なものに、二酸化炭素（CO₂）、メタンガス（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）等がある。これらの排出には人間の生活、生産活動が大きく関与している。

【か行】

階層（かいそう）

高木層、亜高木層、低木層、草本層というような、垂直的な森林の分布構造のこと。

皆伐（かいぱつ）

一定面積の立木の全部、または大部分を一度に伐採すること。

かかり木

伐倒しようとした樹木が地面まで倒れず、周囲の樹木の枝等にもたれかかった状態。不安定で危険な状態であり、かかり木処理を行う際には万全の注意を要する。

架線集材（かせんしゅうざい）

空中に張ったワイヤーロープを使って、伐採した木を林道端等を集める方法。

下層植生（かそうしょくせい）

植栽の時期や樹種構成の関係により樹冠が2層以

上の構造を有している森林において、下位の層にある樹冠を構成する木及び草木類からなる植物集団を指す。

カーボン・オフセット

市民、企業等が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量を把握し、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量（J-VER等のクレジットで代替）を購入したり、他の場所において排出削減・吸収活動を実施すること等により、排出量の全部または一部を埋め合わせること。

間伐（かんぱつ）

森林が閉鎖してから主伐までの間に成長により混みあってきた森林を健全な状態に導くため、または経営上中間収入を得るために立木の一部を抜き伐り等により除くこと。

間伐材（かんぱつざい）

間伐によって生産された木材。

木の国・山の国県民会議

（きのくに・やまのくにけんみんかいぎ）

岐阜県森林づくり基本条例（平成18年岐阜県条例第25号）第25条に基づき、学識経験者その他県民等20名以内により、岐阜県の森林づくりに関して提言等を行うことを目的に設置した県民協働組織。

木の国・山の国推進本部

（きのくに・やまのくにすいしんほんぶ）

岐阜県森林づくり基本条例（平成18年岐阜県条例第25号）第27条に基づき、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために設置した、知事を本部長とする庁内組織。

岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアム（ぎふけんしんりんぎじゅつつかいはつ・ふきゅうコンソーシアム）

岐阜県の森林・林業・木材産業に関する県民からの技術的な相談に対応するとともに、産学官連携・海外連携による、共同研究・開発、交流・研修により新たな技術の開発やその普及を図ることを目的に、平成26年9月に設立された組織。

岐阜県森林づくり基本条例

（ぎふけんしんりんづくりきほんじょうれい）

揺るぎない長期的展望と県民協働による持続可能な森林づくりを基本理念として県が平成18年3月23日に制定、平成18年5月21日に施行した条例。

岐阜証明材推進制度

（ぎふしょうめいざいすいしんせいど）

県産材のトレーサビリティ制度。生産地、木材の伐採を行った事業者から、加工して柱や家具等を生産する事業者、

資料編

その製品を販売する事業者までの生産加工履歴を明らかにするもの。

ぎふ性能表示材（推進制度）

（ぎふせいのうひょうじざい（すいしんせいど））

岐阜県産の構造材について、寸法や乾燥度合いを示す含水率、たわみにくさを示す曲げヤング係数等の品質・性能の基準をJAS制度に準じ岐阜県独自で定め、高品質な岐阜県産材の安定供給を図る制度。

ぎふの山に親しむ月間

（ぎふのやまにしたしむげっかん）

岐阜県森林づくり基本条例（平成18年岐阜県条例第25号）において、県民に広く森林づくりについての理解を深め、森林づくりに係る活動に積極的に参加する意欲を高めようするため、八月をぎふの山に親しむ月間と制定。

ぎふ森林づくりサポートセンター

（ぎふもりづくりサポートセンター）

県民の森林づくり活動への参加を促進し、森林づくりに関わる団体の活動を支援するため、森林づくり活動に関する県民の総合窓口として平成18年に設置。森林づくりに関する情報の収集・発信、活動団体のネットワーク化、森林づくり活動のコーディネート等を行う。

境界明確化（きょうかいめいかくか）

間伐等の森林整備を推進していくために必要となる、森林所有者の境界を明らかとしていく作業。

強度間伐（きょうどかんぱつ）

間伐回数を減らす等の目的のために、従来の間伐に対して、より多くの抜き伐りを行う間伐のこと。

伐り捨て間伐（きりすてかんぱつ）

間伐材を利用しない間伐。保育間伐ともいう。

溪畔林（けいはんりん）

河川周辺の森林のうち、上流の狭い谷底や斜面にあるもの。

県産材（けんさんざい）

県内に所在する森林から生産された木材。

県単嵩上げ（けんたんかさあげ）

国事業等において、事業実施主体への補助率をアップさせるために、県単独事業により補助金を積み増しすること。

原木（げんぼく）

製材される前の伐採された丸太のこと。

（森林の）公益的機能

（しんりんの）こうえきてききのう）

森林の機能のうち、洪水や土砂崩れ等を防ぐ防災機能（下流部における水害防止）、地球温暖化防止機能、生物多様性の保全機能、水源かん養機能等をいう。

公社（こうしゃ）（森林公社（しんりんこうしゃ））

分収方式による森林造成を行うことにより、森林資源の

育成のほか、水資源の確保、県土の保全、農山村地域の振興等に寄与することを目的として民法第34条に基づき設立された法人。岐阜県では、（公社）岐阜県森林公社と（公社）木曾三川水源造成公社がある。

更新（こうしん）

森林や樹木等の世代交代。

高性能林業機械（こうせいのうりんぎょうきかい）

1台の機械で、多くの工程を処理したり、単一の工程を効率良く処理できる木材伐出用の専用機械をいう。機械の種類にはフェラパンチャ（伐倒）、プロセッサ（玉切り・枝払い）、ハーベスタ（伐倒、玉切り、枝払い）、タワーヤーダ、スイングヤーダ（集材）、スキッド（集材）、フォワード（集材運搬）、グラブソール（玉切り、集積、積込み）等がある。国内には、1980年代後半から導入されるようになった。

合板（ごうはん）

丸太から大根のカツラムキのように薄板をつくり、繊維方向を交互にして接着剤で貼り合わせた板。

高品質（材）（こうひんしつ（ざい））

一定の含水率まで乾燥され、そり、曲がり等の変形がない、寸法に狂いが生じないなど、商品として優れた品質をもつ製材品。

公有林（こうゆうりん）

地方公共団体が所有する森林。都道府県有林、市町村有林等のこと。

広葉樹（こうようじゅ）

平たくて幅の広い葉をもった樹木。（例：ナラ、シラカバ等）

国有林（こくゆうりん）

国が持ち主の森林。大部分は林野庁（森林管理署）が管理している。

【さ行】

材積（ざいせき）

木材や樹木の体積をいい、 m^3 （立方メートル）で表す。

再造林（さいぞうりん）

人工林の伐採跡地に人工造林を行うこと。多くは、針葉樹人工林の伐採跡地に再び針葉樹の苗木を植栽する。

作業システム（さぎょうシステム）

伐倒、造材、集材、運材等の森林作業への機械や人員の配置等の一連の作業方法。林道からの距離や地形、生産目的により最適なシステムは異なる。

作業道（さぎょうどう）

伐採、造林、保育等の森林施業を行うために、林道等から作業現場へ向けて整備した自動車や高性能林業機械の通行が可能な幅員3m程度の作業用道路。

里山（林）（さとやま（りん））

集落の近くにある森林の総称。

山地災害危険地区（さんちさいがいきけんちく）

山地災害の発生する恐れがある箇所。

C材（シーさい）

小径木、短尺材で主に製紙用、ボード用の原料としてチップに加工される。

下刈り（したがり）

植栽木の成長を妨げる雑草木を刈り払う作業。

市町村森林管理委員会

（しちょうそんしんりんかんりいいんかい）

地域の森林づくりが適切かつ効果的に実施されるよう、その地域における森林づくりの方針等について提案、その他の活動を行うことを目的として市町村が設置する組織。構成員は森林所有者、森林組合、地域住民等。

市町村森林整備計画

（しちょうそんしんりんせいびけいかく）

森林法第10条の5に基づき、市町村長がその区域内の地域森林計画対象民有林について5年ごと10年を1期として樹立する造林から伐採に至るまでの総合的な森林整備計画。

獣害（じゅうがい）

獣類によって、樹皮をはがされたり若木が食害を受けたりする被害のこと。

集材（しゅうざい）

伐採した木を一定の場所へ集める作業のこと。

集成材（しゅうせいざい）

板材や角材を、厚さ、幅、長さ方向に接着して集成した木材。

集約化施業（施業の集約化）（しゅうやくかせぎょう（せぎょうのしゅうやくか））

林業の生産性の向上を図るため、小規模に分散した施業地をとりまとめて路網を整備ながら、林業機械を効率的に用いて間伐等の施業を行なうこと。（路網を整備しながら、林業機械を効率的に用いて生産性の向上を図るため、小規模に分散した施業地をとりまとめること）

私有林（しゅうりん）

個人または私法人の所有する森林。

樹下植栽（じゅかしょくさい）

高木性の森林が成立している下に苗木を植栽すること。

主伐（しゅばつ）

木材として利用できる時期にきた木を伐る（伐採すること）。主伐には、一度に全部を伐る「皆伐」と、何回かに分けて伐る「漸伐」がある。なお、一般的に択伐と呼ばれるもので、樹下植栽、更新補助作業を伴うものは、主伐となる。

除間伐（じょかんばつ）

除伐と間伐のこと。

植栽（しょくさい）

苗木を植え付けること。

植林（しょくりん）

森林を造成する目的で植栽を行うこと。

除伐（じょばつ）

若齢の森林で、目的樹種の成長を妨げる樹種を中心に除去する作業。

人工乾燥（材）（じんこうかんそう（ざい））

建築用材等として使用する前に、あらかじめ乾燥機で乾燥させた木材。木材に含まれる水分を一定の水準まで減少させることにより、寸法の狂いやひび割れ等を防止し、強度を向上させる効果がある。

針広混交林（しんこうこんこうりん）

針のような葉をもった「針葉樹」と、平たくて広い葉をもつ「広葉樹」が混ざりあった森林。

人工林（じんこうりん）

苗木を植えたり種を蒔くなど、人の手をかけてつくられた森林。

針葉樹（しんようじゅ）

主に、針のような形をした葉をもった樹木。（例：ヒノキ、スギ等）

森林環境教育（しんりんかんきょうきょういく）

森林内での様々な活動体験等を通じて、人々の生活と森林との関係について理解と関心を深めるために行われる活動。環境問題に気づきその問題に対して何らかの働きかけが出来る人を育てる教育。

森林技術者（しんりんぎじゅつしゃ）

林業（造林、保育、伐木、造材、集材、作業道開設・補修）に従事する者。

森林組合（しんりんくみあい）

森林組合法に基づいて組織された、森林所有者を組合員とする協同組合。なお、本計画においては、生産森林組合を除く。

森林経営計画（しんりんけいえいけいかく）

森林法第11条に基づき、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が一体として整備できる森林について、5年を1期として立てる森林の経営に関する計画。

森林計画制度（しんりんけいかくせいど）

森林法によって定められた、全国の森林の様々な取り扱いに関する計画体系。国による全国森林計画、都道府県による地域森林計画、市町村による市町村森林整備計画、森林所有者等による森林施業計画、森林経営計画（H24～）等がある。

森林作業道作設オペレーター

(しんりんさぎょうどうさくせつオペレーター)

丈夫で簡易な作業道を、地形・地質等の現地の条件に応じて開設することができる重機オペレーター。

森林資源(しんりんしげん)

直接的な意味では、森林から採取して生活に用いられる有用な材料や原料となるものをいい、製材、紙、パルプ等に用いられる木材、落葉や枝を含めた薪や炭等の燃料材、キノコ、葉草、木の実、竹、樹皮、樹液、樹枝、繊維、染料等市場で取引きされる商品、および日常生活での必需品等。その後、水や空気や土壌など森林の存在によって生じる自然環境、さらには、水、大気、土等の物質そのものよりも、水の循環、大気浄化や気候の安定、土の生産・流出防止等の森林に備わっている環境維持機能も森林資源であると考えるようになってきた。

森林所有者(しんりんしょゆうしゃ)

森林を保有する者あるいは所管する者。

森林整備(しんりんせいび)

森林施業とそのために必要な施設(林道等)の作設、維持を通じて森林を育成すること。

森林施業(しんりんせぎょう)

主に木材生産を目的に、森林に対して様々な働きかけをすること。対象とする森林タイプで分けて「針広混交林施業」「広葉樹林施業」、伐期で分けて「短伐期施業」「長伐期施業」、収穫と更新のしかたで分けて「択伐林施業」「複層林施業」というように使う。

森林総合監理士(しんりんそうごうかんりし)

森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村等への技術的支援を的確に実施できる、林業普及指導員資格制度の森林総合監理区分の有資格者。通称フォレスターと称されている。

森林づくり活動団体(しんりんづくりかつどうだんたい)

岐阜県森林づくり基本条例(平成18年岐阜県条例第25条)において、「県内で森林づくりに係る活動を行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない団体」と定義。

森林認証制度(しんりにんしょうせいど)

森林が適正に管理されていることを中立的な第三者機関が、客観的に評価することにより、その価値を社会的に認めるといふもの。環境に配慮した商品を積極的に買おうという消費者が増えつつあること、自主的な表示よりも第三者による客観的な保証を信頼することから、認証森林の面積も広がりつつある。日本独自の森林認証制度である『緑の循環』認証会議(Sustainable Green Ecosystem Council)の他、FSC、PEFC、SFI等の森林認証制度がある。

森林病虫害(しんりんびょうがいちゅう)

森林を構成する樹木を侵す微生物及び昆虫等の総称。代

表的なものに穿孔虫のマツノマダラカミキリがある。

森林簿(しんりんぼ)

森林の所在地、所有者、面積、生育している樹種やその蓄積等の森林に関する情報を記載した台帳のこと。

森林法(しんりんほう)

わが国林政における最も基幹的な法律(昭26法249)。1897(明30)年に第1次、1907(明40)年に第2次森林法が制定され、1939(昭14)年の改定を経て、1951(昭26)年に現行のものが制定された。森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定め、森林の保続培養と森林生産力の増進を図ることにより国土の保全と国民経済の発展に資することを目的とする。

水源かん養機能(すいげんかんようきのう)

洪水を緩和させる、流量を安定させる、水質を浄化するなど、森林のもつ水資源を保全する働き。

スイングヤーダ

高性能林業機械の一つ。タワーヤーダの仕組みを応用し、建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、旋回可能なブーム(バックホウ等)を装備する集材機。

生活環境保全林(せいかつかんきょうほぜんりん)

森林の保健休養機能を十分に発揮させるため、治山事業の一環で整備された森林のこと。森林内に遊歩道や東屋等の利用施設を整えて森林空間を森林浴等のレクリエーションの場として広く活用できる森林となっている。

製材(せいざい)

丸太から角材や板材を挽き出すこと、またはその製品。

成長量(せいちょうりょう)

樹木がある期間に成長した量。通常は樹幹材積の成長した量(材積成長量)をいう。1年間に成長した量を連年成長量、現在までに成長した量を総成長量、その平均を総平均成長量という。

生物多様性(せいぶつたようせい)

あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。

施業(せぎょう)

本計画では、森林施業の意味で使用。

施業指針(せぎょうしん)

森林を保育するための植栽、下刈り、除伐、間伐等の人為的働きかけを森林施業という。施業体系ごとの目標林型に向けての標準的な作業の時期、量等を示したもの。

施業プランナー(せぎょうプランナー)

地域の森林整備の推進のため、森林所有者に対する積極的な働きかけにより事業地の集約化を行い、高性能林業機械の活用や路網整備等による低コストな木材生産で森林所有者に利益を還元できる者。

全木集材（ぜんぼくしゅうざい）

伐採した樹木を、枝葉が付いたままの状態ですぐに森林内から土場（道端）に集めること。

造材（ぞうざい）

切り倒した立木の枝を払い、用途に応じた長さに切って丸太にすること。

造林（ぞうりん）

森林の生育過程を通して、育成管理すること。

素材生産（費）（そざいせいさん（ひ））

立木を伐採し、造材して素材（丸太）を生産すること。素材生産費はその費用。

【 た 行 】

大径材（たいけいざい）

最小径 30cm 以上の原木のこと。

択伐（たくばつ）

林分の形態を大きく変えることなく、計画的に上層の成熟木を繰り返し抜き伐りし、更新に配慮した上で、残存する林木の成長を促したり、形質向上を図る施業。

多面的機能（ためんてききのう）

公益的機能に、木材等の生産機能を加えたもの。

タワーヤーダ

高性能林業機械の一つ。移動や架設が容易なように、タワー（架線集材に必要な元柱の代わりとなる人工支柱）と集材機が一体となっている移動式架線集材車輜。

単層林（たんそうりん）

樹冠層が一層である森林。一斉林。

地域森林計画（ちいきしんりんけいかく）

民有林を対象として、森林計画区毎に都道府県知事が全国森林計画に即して5年ごと10年を1期として立てる計画。

蓄積（ちくせき）

林分の材積の総量を指し、森林簿では小班ごとに整数の m^3 単位で表している。

治山対策（ちさんたいさく）

山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全するために実施するダム工、山腹工や森林整備。

長期優良住宅（ちようきゆうりょうじゅうたく）

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅。平成20年12月に公布された「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」により認定制度が創設されている。

D材（ディーざい）

根元材、端材で、主に燃料（チップ、ペレット）の原料に利用される。

天然更新（てんねんこうしん）

自然に散布される種子が発芽して生育することにより、次世代森林を成立させる天然下種更新と、伐り株等から生じる萌芽をもとに森林を成立させる萌芽更新がある。場合により、地表かき起こしや不要な萌芽の除去、保育等更新補助作業を行う場合がある。

天然生林（てんねんせいりん）

過去に伐採を受け、天然力で回復している森林。二次林の一種。

天然林（てんねんりん）

木の種が自然に落ち、芽生え、育つなど、ほとんどが自然の力によって成立した森林。本計画では、原生林、天然生林、二次林を含んだ広い意味で、人工林に対比する用語として「天然林」を使う。

特用林産物（とくようりんさんぶつ）

主として森林原野において産出された産物で、通常林産物と称するもの（加工炭を含む）のうち、一般用材を除く品目の総称をいう。具体には、きのこ類、特用樹（和紙等の原料となるこうぞ、みつまたなど）、山菜類、薬用植物、樹実（くり、とちの実等）類、樹脂類、木炭。

土場（どば）

市場等に出荷する前に、木材を一時的に集積・貯蔵しておく場所のこと。山土場等ともいう。

【 な 行 】

並材（なみざい）

一般木材の通称。優良材以外の木材。

抜き伐り（ぬきぎり）

林木を適宜選んで伐採すること。

熱供給型施設（ねつきようきゅうがたしせつ）

木質バイオマスエネルギーの利用方法として、ボイラーによる暖房や加温給湯など熱源として供給するもの。

熱電併給型施設（ねつでんへいきゅうがたしせつ）

木質バイオマスエネルギーの利用方法として、発電と同時に発生する廃熱を回収し、発電と熱供給を同時に供給するもの。コジェネレーションともいう。

【 は 行 】

バイオマス

再生可能で生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。例えば、木質のバイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源として注目される。

伐期齢（ばつきれい）

林木が成熟して、伐採時期に達する林齢（植栽から伐採までの年数）。

伐倒（ばっとう）

立木を切り倒す作業のこと。伐木ともいう。

パルプ

材や植物の繊維層を化学的処理によって、バラバラの状態を取り出した繊維の集合体のこと。紙の原料。

搬出間伐（はんしゅつかんぱつ）

伐採した木を森林外へ搬出し、木材として利用する間伐のこと。

B材（ビーざい）

曲がり材や短尺材で集成材用の板材や合板用の単板に加工される。

フォレスター

森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村等への技術的支援を的確に実施でき、市町村森林整備計画の策定や森林経営計画の認定・実行監理等森林計画制度の運用を現場で担う市町村を技術面から支援する者。林業普及指導員資格制度の森林総合監理区分の有資格者が、フォレスターと称されている。

複層林（ふくそうりん）

主に樹齢の違いによって、林内に異なる樹高の層が複数できた森林。二段林も複層林のひとつ。

ペレット（ストーブ）

おが屑や鉋屑等の製材廃材や林地残材といった木質系の副産物、廃棄物を圧縮し、成型した固形燃料のこと。およびペレットを熱源に利用するストーブのこと。

保安林（ほあんりん）

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。このような森林は、木を伐ることが制限されたり、木を植えることが義務づけられるなど法律による規制を受ける。

保育（ほいく）

苗木を植えてから木材として利用できるまでの間に、人の手をかけて植えた木の成長を助け、丈夫な林を育て上げるための作業。下刈り・つる切り・除伐・間伐等の作業のこと。

萌芽更新（ぼうがこうしん）

林木を伐採した後の株から発生させた萌芽を成長させて林を更新する方法。樹種によっては根から萌芽するものもある。

【ま行】

緑と水の子ども会議（みどりとみずのこどもかいぎ）

木や森についての理解を深めるとともに、森林づくり活動への自主的行動や環境保全に対する意識の向上を図るため、小中学校での学校教育の一環として学習活動や体験活動を実施するもの。

民有林（みんゆうりん）

個人、地方公共団体等が持ち主の森林。国有林以外の森林のこと。民有林には私有林（個人有、会社有、社寺有等）、公有林（県有、市町村有、財産区有等）、公社所有林等がある。

恵みの森づくりコンソーシアム（めぐみのもりづくりコンソーシアム）

環境保全を重視しながら新たな森林資源の価値に注目して活用を進め、林業ではカバーされない里山・奥山林の持続的な保全と森林資源を活用した産業の育成を目指すため、理念を同じくする県民、企業、NPO等から構成される組織。平成23年7月に設立。

木育（もくいく）

子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる心を育てる取り組み。

木材産業（もくざいさんぎょう）

木材を原料とした加工・流通に関連する生産業、販売業の総称。

木質化（もくしつか）、内装木質化（ないそうもくしつか）

主要構造が木造以外の建築物を新築、増築、改築又は模様替えをするにあたり、内装に木材を使用すること。

木造化（もくぞうか）

主要構造が木造の建築物を新築、増築又は改築すること。

木造住宅アドバイザー（もくぞうじゅうたくアドバイザー）

建築士の資格を持ち、県産材を利用した住宅の提案や木造住宅に関する相談・要望に応じられる人。

目標林型（もくひょうりんけい）

森林の将来像。その森林が成熟したときの姿で、森林にどのような機能を期待するかによって異なってくる。例えば、木材生産を目指した場合、収穫する際の太さ、長さ、特長等を設定し、それに向けた施業を計画する。

【や行】

用材（ようざい）

一般に針葉樹では構造材、建築用材を指し、広葉樹では建築用材、家具用材を指す。

【ら行】

立木（りゅうぼく）

森林法では土地に生立している木のこと。

林縁（りんえん）

森林の草地や裸地等に接する部分。森林の縁のこと。

林家（りんか）

林地の所有、借入等により森林施業を行う権原を有する世帯。

林業事業体（りんぎょうじぎょうたい）

他者からの委託または立木の購入により造林、伐採等の林内作業を行う森林組合、素材生産業者等。

林業粗生産額（りんぎょうそせいさんがく）

林業生産活動によって生み出された林産物の生産量に、それぞれの価額を乗じて算出した額。

林業普及指導員（りんぎょうふきゅうしどういん）

森林法第187条に基づき配置され、地域の林業関係者のまとめ役となっており、森林・林業に関する技術や知識、情報等を地域の人々に伝えるなど、地域林業の発展のために働く都道府県の職員。

→「フォレスター」

林床（りんしょう）

森林の地表面のこと。

林相（りんそう）

森林全体の姿、ありさまのこと。

林地（りんち）

木竹が集団で生立している土地を指す場合が一般的。

林地開発許可制度（りんちかいほつきよかせいど）

森林の乱開発防止のため、森林法によって定められている開発規制措置。

林地残材（りんちざんざい）

主伐、間伐等の森林施業をした後、林内に放置されている木材。

林道（りんどう）

公道から、森林へアクセスするための幅員3～7m程度の自動車道。管理主体は主に市町村。

林道密度（りんどうみつど）

森林の単位面積当たりの林道延長をいい、通常はm/haで示す。これに林内に存在する一般道路を加えたものの密度を林内道路密度といい、同様にm/haで示す。

林班（りんぱん）

森林計画では、森林の位置を明らかにする必要があることから、対象の森林を字界や尾根、谷等の天然地形により通常50ha程度に分けて区分しており、これを「林班」と呼び、数字を振ってあらわしている。林班内を所有者、林相、林齢、樹種、法令等の異なるごとに細かく分けたものを「小班」といい、数字で表す。小班数が多い場合は、天然地形等で5ha程度に小班をまとめて「準林班」と呼んでおり、イ、ロ、ハで表す。これらをまとめて林小班と呼んでいる。

林分（りんぶん）

林相がほぼ一様で、隣接する森林と区別できるような条件をそなえた森林。例えば、樹種、樹齢、林木の直径等がそろっているなどで、林業経営上の単位として扱われる。

林齢（りんれい）

森林の年齢のこと。人工林では、苗木を植えた年を「1年」として、以下「2年」、「3年」…と数える。

齢級（れいきゅう）

森林の年齢（林齢）を一定の幅にくくったもの。一般に5年を一区切りにし、林齢1～5年を1齢級、6～10年を2齢級、以下3齢級、4齢級という。

路網（ろもう）

一般に林道・作業道の総称。本計画では、公道、林道、作業道をいう。

策定年月 平成29年 月

編集発行 岐阜県林政部林政課